

令和 7 年（2025 年）3 月 21 日

担 当 県民文化部 こども若者局次世代サポート課
馬場、野澤、安楽、木村電 話 026-235-7207（直通）
026-232-0111（代表） 内線 2853

E-mail shoushika@pref.nagano.lg.jp

長野県子ども・若者支援総合計画の一部改訂について

1 趣旨

- 現行の「長野県子ども・若者支援総合計画」は令和 5 年 3 月に策定（計画期間：令和 5 ～ 9 年度）
- こども基本法の施行（令和 5 年 4 月）やこども大綱の閣議決定（令和 5 年 12 月）を踏まえ、「長野県子ども・若者支援総合計画」の一部を改訂。

2 検討状況等

- R 6. 7 青少年問題協議会で審議
- R 7. 2 青少年問題協議会で審議
- R 7. 3 社会福祉審議会で報告

【子ども・若者との意見交換等の状況】

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| ① 若手社会人との意見交換会(R6. 7. 11) | ⑥ 信州みらいフェス in 松本(R6. 9. 15) |
| ② 第 1 回こどもモニターアンケート(R6. 8) | ⑦ 第 1 回信州若者みらい会議(R6. 10. 20) |
| ③ 奨学生との意見交換会(R6. 8. 20) | ⑧ 第 2 回こどもモニターアンケート(R6. 10) |
| ④ 信州みらいフェス in 東京(R6. 8. 18) | ⑨ 第 2 回若者との意見交換会(R6. 11. 9) |
| ⑤ 第 1 回若者との意見交換会(R6. 8. 31) | ⑩ 第 2 回信州若者みらい会議(R6. 11. 16) |

【参考】こども基本法

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第 11 条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 一部改訂の主な内容

（1）計画の位置付けの追加

これまで、次世代育成支援対策推進法など様々な法律の県計画等に位置付けられていたが、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」としての位置付けを追加。

（2）計画の基本姿勢の見直し

こども基本法やこども大綱の趣旨、子ども・若者との意見交換などを踏まえ、権利の主体として認識することや個人としての尊重、子ども・若者の意見を施策に反映することなどを明記。

（3）計画策定以降の新たな施策の内容の追加

一部改訂に合わせ、施策の内容の時点修正を行った。

【主なもの】

○県と市町村による「長野県若者・子育て世代応援プロジェクト(R6. 3)」に掲げた施策

- ・メタバースによる仮想空間を活用した新たな出会いの場の創出
- ・保育士の働きやすい職場づくりや保育士確保策の強化

○R 6 以降の県予算による新規施策

- ・保育料軽減や授業料軽減などの「子育て家庭応援プラン(R6～)」
- ・ライフデザイン支援の強化、出会い・結婚の充実、困難を抱える若者への支援など若者施策の充実強化(R7)

○信州未来共創戦略に基づく県アクションに掲げた施策

- ・県の審議会等への若者の積極的な登用
- ・地域ごとにユースセンター（高校生等の居場所など）の設置を促進
- ・「ながの子育て家庭優待パスポート」の電子化を推進

「長野県子ども・若者支援総合計画(一部改訂)」について（基本姿勢の見直し）

基本姿勢（長野県子ども・若者支援総合計画）

【現行】

1 「子ども・若者起点」の実現

子ども・若者を取り巻く状況の変化や、子ども・若者の意識の変化を敏感に捉え、その思いに寄り添った必要とされる施策を実現します。

2 「対話」の実現

県の取組を、子ども・若者にとって分かり易く、入手し易い方法でタイムリーに発信するとともに、年齢や発達の段階に応じて意見を表明する機会を、施策の策定、実施及び評価の各段階において確保することにより、子ども・若者の声の施策への反映を実現します。

3 「共創」の実現

変化が急激で先を見通すことができない社会の中で、子ども・若者に求められる支援を実施し、抱える問題を解決するため、市町村や国との連携を強化するとともに、経済界、民間団体等と一体となって施策を実現します。

参考：こども基本法（一部抜粋）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

…
（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【改訂後】

1 「子ども・若者起点」の実現

子ども・若者を権利の主体として認識し、個人として尊重するとともに、その基本的人権を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るよう取り組みます。

子どもや若者の各ライフステージに応じて切れ目なく対応し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます。

多様な価値観・考え方を前提とした、若い世代の描くライフデザインの希望実現を目指します。

若い世代の視点に立って、その思いに寄り添った結婚、子育てに関する施策に取り組みます。

2 「意見反映」の実現

県の取組を、子ども・若者にとって分かり易く、入手し易い方法でタイムリーに発信するとともに、年齢や発達の段階に応じて意見を表明する機会を、施策の策定、実施及び評価の各段階において必ず確保することにより、子ども・若者の意見を施策へ反映します。

3 「共創」の実現

変化が急激で先を見通すことができない社会の中で、若い世代の生活の基盤の安定を図る支援を実施するため、市町村や国との連携を強化するとともに、経済界、民間団体等と一体となって取り組みます。

子ども・若者が年齢や発達の段階に応じて、多様な社会的活動に参画する機会の創出に取り組みます。

参考：こども施策に関する基本的な方針（こども大綱）

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

長野県子ども・若者支援総合計画

～夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現～

令和５～９年度

令和５年３月

(令和７年３月一部改訂)

長 野 県

目次	
は　じ　め　に	2
第1編　長野県の子ども・若者を取り巻く状況	3
第1章　社会全体の状況	3
(少子化の急速な進行)	3
(貧困の連鎖、格差拡大への懸念)	5
(新型コロナウイルス感染症の影響)	7
(社会におけるデジタル化の急速な進展)	8
(子ども・若者政策を取り巻く変化)	8
第2章　子ども・子育て家庭の状況	9
(将来への夢や希望・自己肯定感)	9
(生活や授業への理解、新型コロナウイルス感染症による影響)	9
(生活への満足度)	10
第2編　めざす姿	11
第1章　基本目標	11
第2章　基本方針	12
第3章　基本姿勢	13
第3編　施策の展開	14
第1章　結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり	15
第1節　就業の支援	15
第2節　結婚の支援	18
第3節　妊娠、出産及び子育ての支援	21
第4節　職場環境の整備	28
第5節　ライフデザイン教育の推進	32
第6節　地域の特性を生かした取組等	33
第7節　社会全体の気運醸成	36
第2章　誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり	39
第1節　子どもの貧困対策	39
第2節　家庭での養育に困難を抱える子どもの支援	46
第3節　いじめへの対応・不登校児童生徒の支援	50
第4節　ニート・ひきこもりの支援	55
第5節　障がいのある子どもの支援	58
第6節　発達障がいの支援	62
第7節　医療的な配慮を必要とする子どもの支援	67
第8節　子ども・若者のいのちを支える	69
第9節　特に配慮が必要な子どもの支援	73
第3章　健やかに成長、自立できる社会づくり	76
第1節　幼児教育の推進	76
第2節　心身の健康の基盤づくり	78
第3節　青少年の健全育成	82
第4節　子どもの性被害防止	85
第4編　成果指標	87
用語解説	89

「※」の付いた用語は、91 ページ以降の用語解説をご覧ください。

は じ め に

1 策定の趣旨

本県では、平成 30 年（2018 年）3 月に子ども・若者施策を横断的かつ一体的にまとめた初めての総合計画として、「長野県子ども・若者支援総合計画」を定め、「子ども・若者の未来の応援」に向けた取組を進めてきました。

その後の長期にわたる新型コロナウイルス感染症の流行や、「VUCA^{*}な時代」といわれる急激で先を見通すことができない社会の変化は、成長の過程において様々な影響を受けやすい子どもと子育て家庭や、経済的に不安定な若者に、これまでにない多大な影響を及ぼしています。

多くの子ども・若者が不安を抱え、様々なつながりの希薄化により孤独・孤立感が高まる中で、自殺や児童虐待、ひきこもり、不登校の増加など子ども・若者が置かれている環境は、より厳しさを増しています。

全ての子ども・若者は、長野県の宝であり、未来を切り拓く主役です。

置かれている様々な環境に応じて、一人ひとりの子ども・若者に寄り添い、コロナ禍からの回復への道筋を示していくとともに、置かれた環境によって夢や希望をあきらめてしまうことがないように、子ども・若者の希望実現や幸福追求を社会全体で支えていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行による経済的・心理的不安感、結婚や妊娠・出産により家族を持ちたいという気持ちに影響を及ぼし、少子化が更に加速していくおそれがあります。

急速に進行する少子化に歯止めを掛け、人口減少・超高齢社会に適応した持続可能で活力あふれる社会を実現するため、女性や若者に選ばれるための取組を進めていく必要があります。

この計画は、このような状況を踏まえ、長野県将来世代応援県民会議^{*}、長野県青少年問題協議会^{*}等において検討を重ねるとともに、中学生、高校生、大学生、若者や子育て世代から、直接ご意見をお聴きする中で、結婚・妊娠・出産、幼少期から青年期まで、切れ目なく次代を担う子ども・若者を社会全体で支え、応援するための取組を、概ね 2035 年の長野県の将来像を展望し、これを実現するための今後 5 年間の行動計画としてまとめたものです。

その後、令和 5 年 4 月にこども基本法が施行され、同年 12 月にこども大綱が閣議決定されたことから、子ども・若者との意見交換なども踏まえ、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」としての位置付けの追加、基本姿勢の見直し、施策内容の追加などの一部改訂を令和 7 年 3 月に行いました。

2 計画の性格

本計画は、次の計画として位置付けられるものです。

- ・ 長野県総合 5 か年計画「しあわせ信州創造プラン 3.0」における子ども・若者関連施策の個別計画
- ・ 県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例に基づく「行動計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県子ども・若者行動計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県こどもの貧困対策計画」
- ・ こども基本法に基づく「都道府県こども計画」

3 計画期間

令和 5 年度（2023 年度）を初年度とし、令和 9 年度（2027 年度）を目標年度とする 5 か年計画を計画期間とします。

4 計画の対象となる「子ども・若者」の範囲

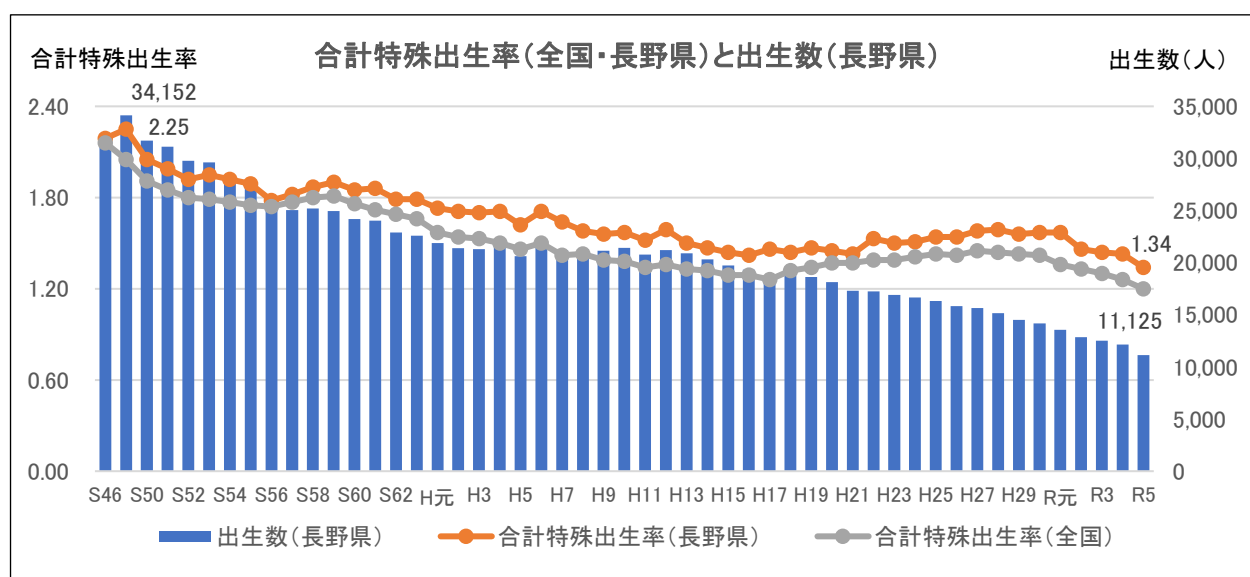
この計画の対象となる「子ども・若者」の範囲は、0 歳から概ね 30 歳未満とします。ただし、社会的に困難を有する若者や結婚支援を必要とする若者は、概ね 40 歳代前半まで対象とします。

第1編 長野県の子ども・若者を取り巻く状況

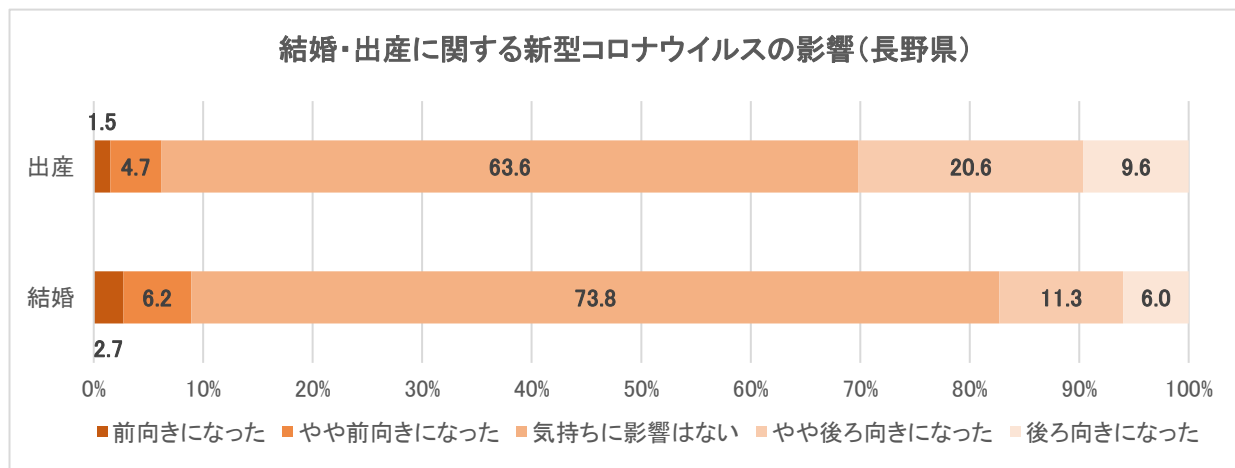
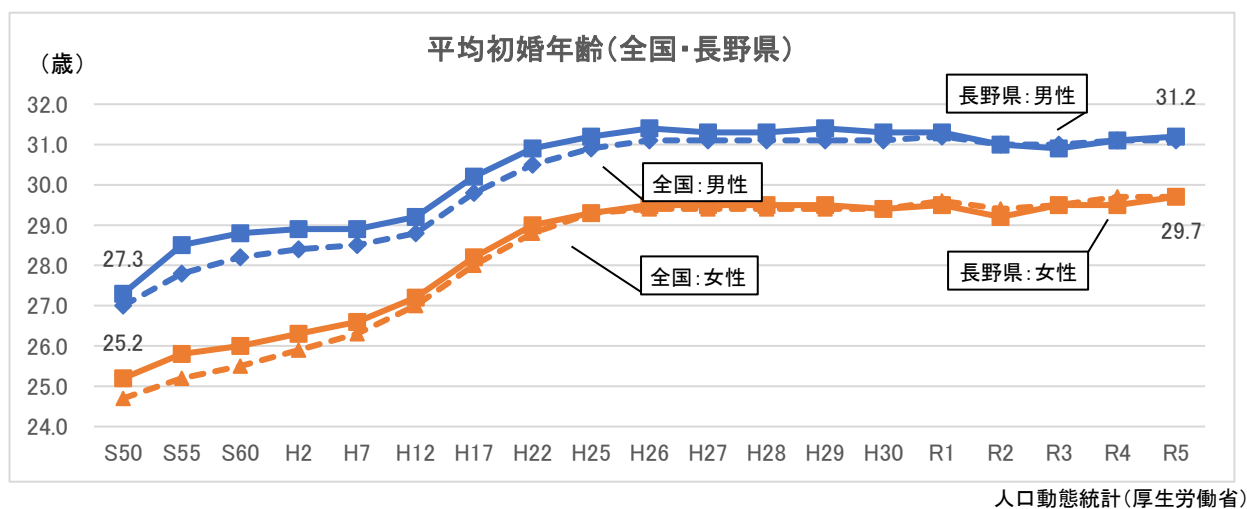
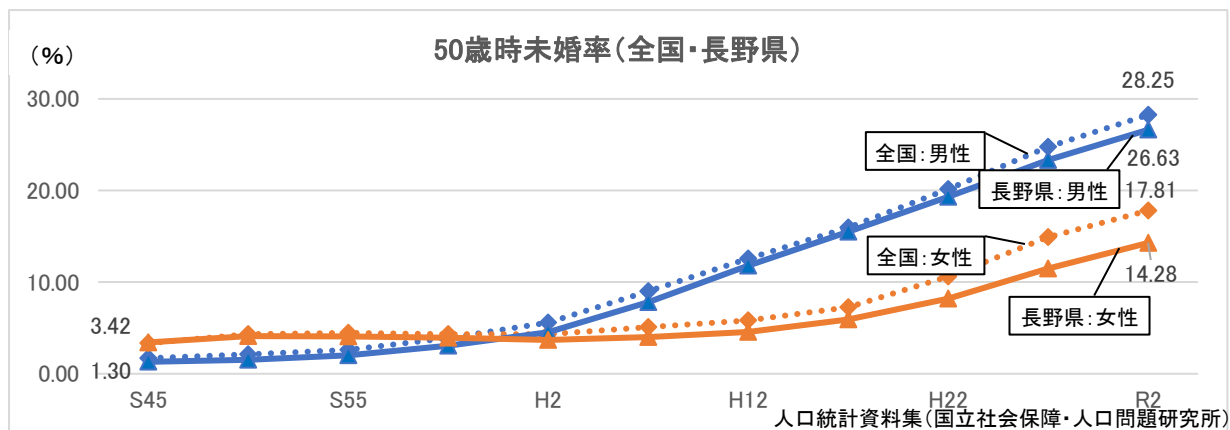
第1章 社会全体の状況

(少子化の急速な進行)

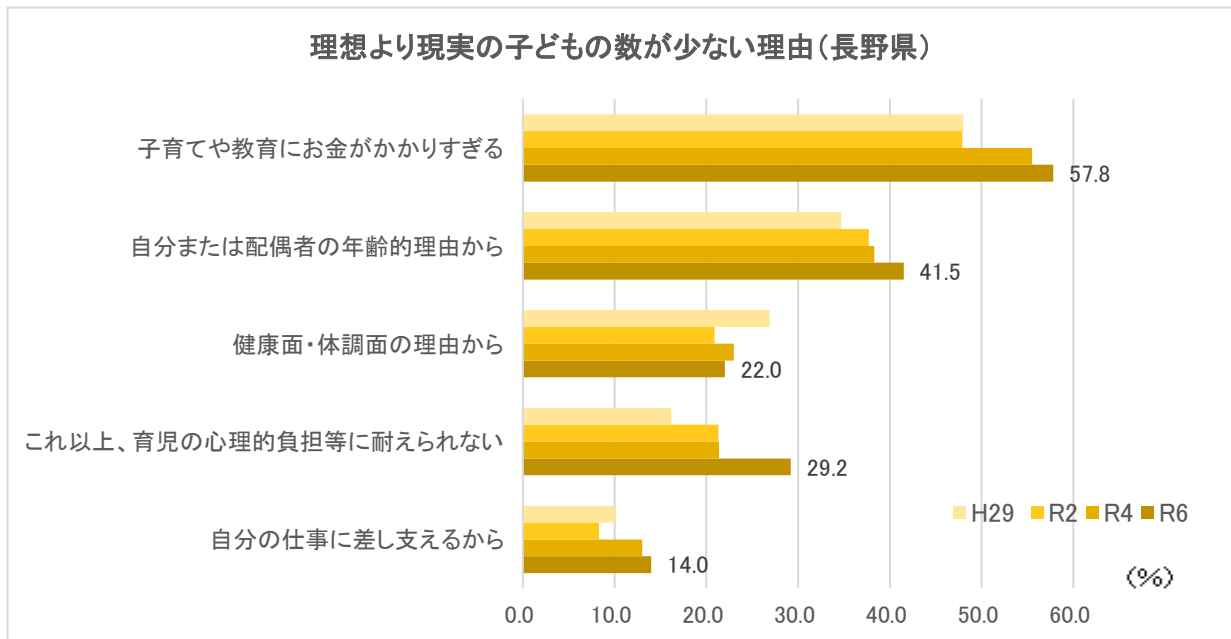
- 全国の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期（昭和46（1971）～49年（1974年））を含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、昭和50年（1975年）に2.0を下回ってから低下傾向となり、平成17年（2005年）には過去最低の1.26まで落ち込みました。その後、平成27年（2015年）には1.45まで上昇したものの、令和5年（2023年）は1.20となり、前年の1.26を0.06ポイント下回っています。
- 長野県の合計特殊出生率は、全国平均を上回るものの、全国と同様に低下傾向が続き、平成16年（2004年）には1.42まで落ち込みました。その後やや回復して横ばいで推移してきたものの、令和4年（2022年）は1.43（前年比▲0.1）、令和5年（2023年）は1.34（都道府県別で第17位）と、4年連続で低下しています。
- 長野県の出生数は、第2次ベビーブーム期の昭和49年（1974年）には約34,000人に達していましたが、その後長期的に減少傾向が続きました。若者の人口が減少していることや、未婚化・晩婚化の進行、新型コロナウイルス感染症流行の影響などにより、出生数の減少に歯止めが掛かっていません。



- 令和2年（2020年）における長野県の生涯未婚率（50歳時点で結婚したことのない人の割合）は、男性26.63%（約4人に1人）、女性14.28%（約7人に1人）で、全国平均を下回るものの、平成27年（2015年）に比べ男性が3.32ポイント、女性が2.78ポイント上昇しており、未婚化が進んでいます。
- 令和5年（2023年）における長野県の平均初婚年齢は、男性31.2歳、女性29.7歳で、全国平均に近く、それぞれ都道府県別で39位、40位と全国の中でも晩婚化が進んでいます。
- 令和5年（2023年）における新型コロナウイルス感染症の影響で結婚や出産に後ろ向きになった又はやや後ろ向きになったという方が、それぞれ17.3%、30.2%おり、更なる少子化が進行する懸念があります。



R5 長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査(長野県)

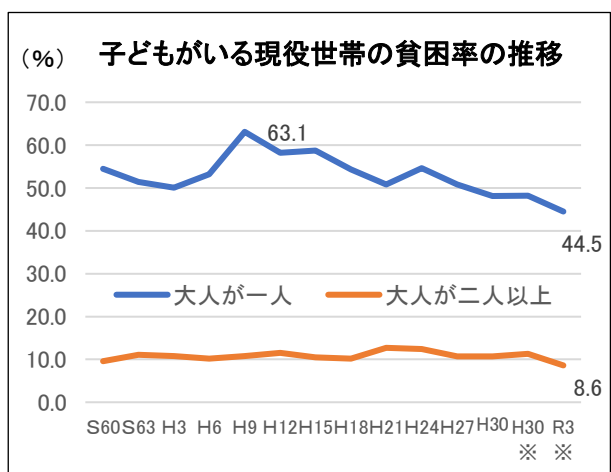
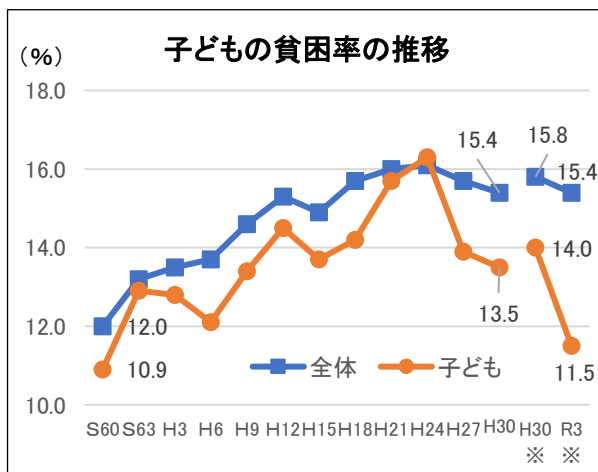


長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査(長野県)

(貧困の連鎖、格差拡大への懸念)

- 令和3年(2021年)の全国の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)は127万円で、相対的貧困率(貧困線に満たない世帯員の割合)は15.4%、子どもの貧困率(17歳以下)は11.5%となっており、平成30年(2018年)より0.4ポイント改善しましたが、7人に1人の子どもが相対的貧困[※]の状況にあります。また、世帯構成別に見ると、大人が2人以上の家庭に対し、ひとり親家庭等大人が一人の家庭の相対的貧困率は約5倍となっています。

全国調査とは調査方法が異なるため、単純比較はできませんが、本県の令和4年(2022年)調査による子どもの貧困率は9.7%となっており、10人に1人の子どもが相対的貧困[※]の状況にあります。



※OECD新基準によるもの

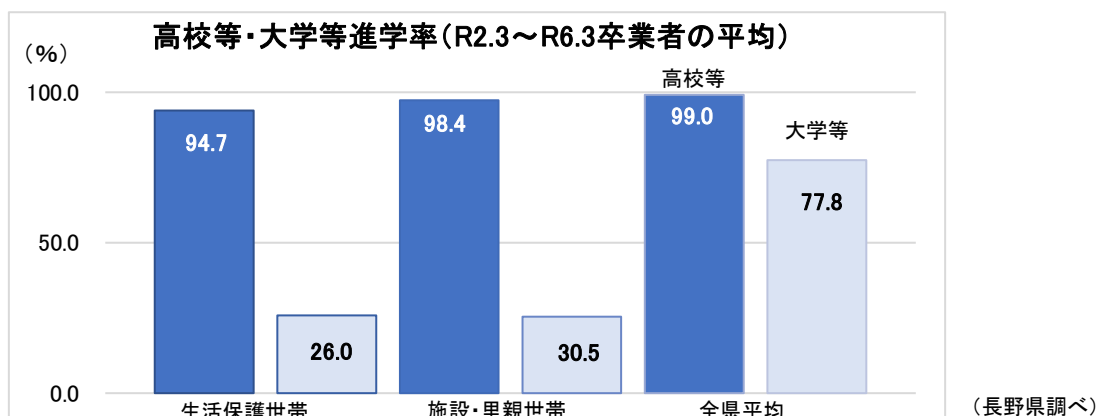
国民生活基礎調査(厚生労働省)

※OECD新基準によるもの

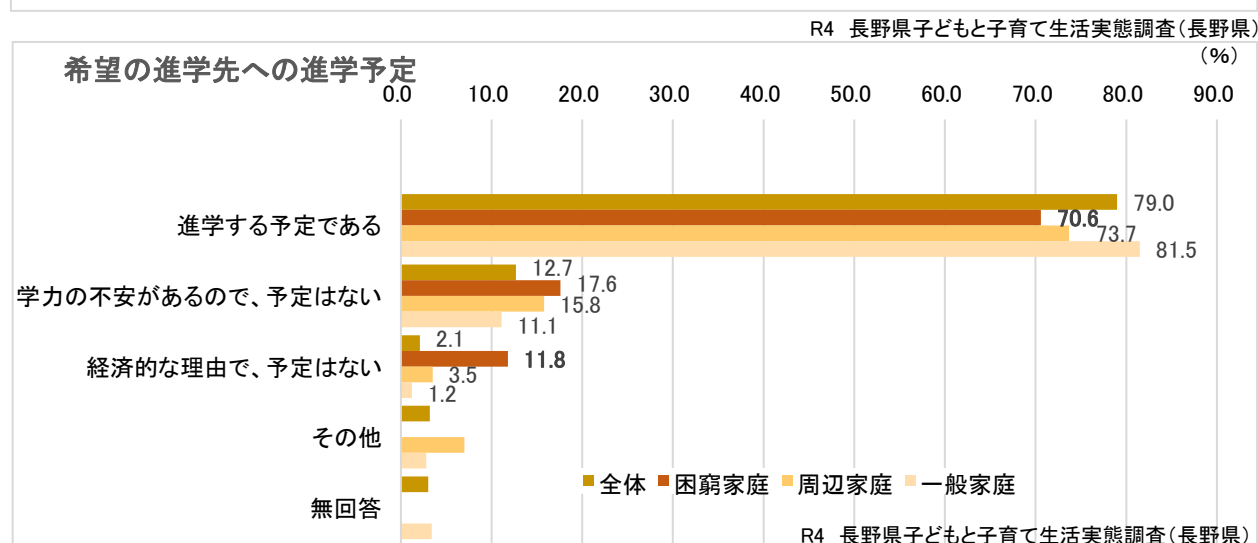
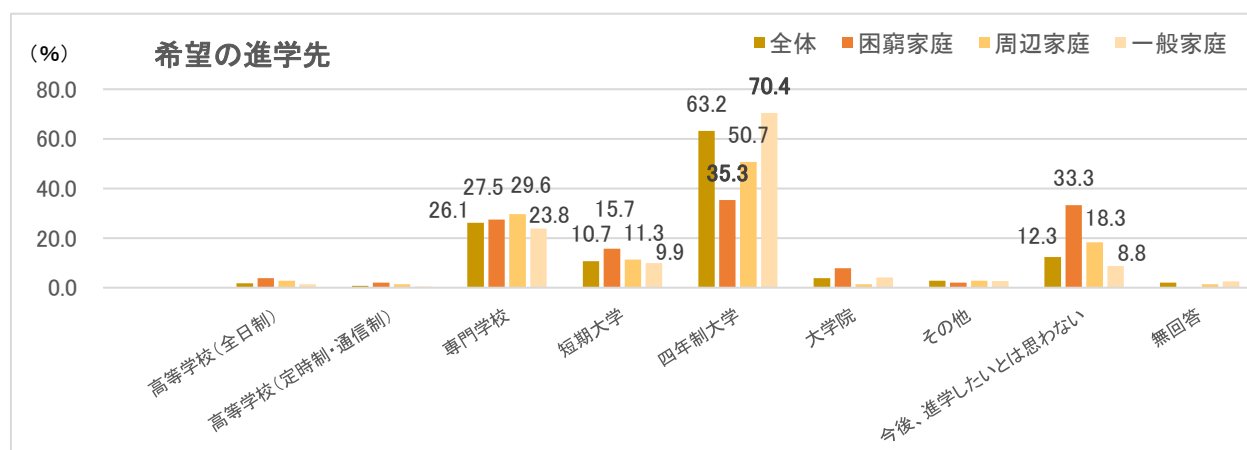
国民生活基礎調査(厚生労働省)

- 急激な円安や資源価格の高騰により、生活に身近な食料品やエネルギーの価格は上昇しており、長野市の令和4年(2022年)10月の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)は前年同月比で4.4%上昇し、41年1か月振りの伸びとなっています。生活困窮世帯などの暮らしが、より厳しくなるおそれがあります。

- 生活保護世帯の子どもや施設・里親に措置された子どもは、大学等の高等教育機関への進学率が全県平均と比較して著しく低い状況にあります。



- 四年制大学への進学について、一般家庭の子どもは70.4%が希望している一方、困窮家庭の子どもは約半数の35.3%となり、その差が35.3%（平成29年度（2017年度）29.4%）と大きくなっています。
- 困窮家庭においては、一般家庭に比べて、希望する進学先に進学予定と考えている割合も低く、その理由として「経済的理由で予定がない」が11.8%（平成29年度（2017年度）4.8%）となっており、子どもの貧困が、その後の進学や就職に影響を与え、収入の高い職に就けないことで、次の世代に連鎖していくおそれがあります。



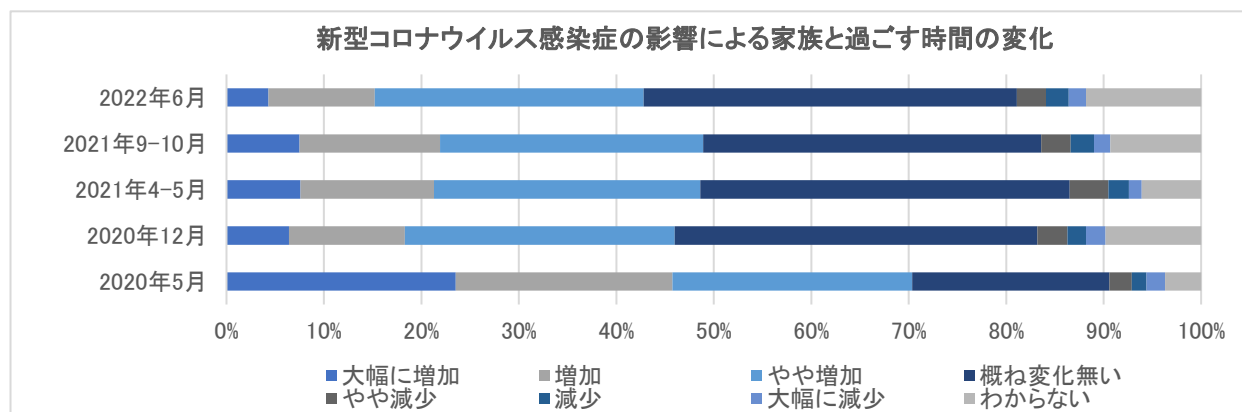
- 平成9年（1997年）から平成29年（2017年）の20年間で所得分布を比べると、20歳代では150万円未満、30歳代では100～400万円未満の雇用者の割合が全国で増加しており、若い世代が低所得化しており、世帯所得が500万円未満では、子どもを持つ割合が大

きく低減しているように、経済的な理由が少子化に更なる影響を及ぼすおそれがあります。

- 全国的に労働所得の格差は緩やかに低下傾向にありますが、25歳～34歳の所得格差は上昇傾向にあります。
また、パートタイム・有期雇用労働法（平成5年法律第76号）改正の全面施行以降、36.0%の企業では不合理な待遇差への対応が未実施となっており、正規非正規雇用間の格差が未だみられるほか、男女間の雇用形態・勤続年数等の差による所得格差もみられ、その解消が必要です。
- 障がい者、外国人、性的マイノリティ*等に対する偏見や差別、生きづらさがみられ、その解消が課題となっています。

（新型コロナウイルス感染症の影響）

- 新型コロナウイルス感染症は、これまでの日常生活や学校生活、社会経済活動などを大きく制限し、様々な場面において、多大な影響を及ぼしています。
- 特に成長の過程において様々な影響を受けやすい子どもたちは、日常生活や学校生活の中では、マスクでお互いの表情が分かりづらくなっていることによるコミュニケーション面の不安や、感染症対策による生活の変化によるストレス、悩みを一人で抱えることが多くなっているおそれがあります。
- 家庭の中では、在宅勤務やテレワーク*の実施によって、新型コロナウイルス感染症の拡大前（2019年（令和元年）12月前）と比べて、家族と過ごす時間や家事・育児の時間が増えており、多くの方が現在の家族と過ごす時間を保ちたいと考えています。



新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査（内閣府）

- 一方で感染症対策のため、登校・登園できない子どもの世話を不定期で行う必要がある場合などは、家事・育児と仕事の両立における新たな負担が生じるといった影響もあります。
- 新型コロナウイルス感染症は、非正規雇用やサービス業などの影響を受けやすい業種での雇用や労働時間に影響を与え、雇用・収入を一層不安定なものとしているおそれがあります。

（社会におけるデジタル化の急速な進展）

- あらゆる場面のデジタル化が進み、インターネットを利用することで空間的・時間的・経済的な制約や心身の障がいなどを乗り越え、必要な知識を身に付けたり、世界中の人々とコミュニケーションが取れるようになりました。
- 新型コロナウイルス感染症による学校の休業や外出の自粛の際には、情報通信機器を活用したオンラインによる遠隔授業が多く活用され、情報通信環境（オンライン環境）が様々な活動の新たな場になるなど、その存在感が一層大きくなっています。
- 令和6年度には、県内小学6年生の63.7%、中学3年生の84.5%が、自己所有又は家族との共有によって自分が使えるスマートフォンがあると回答しており、利用の普及や低年齢化が進んでいます^{（注1）}。
- 子ども・若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化も進んでいます。様々な利点がある反面、深夜までの利用による健康面への影響や、有害情報や虚偽情報の拡散、SNS[※]に起因する犯罪被害、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、ネット依存やゲーム依存など、様々な弊害が生じています。

（子ども・若者政策を取り巻く変化）

- 長野県では、子ども・若者関連施策に係る総合的な企画、部局横断的な調整等を行う体制を強化するため、令和3年（2021年）4月に「こども若者局」を設置しました。
- 令和3年（2021年）の出生数が過去最少を記録するなど、新型コロナウイルス感染症の影響により少子化の進行が加速しており、地域社会の持続可能な発展に対する大きな脅威となっていることから、地域社会が総力を挙げて少子化対策を推進するため、長野県議会の提案により、「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」が、令和4年（2022年）3月に制定されました。
- 県と77の県内市町村では、「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」の制定と足並みを揃え、令和4年（2022年）3月に、「女性や若者が暮らしたくなる信州づくり」、「若者の出会いや結婚の希望の実現」、「子どもを生み、育てる世代の安心と幸せの実現」を柱として、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）にかけて集中的に取り組む施策の方向性を「若者・子育て世代応援プロジェクト」として取りまとめるとともに、長野県知事、長野県市長会長、長野県町村会長の3者が、若者・子育て世代を応援するための施策を共に推進していくことを共同で宣言しました。
さらに、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）にかけて出会いや結婚、子育てまで、ライフステージに応じた支援の更なる充実に取り組んでいくため、令和6年3月に、「若者・子育て世代応援プロジェクト（改訂版）」を取りまとめました。
この計画の施策の展開において、「若者・子育て世代応援プロジェクト」で取りまとめた施策を定めています。
- 令和4年（2022年）6月に「こども基本法」が制定され、令和5年（2023年）4月に施行されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。
次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することが求められています。

○ また、同法に基づき、全ての子どもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会を確保することが求められています。

○ 令和5年（2023年）4月に「こども家庭庁」が設置されました。

子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務などを担うものであり、県においても連携して、子ども政策の総合的な推進を図っていく必要があります。

第2章 子ども・子育て家庭の状況^{（注2）}

（将来への夢や希望・自己肯定感）

○ 将来の夢・なりたい職業が「ある」子どもの割合は、学年が上がるにつれて少なくなっており、5年前の調査より低下

将来の夢・なりたい職業の有無について、「ある」が67.0%（平成29年度（2017年度）72.7%）、「ない」が32.2%（平成29年度（2017年度）26.1%）となり、「ある」と回答した割合は、学年別で小学5年生では77.8%、中学2年生では60.0%、16・17歳は60.7%となっています。

○ 学年が上がるにつれ自己肯定感が低下する傾向がみられ、困窮家庭は、一般家庭や周辺家庭よりも低い傾向

自己肯定感に関する項目については、どの項目においても学年が上がるにつれ、肯定的な回答割合が少なくなる傾向がみられました。

また、いずれの項目についても、全体として、困窮家庭の「とても思う」の回答割合は、一般家庭や周辺家庭よりも低くなっています。

「とても思う」の回答割合

「自分の将来が楽しみだ」	小5：51.4%	中2：25.5%	16・17歳：21.9%
「頑張れば、報われると思う」	小5：43.4%	中2：36.1%	16・17歳：27.2%
「自分のことが好きだ」	小5：31.4%	中2：19.0%	16・17歳：16.4%
「自分は価値のある人間だ」	小5：27.8%	中2：20.8%	16・17歳：17.3%

（生活や授業への理解、新型コロナウイルス感染症による影響）

○ 生活や授業理解度の面で、困窮家庭と一般家庭、周辺家庭に格差。新型コロナウイルス感染症の影響により格差が拡大するおそれ

現在の暮らしの状況について「苦しい」と回答した割合は一般家庭では22.2%であるのに対し、困窮家庭で88.5%となっており、また、過去1年間に「食料が買えなかった経験」や「衣類が買えなかった経験」がある困窮家庭は、7割以上と高い割合となっています。

家電製品、子ども用品など15品目について経済的理由のために世帯にないものについて、一般家庭では「あてはまるものはない」が7割だったのに対し、困窮家庭では多数の項目で世帯にないものがあると回答しています。

新型コロナウイルス感染症の影響による「世帯全体の収入の変化」について「減った」と回答した割合は、一般家庭で19.3%に対し、周辺家庭で36.3%、困窮家庭で半数以上の54.9%

となっており、生活の格差が更に拡大するおそれがあります。

また、保護者への調査では、新型コロナウイルス感染症の影響により「あなた自身がイライラや不安を感じたり、気分が沈むこと」について「増えた」と回答した割合は、一般家庭が 28.0% に対し、周辺家庭で 46.3%、困窮家庭で 56.2% となっており、家計だけでなく、精神面でも半数以上の困窮家庭の家庭に影響を及ぼしています。

○ 授業への理解度は困窮家庭が一般家庭や周辺家庭よりも低い傾向があり、新型コロナウイルス感染症の影響により理解度の格差が拡大するおそれ

授業の理解度については、全体として「わからない」が 30.5% となっている一方、困窮家庭では 52.7% となっており、貧困が学習理解にも影響を及ぼしていることが考えられます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による変化として「学校の授業が分からないと感ずること」について「増えた」と回答した割合は、一般家庭で 19.6% に対し、周辺家庭で 27.4%、困窮家庭で 35.6% となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、授業理解度の格差が更に拡大するおそれがあります。

（生活への満足度）

生活の満足度について、「6～10」（満足度が高い方の回答）に該当する割合は、一般家庭では 74.1% であったのに対し、困窮家庭で 29.0% となっており、困窮家庭ほど満足度が低くなっています。

【参考文献】

（注1）令和6年度情報端末とのよりよいかかわりに向けたアンケート（長野県実施）参照

（注2）令和4年度長野県子どもと子育て生活実態調査（長野県実施）参照

第2編 めざす姿

第1章 基本目標

子ども・若者を取り巻く状況などを踏まえた上で、社会全体で子ども・若者を支えていくための基本目標を次のとおり掲げます。

基本目標	夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現
-------------	-----------------------------

夢や希望がかなう

・日々の暮らしや、進学や就職、結婚や出産、子育てなどの各段階において、こうありたいと想う夢や希望は、子ども・若者一人ひとりのみならず、長野県が、未来を切り拓いていく原動力となるものです。

一方で、子どもたちの約2割が頑張れば報われると思えず、若者が持ちたい理想の子ども数を持つ予定がないというアンケート結果からは、夢や希望を持つこと自体をあきらめてしまっている多くの子ども・若者がいることが伺えます。

・置かれている環境にかかわらず、誰もが夢や希望を持ち、挑戦できるとともに、かなえることができるように、社会全体で子ども・若者を応援していきます。

笑顔あふれる

・物質的にも、精神的にも豊かな社会の中で、しあわせを実感できることが、子ども・若者の笑顔へとつながっていきます。

・新型コロナウイルス感染症の流行や国際情勢の激変による物価高騰などが、子ども・若者の心身や、取り巻く社会経済環境に大きな影響を及ぼしている中、一人ひとりに寄り添い、支えていくことで、身体的、精神的、社会的にも満たされた状態をめざしていきます。

第2章 基本方針

本計画では、基本目標の達成に向けて、次の3つの基本方針のもと、施策を展開します。

1 結婚、妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり

- 結婚・出産・子育てに関する経済的負担の軽減や、仕事と子育ての両立の実現により、女性・若者・子育て世代の希望が実現し、安心して生活できることで、出生数の減少に歯止めが掛かっている。
- 若者や子育て世代が、長野県で暮らしたい、暮らしてよかったと実感し、家族を持つ選択、仕事や子育てをする選択をしている。

2 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり

- 経済状況や、疾病や障がいの有無、性別や国籍の有無など置かれた環境にかかわらず、誰もが等しくその存在を認められ、自らの可能性に何度でも挑戦でき、自分らしく生きることができる。
- 困難に直面したとき、ライフステージに応じて切れ目なく包括的な相談・支援を受けられることにより、誰もが夢や希望を持って生きることができ、困難の連鎖が解消されている。

3 健やかに成長、自立できる社会づくり

- 全ての子ども・若者が、かけがえのない時期を心身ともに健やかに過ごすことができ、絶え間ない変化の時代において、しあわせに、成長していくことができる。
- 子ども・若者の意見表明や社会参画の機会が確保されるとともに、一人ひとり異なる個性や可能性を伸ばすことができ、未来を切り拓く自立して生きる力が育まれている。

第3章 基本姿勢

次代を担う子ども・若者を切れ目なく社会全体で支え、応援する観点から、基本目標の達成に向けて、次の3つの共通理念を、全ての子ども・若者施策を推進する上での基本姿勢として掲げます。

1 「子ども・若者起点」の実現

子ども・若者を権利の主体として認識し、個人として尊重するとともに、その基本的人権を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るよう取り組みます。

子どもや若者の各ライフステージに応じて切れ目なく対応し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう取り組みます。

多様な価値観・考え方を前提とした、若い世代の描くライフデザインの希望実現を目指します。

若い世代の視点に立って、その思いに寄り添った結婚、子育てに関する施策に取り組みます。

2 「意見反映」の実現

県の取組を、子ども・若者にとって分かり易く、入手し易い方法でタイムリーに発信するとともに、年齢や発達の段階に応じて意見を表明する機会を、施策の策定、実施及び評価の各段階において必ず確保することにより、子ども・若者の意見を施策へ反映します。

3 「共創」の実現

変化が急激で先を見通すことができない社会の中で、若い世代の生活の基盤の安定を図る支援を実施するため、市町村や国との連携を強化するとともに、経済界、民間団体等と一体となって取り組みます。

子ども・若者が年齢や発達の段階に応じて、多様な社会的活動に参画する機会の創出に取り組みます。

第3編 施策の展開

基本目標 「夢や希望がかなう、笑顔あふれる未来の実現」

I 結婚、妊娠・出産、子育ての希望 が実現できる社会づくり

- 1 就業の支援
- 2 結婚の支援
- 3 妊娠、出産及び子育ての支援
- 4 職場環境の整備
- 5 ライフデザイン教育の推進
- 6 地域の特性を生かした取組等
- 7 社会全体の気運醸成

II 誰でも夢や希望に向けて チャレンジできる社会づくり

- 1 子どもの貧困対策
- 2 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援
- 3 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援
- 4 ニート・ひきこもりの支援
- 5 障がいのある子どもの支援
- 6 発達障がいの支援
- 7 医療的な配慮を必要とする子どもの支援
- 8 子ども・若者のいのちを支える
- 9 特に配慮が必要な子どもの支援

III 健やかに成長、自立できる 社会づくり

- 1 幼児教育の推進
- 2 心身の健康の基盤づくり
- 3 青少年の健全育成
- 4 子どもの性被害防止

第1章 結婚・妊娠・出産、子育ての希望が実現できる社会づくり

第1節 就業の支援

1 現状と課題

- 企業の若年労働力の確保のニーズは高まっていますが、新規高卒・大卒就職者の約3人に1人が3年以内に離職しています。就労の前段階で、職業観の醸成、企業への理解を促進する必要があります。
- 若者層の非正規比率は減少傾向にあるものの、正社員と非正社員の間には賃金格差があります。
長引く新型コロナウイルス感染症の影響により雇用情勢が不安定な中、公正な待遇や能力開発の機会の確保などに取り組む必要があります。
- 県内公立高校卒業生の県内就職率は9割を超える高い水準にあるものの、県内大学卒業生の県内就職率は5割程度で、ほぼ横ばいに推移しています。
- 県内出身学生のUターン就職率は、近年減少傾向にあったものの令和3年（2021年）3月卒は、男女ともに前年を上回りました。
新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワーク※やワーケーション※など働き方の変化や、働く場所に関する意識の変化や、新型コロナウイルスの感染拡大で採用を控えていた企業の採用動向などを捉え、若者の県内就職を促進していくことが必要です。

2 施策の方向性

- 地域社会や企業の活力維持のため、若年労働者の確保が重要であることから、若者の就労拡大のための取組を進めるとともに、職場体験・就業体験活動を充実します。
- 早期離職防止のため、高校・企業間で就職学生を共有します。
- 職業理解を深め、将来自分が働くイメージを持てるよう、学生のインターンシップ※の実施を促進します。
- 産業界が求める技術・技能の習得に加え、職業人としての基礎能力も高い産業人材を育成します。
- 若者の正規雇用を促進するため、正規雇用に向けた就業相談、職業紹介等を行います。
- 県内外の学生や若者に対して、県内企業の魅力や信州で働く魅力の理解促進を図り、県内企業での就職を促進します。

3 施策の展開

1 若者の雇用・就労促進、労働力確保

- ・多くの学生に県内企業の魅力を知ってもらえるよう、学生インターンシップ※の支援に取り組みます。（県民の学び支援課）
- ・Uターン就職促進協定校との連携やインターンシップ※参加費用の助成等により、県外の大學生等の県内でのインターンシップ※推進体制の整備を行います。（労働雇用課）
- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）
- ・求職中の若者や、育児や介護等の事情がある求職者を対象に、デジタルスキルを学べるオンラインの職業訓練から就職のマッチングまで一貫して支援し、成長が期待されるデジタル分野

への労働移動を後押しします。（産業人材育成課）

2 人材育成

- ・グローバルな視野を持ち地域に貢献するリーダーを育成するため、長野県立大学・同大学院における教育研究活動等に必要な運営費を支援します。（県民の学び支援課）

- ・看護大学及び須坂看護専門学校において、質の高い看護職員の養成を行います。（医師・看護人材確保対策課）

- ・福祉大学校において、志を持った意欲の高い学生を確保し、地域福祉の向上に貢献する質の高い保育士及び介護福祉士を養成します。（地域福祉課）

- ・工科短期大学校の「デジタル人材育成拠点」としての機能強化や、地域企業及び高等学校との連携による5か年の教育モデル（信州P-T E C H）等の取組により、デジタル分野の先端技術を、現場に応用できる人材を育成します。（産業人材育成課）

- ・技術専門校において、若者や求職者を対象に職業訓練を実施することにより、地域産業の担い手となる人材を育成します。（産業人材育成課）

- ・林業大学校において、林業の専門的知識・技術を身に付け、今後の地域や林業界を支える人材を育成します。（信州の木活用課）

- ・農業大学校において、社会情勢等を踏まえたより魅力ある実践的なカリキュラムの構築を進め、農業技術の高度化、経営の専門化に対応できる知識と技術を兼ね備えた地域農業を担う人材を養成します。（農業技術課）

- ・就農相談活動等により、就農を支援するとともに、里親農業者等のもとの新規就農里親研修を実施し、参入者の確保・定着を推進します。（農村振興課）

- ・県内高等教育機関の魅力の向上及びグローバル人材の育成を図るため、産業界と県が連携して県内大学生を対象とした海外インターンシップ*を実施します。（県民の学び支援課）

- ・高校生や大学生が、長野県の基幹産業である製造業等の理工系分野について理解を深める機会を創出します。（県民の学び支援課）

3 職場環境の改善による職場定着の促進

- ・企業に対し、国の支援策に関する情報提供や関係法令の改正に対応するための相談支援、制度周知、働き掛け等を行うことにより、働き方改革を推進します。（労働雇用課）

- ・誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み実践する企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証し、広く発信することで、求職者等から選ばれる職場環境づくりを推進します。（労働雇用課）

- ・男性も女性も安心して働くことができ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望が実現できる子育て安心県を実現するため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会*」の活動を通じた組織トップの意識改革を促進するとともに、職場における「イクボス・温かボス」を推進します。（人権・男女共同参画課、次世代サポート課）

4 安定就労の促進

- ・職場環境改善アドバイザーの企業訪問等により、短時間正社員など多様な働き方制度の導入や同一労働同一賃金、非正規から正規への転換など処遇改善の取組を支援し、誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりを推進します。（労働雇用課）

- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の正社員としての就業を支援していきます。（労働雇用課）

- ・新規学卒者の県内就職を促進するため、県外学生に対するインターンシップ*フェアや就活

支援ポータルサイトを通じて学生の県内企業でのインターンシップ[※]実施を促進するとともに、インターンシップ[※]参加費の補助により学生の金銭的な負担を軽減させ、県内企業と学生のマッチングを図っていきます。(労働雇用課)

- ・オンラインでの相談やセミナーを活用し、県内外の学生の県内就職を支援します。(労働雇用課)

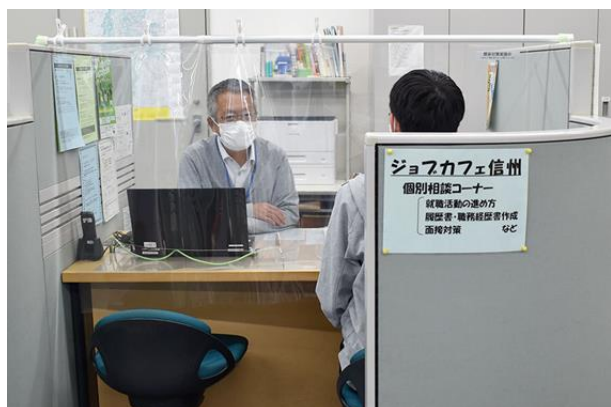
- ・求職者を対象に、保育士、介護福祉士、基本情報技術者などの資格取得に向けた多様な職業訓練を、民間教育訓練機関等と連携して実施することにより、安定就職を促進します。(産業人材育成課)

- ・女性を対象にデジタル分野の知識を習得するための環境を整備し、女性のデジタル分野への労働移動を促進するとともに就業機会を創出します。(産業人材育成課)

- ・求職中の若者や、育児や介護等の事情がある求職者を対象に、デジタルスキルを学べるオンラインの職業訓練から就職のマッチングまで一貫して支援し、成長が期待されるデジタル分野への労働移動を後押しします。(産業人材育成課)

- ・林業就業希望者に対し、一般財団法人長野県林業労働財団[※]と連携した共同就職説明会を開催し、就業情報の提供や就業相談、就業希望者と既就業者との交流機会の創出等に取り組みます。(信州の木活用課)

- ・就農相談活動等により、就農を支援するとともに、里親農業者等のもとの新規就農里親研修を実施し、参入者の確保・定着を推進します。(農村振興課)



(ジョブカフェ信州の個別相談の様子)

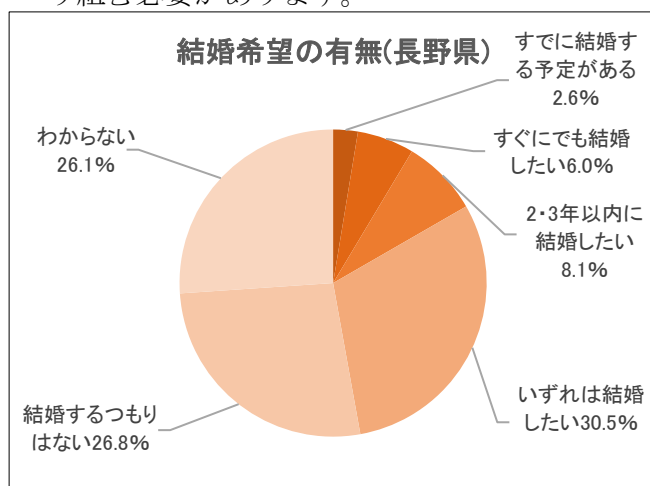


(工科短期大学校における信州P-TECHの様子)

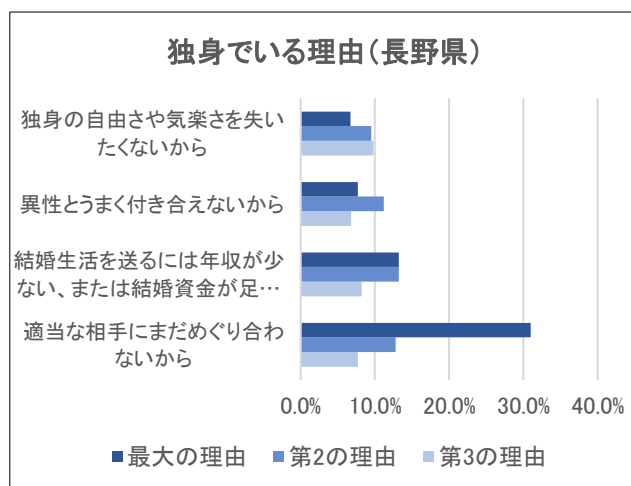
第2節 結婚の支援

1 現状と課題

- 未婚化・晩婚化が進行する一方で、未婚者の約7割が結婚を希望していますが、この5年間で男女ともに結婚を希望する割合が約1割減となっており、特に40代男性や30代女性は1割以上の大幅な減少となっています。
- 結婚を希望する者が独身でいる理由は、適当な相手にめぐり会わないことが最も大きな理由となっており、その内容として、独身の異性との出会いの機会がないことを挙げる方が増加傾向となっています。
新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いの機会が減少していることが要因として考えられますが、インターネットやSNS*を通じた出会いが増加していることもあり、多様な出会いの機会を創出していく必要があります。
- 結婚を希望する割合は高収入や正規雇用の者ほど高い傾向があり、経済的な不安感が結婚に影響を与えていることが考えられます。
また、新型コロナウイルス感染症の影響により約2割の方が結婚に対して後ろ向きになり、その最大の理由として経済的な不安感を挙げています。
このような状況を踏まえ、結婚に伴う経済的負担軽減や、若者の雇用安定、所得向上に取り組む必要があります。



R6 長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査(長野県)



R6 長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査(長野県)

2 施策の方向性

- 市町村、関係団体等と連携して、結婚を望む者の希望がかなうよう、最新の科学技術の活用その他の方法により、出会いの場の提供、相談体制の充実、情報の提供等必要な支援を行います。
- 恋愛結婚を希望する人、お見合い結婚を希望する人、それぞれのニーズに応じた多様な出会いを創出し、若者の結婚の希望をかなえるための支援を行います。
- 結婚を希望する若者や、出会いや結婚に一步を踏み出せない方の気持ちに寄り添い、経済的・心理的な不安感の解消に努めます。
- 長野県婚活支援センター*を中心とした市町村等の公的結婚相談所の全県的なネットワークの強化、企業や地域における結婚支援の取組の活性化により、県全体の結婚支援機能を更に高めます。
- 若い頃から結婚に対する前向きな意識を持ち、自分のライフプランを自律的に考える機会を提供するとともに、若者の雇用安定、所得向上を図ります。

3 施策の展開

1 結婚支援体制の強化

- ・結婚を希望する若者を総合的に支援するため、長野県婚活支援センター[※]や市町村の公的結婚相談所を拠点として、県内の結婚支援体制の連携を強化するとともに、企業や地域における結婚支援の取組の活性化を図ります。（次世代サポート課）
- ・県と県内市町村による結婚応援協議会を通じて、県と市町村の連携体制の強化を図り、県・市町村が一体となって結婚新生活等への支援を推進します。（次世代サポート課）
- ・新婚夫婦等に割引など様々な優待サービスを提供する「ながの結婚応援パスポート」の協賛店舗拡大を図るとともに、電子化により利便性を高め、社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。（次世代サポート課）

2 自然な出会いの機会の提供

- ・結婚、出産、子育ての支援情報に関するポータルサイト「チアフルながの」を活用し、婚活に役立つ各種情報を一元的に提供します。（次世代サポート課）
- ・県と県内市町村による結婚応援協議会における好事例の横展開等を通じて、市町村における異性との出会いの機会や、コミュニケーション能力の向上等をテーマとするセミナーの充実を図ります。（次世代サポート課）
- ・出会いや結婚に積極的な一歩を踏み出せない方に対して、気持ちに寄り添う形で意識と行動の変容を促していくための支援に取り組んでいきます。（次世代サポート課）
- ・日常的に独身の異性と出会う機会が少ない業種間の出会いを支援するため、グループ単位の交流の促進や、参加しやすいワークショップやセミナーの開催等により、広域的な出会いの機会を創出していきます。（次世代サポート課）
- ・県外の女性や若者に対して、長野県で「暮らす」「働く」魅力を積極的にPRするとともに、市町村と連携して県内外での出会いの機会を提供することにより、「移住×婚活」を支援します。（次世代サポート課）
- ・従来の婚活イベントが苦手な方、控えめな方でも、何処からでも気軽に対話と出会いにアクセスできるよう、メタバースによる仮想空間を活用した新たな出会いの場の創出に取り組みます。（次世代サポート課）



(Nagano Local Match —移住×婚活— ゲストトーク)

3 お見合い支援の強化

- ・公的結婚相談所の相談員のレベルアップ研修等により、相談体制の強化を図ります。（次世代サポート課）
- ・AI[※]マッチング、スマートフォンに対応した「ながの結婚マッチングシステム（公的結婚

相談所等における登録を通じて相手方を紹介するサービス)」の利用拡大に向けて、県民や企業等に対するPRを強化するとともに、利用できる公的結婚相談所等を拡大し、県内のどこに住んでいても、誰もがシステムを利用できるようにします。(次世代サポート課)

・若者の婚活を支援する「婚活サポーター※」の拡大を図るとともに、婚活サポーター※のレベルアップ研修等により活動を支援します。(次世代サポート課)

・市町村が実施する独身の子どもを持つ親を対象としたセミナー・相談会の開催を支援するとともに、社内婚活サポーター※設置企業への情報提供等により企業の結婚支援の取組を促進し、未婚者を取り巻く関係者の支援力の向上に取り組めます。(次世代サポート課)

長野県の新婚夫婦・結婚を予定しているカップルを応援！！

～ながの結婚応援パスポート～

「ながの結婚応援パスポート」は新婚夫婦・結婚予定のカップルを応援するため、協賛店舗のご協力を得て令和4年度に開始した事業です。

結婚を応援するお店(協賛店舗・企業等)に“ennpass(エンパス)”を提示することで、料金の割引やプレゼントなど、様々な特典サービスを受けることができます。

協賛店舗は「チアフルながの」からご検索ください。



【利用対象者】

- 新婚夫婦（結婚等してから1年以内）
- 結婚等を予定しているカップル（1年以内に結婚等予定）



【パスポートの交付申請方法】

- 利用申込ページ(ながの電子申請サービス)からお申込みができます。

パスポートの申請は
こちらから



第3節 妊娠、出産及び子育ての支援

1 現状と課題

1 妊娠・出産

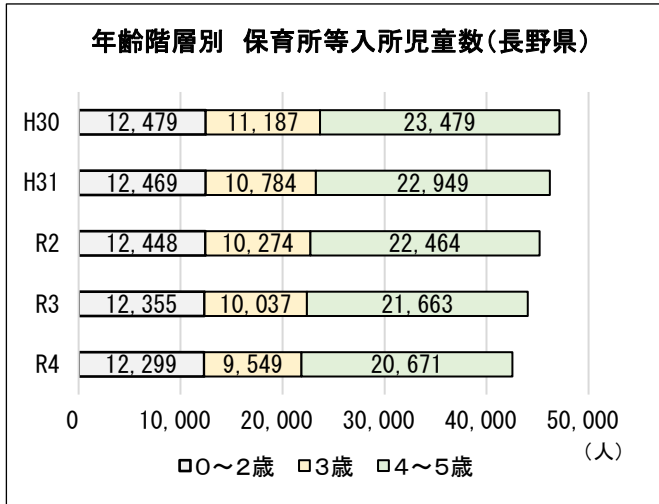
- 令和4年（2022年）4月から不妊治療が保険適用となり、治療内容の情報やその選択など、不妊・不育症に関する悩みは複雑化していることに加え、結婚や妊娠年齢の高年齢化が進んでいることから、相談や経済的支援に対するニーズが高まっています。
- 男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を持ち、将来の妊娠のための健康管理に取り組むことができるよう、プレコンセプションケア[※]に関する情報提供や相談の体制整備が必要です。
- 産科・産婦人科を標榜する医療施設及び分娩取扱い施設の減少や産科医の絶対数の不足等により、周産期医療を担う医療機関の負担が増加しており、産科医の確保や圏域単位で産科医療体制の整備が必要です。
- 周産期死亡率、新生児死亡率及び乳児死亡率はともに低い水準で推移しており、この水準を維持していく必要があります。

2 母子保健

- 乳幼児健診等の市町村母子保健事業について、全市町村が同水準のサービスを提供できるよう、均てん化及び質の維持向上を図る必要があります。

3 保育

- 女性の就業率や3歳未満児の保育所入所率の増加により、一部の市で待機児童が発生しています。
保育士の確保が重要であることから、保育士の安定的な確保、就業継続を図る必要があります。
- 育児休業からの復職などによる保育ニーズの拡大に対応するための3歳未満児保育の充実や、保護者が希望する場所で利用できる保育サービスの充実が必要です。
- 病児・病後児保育利用可能市町村数は増加していますが、市町村内のより細やかな地域的ニーズに対応する病児・病後児保育などの充実が必要です。
- 放課後の子どもの安全な居場所への需要も拡大していることから、利用ニーズに対応する放課後児童クラブ[※]の体制整備が必要です。



(こども・家庭課調)

3歳未満児の保育所等の利用状況

(長野県)

	利用人員	利用率
H30.4	12,479 人	27.6%
R4.4	12,299 人	31.8%

福祉行政報告例

3歳以上児の保育所等利用状況

(長野県)

	利用人員	利用率
H30.4	34,666 人	72.1%
R4.4	30,220 人	69.9%

福祉行政報告例

保育所等利用状況(令和4年4月1日)

	長野県	全国
保育所等利用 3歳以上児童数(a)	30,220人	1,628,974人
3歳以上児童数(b)	43,261人	2,831,000人
保育所等利用率(a/b)	69.9%	57.5%

保育所等関連状況取りまとめ(厚生労働省)
福祉行政報告例

4 経済的不安感

- 多くの人が、子どもを希望しない理由、子どもを持たないかもしれないと思う理由として「子育てや教育にお金がかかり過ぎる」と感じています。

新型コロナウイルス感染症の影響により4割弱の方が出産に対して後ろ向きになり、その理由としても多くの方が経済的な不安感があることを回答しています。

このような状況を踏まえ、子育てに伴う経済負担の軽減や、仕事と子育ての両立等に重点的に取り組む必要があります。

子ども1人当たり年間学校教育費

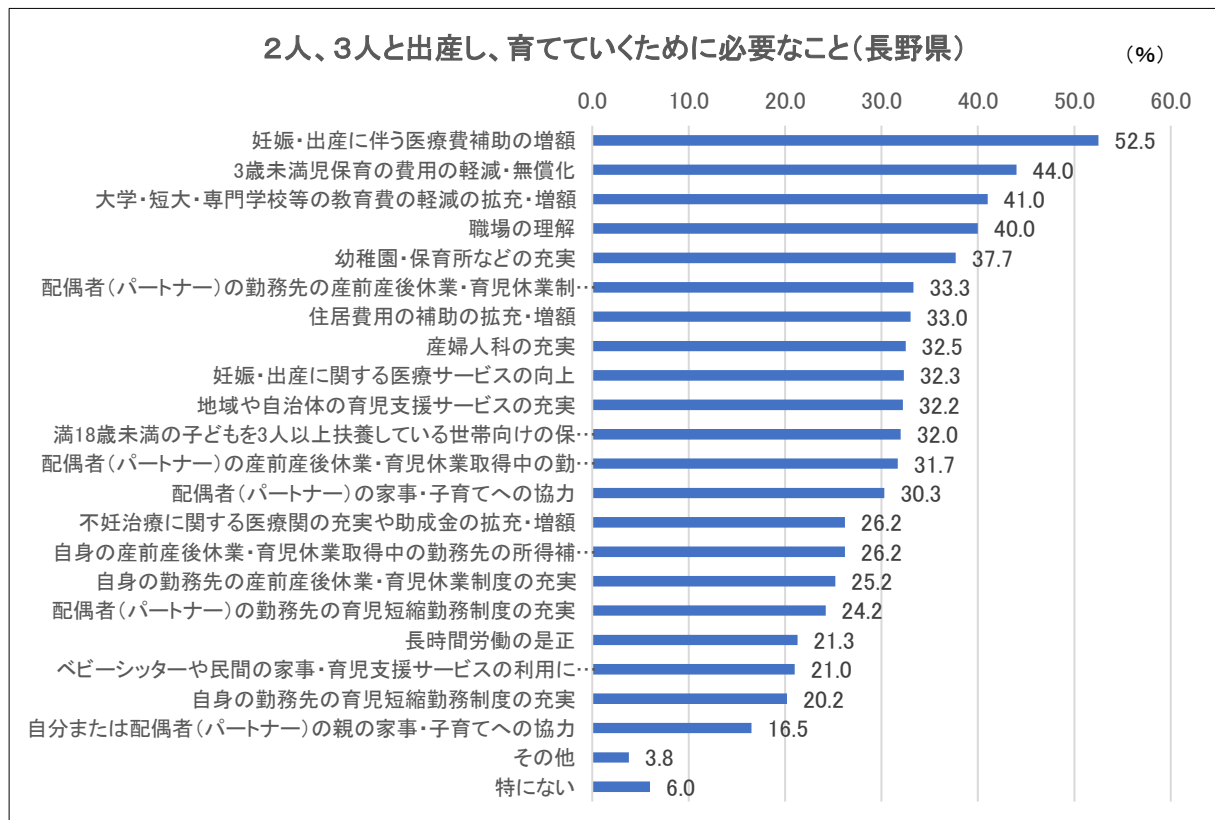
(円)

	公立	私立
小学校	81,753	1,054,083
中学校	150,747	1,128,061
全日制高校	351,452	766,490

子供の学習費調査(文部科学省)

5 孤立感

- 子育てに関する相談相手が「いない」と回答した割合は、一般家庭が3.4%に比べて困窮家庭では10.2%となっており、お金の援助を頼める人についても「いない」と回答した割合は、一般家庭が8.5%に比べて、困窮家庭で31.9%と高くなっています。



R6 長野県民の結婚・出産・子育てに関する意識調査(長野県)

2 施策の方向性

- 県民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てに関する支援を切れ目なく行うとともに、市町村が行う母子保健サービス、保育サービス等の取組を支援します。
- 保育サービスの利用状況、生活状況等にかかわらず安心して子育てができるよう、家庭における保育及び生活に対する不安及び課題を抱える保護者に対し、必要な支援を行います。
- 県は、疾病、家庭環境等の理由により特別な支援及び配慮を要する子ども及び保護者並びに妊婦等に対し、必要な支援を行います。
- 妊娠・出産や子育てを希望する若者の気持ちに寄り添い、経済的・心理的な不安感を解消します。

3 施策の展開

1 妊娠・出産の支援

(1) 妊娠、出産及び子育てにおける切れ目のない支援体制の整備

- ・子育て世代包括支援センター※と子ども家庭総合支援拠点※を一体化したこども家庭センター※の設置支援、児童家庭支援センター※の機能拡充を図り、信州母子保健推進センター※においても、保健・福祉両面で妊娠から子育てまでの不安に寄り添い、切れ目なく相談から支援までを担う包括的支援体制を全県で構築します。(保健・疾病対策課、児童相談・養育支援室)
- ・妊産婦や父親の心の悩みの解消に向けて、信州大学と連携した研修会の開催等により支援に当たる市町村保健師等の専門性向上に取り組みます。(保健・疾病対策課)

(2) 不妊、不育症への支援

- ・不妊の早期治療を支援するための「妊活検診※」に対する助成を実施するとともに、不妊・不育症に関する悩みに対して「不妊・不育専門相談センター」による相談支援を引き続き実施します。(保健・疾病対策課)
- ・不妊治療の経済的負担を軽減するため、保険診療と併用可能な先進医療※に関する本人負担分に対する助成を実施します。(保健・疾病対策課)

(3) 安心して出産できる体制整備

- ・Uターン、Iターンを希望する県外医師等の求職と病院の求人に関する医師無料職業紹介を実施し、医師の確保を図ります。(医師・看護人材確保対策課)
- ・将来、産科を志す臨床研修医及び産科の専門研修を受講する研修医を対象に研修資金を貸与し、産科医の確保を図ります。(医師・看護人材確保対策課)
- ・分娩を取り扱う産科医・助産師に対する分娩手当の支給を支援し、産科医等及び産科医療機関の確保を図ります。(医師・看護人材確保対策課)
- ・助産師が医師との協働による正常産の進行管理を自ら行うことができるように、必要な知識・技術を習得し、スキルアップを図るための研修会を実施します。(医師・看護人材確保対策課)
- ・「長野県周産期医療システム」により周産期医療に係る医師等の確保が困難な地域においても、医療の連携を図ることで対応できる体制を維持します。(保健・疾病対策課)
- ・病院勤務と開業の小児科医等が交代制で夜間の小児救急医療を提供する市町村等に対して

運営費を助成し、小児初期救急医療体制を維持します。（保健・疾病対策課）

- ・不妊・不育症等に関する検査及び治療費の助成を実施するとともに、その悩みに対して「不妊・不育専門相談センター」による相談支援を引き続き実施します。（保健・疾病対策課）

- ・職場環境改善アドバイザー※の企業訪問等により、妊娠・出産を理由とした離職防止のための両立支援制度や多様な働き方制度の導入支援等を実施し、誰もが生き活きと働くことができる職場環境づくりを推進します。（労働雇用課）

（４）母子保健水準の向上

- ・信州母子保健推進センター※及び保健福祉事務所を中心に、市町村における母子保健事業の質の維持・向上及び均てん化を図るため母子保健に関する研修会の開催や統計・分析及び専門的な助言を行います。（保健・疾病対策課）

- ・休日を含む夜間の子どもの急病等の際に家族への相談支援を行うため、小児救急電話相談（＃8000）体制の維持及び周知の徹底を図ります。（保健・疾病対策課）

2 子育ての支援

（１） ニーズに応じた保育の提供

- ・3歳未満児保育を少人数で行う小規模保育等の地域型保育事業の推進をし、待機児童が発生しやすい3歳未満児保育の充実を進めます。（こども・家庭課）

- ・安全で質の高い保育を確保するため、国基準以上に保育士を配置する私立保育所等を支援します。（こども・家庭課）

- ・保育施設や私立幼稚園等における園庭の芝生化の導入により、幼児期の運動量の増加や園庭の土埃抑制等、保育の質の向上を目指す各施設設置者の取組を支援してまいります。（こども・家庭課、県民の学び支援課）

- ・子育て家庭の一層の負担軽減を図る支援を国に提言するとともに、未就学児の子どもがいる子育て家庭の経済的な負担等の軽減を図るため、市町村と連携し「保育料軽減事業補助金」及び「子ども・子育て応援市町村交付金」により支援します。（こども・家庭課）

- ・保育所等を利用する子どもの安心安全を確保するため、送迎や登園における安全確保の取組を支援します。（こども・家庭課）

- ・小学生の放課後の安心安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブ※の施設整備・運営を支援します。（こども・家庭課）

- ・放課後児童クラブ※に勤務する支援員の資質の向上を図るため、放課後児童支援員認定資格研修※を実施します。（こども・家庭課）

- ・放課後の子どもの居場所づくりを推進する市町村に助成を行うとともに、それに係る支援員等への研修会を開催します。（生涯学習課）

- ・幼稚園における時間外の預かり保育、子育て相談などの取組を支援します。（県民の学び支援課）

- ・「保育士・保育所支援センター※」を設置し、潜在保育士の復職支援の強化や、保育所に対する相談事業を拡充に取り組むことにより、県内保育所における保育士不足の解消及び待機児童ゼロを目指します。（こども・家庭課）

- ・保育所の設置者が、保育士の処遇改善に取り組む条件整備のため、保育士のキャリアアップ研修の充実を進めます。（こども・家庭課）

- ・保育士を目指す学生への修学費用の貸付や、復職する保育士への就職準備金の貸付等を充実し、保育士養成校卒業者の県内就職や保育士の復職の促進を図ります。（こども・家庭課）

- ・子育て支援に意欲ある人材を対象に研修を実施し、地域における子育て支援分野で活躍する人材を育成します。（こども・家庭課）
- ・病児・病後児保育事業などについて、その地域の実情に応じた取組が広がるよう、また、より身近な場所で子どもを預かれるよう支援します。（こども・家庭課）
- ・保護者や保育者の負担軽減に向けて、情報通信機器を活用した出欠連絡、情報発信など保育現場におけるＩＣＴ※活用を支援します。（こども・家庭課）
- ・子ども・子育て支援のための財源について、新たな税の創設等も含め、国・地方を通じた幅広い確保のあり方を検討します。（こども・家庭課）

（２） 子どもの学びへの応援

（義務教育費の負担軽減）

- ・市町村に対する情報提供・助言を通じ、新入学児童生徒学用品費等の前倒し支給等、就学援助制度※の改善・充実に取り組みます。（義務教育課）
- ・市町村等への情報提供等を通じ、学用品等のリユース※の仕組みづくりを促進します。（次世代サポート課、義務教育課）
- ・私立小中学校等に子どもが通学する世帯が、家計急変等による経済的理由により就学を断念しないよう、授業料への助成を行います。（県民の学び支援課）

（義務教育費及び高校教育費の負担軽減）

- ・学校納入金の見直しに関する市町村、県立学校に対する情報提供・助言を行います。（義務教育課、高校教育課）
- ・保護者負担軽減のため、副教材の活用のあり方や修学旅行のあり方等について、見直すように各校に周知するとともに、好事例を共有します。（特別支援教育課）

（高校教育費等の負担軽減）

- ・経済的負担を軽減する必要がある世帯の子どもの高校授業料に充てるため就学支援金※を交付し、高校教育の機会均等を実現します。また、中途退学者が再入学した場合も同様に支援金を交付し、学び直しを支援します。（高校教育課、県民の学び支援課）
- ・全ての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を対象に奨学給付金※を支給し、教材費、部活動費など授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。（高校教育課、県民の学び支援課）
- ・私立高等学校等に子どもが通学する保護者負担の軽減を図るため、授業料や入学金への助成を行います。（県民の学び支援課）
- ・経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金や遠距離通学費を貸与し、高校修学を支援します。（高校教育課）
- ・高校定時制課程や通信制課程へ通う高校生の修学を奨励するため、修学奨励金貸与や教科書等購入費補助を行うとともに、夜間定時制高校夜食費の一部を負担します。（高校教育課、保健厚生課）
- ・通信制高校と連携して学習指導等を行う教育施設（サポート校等）を利用している低所得世帯の生徒に対して、利用料の一部を助成します。（次世代サポート課）

（特別支援教育費の負担軽減）

- ・児童生徒の就学のために必要な経費の助成を行うとともに、家庭の経済的負担に配慮し、新たな学習指導要領に即した教育課程の実施に向けて、各県立学校で必要とする副教材等の

見直しに努めます。（特別支援教育課）

（高等教育費の負担軽減）

・児童養護施設への入所措置や里親への委託措置を受けた児童が経済的理由で大学進学等をあきらめることがないように、ルートイングループ寄附金等を活用した「飛び立て若者奨学金」により、入学一時金及び生活費を支援します。（こども・家庭課）

・経済的な理由により、私立専門学校への進学を断念しないよう、授業料等への支援を行います。（県民の学び支援課）

・長野県立大学、看護大学、須坂看護専門学校、信州木曾看護専門学校、福祉大学校、工科短期大学校、技術専門校、農業大学校、林業大学校など、県立の高等教育機関等において、低所得世帯等の教育費負担の軽減を図るため、授業料等の減免を行います。（県民の学び支援課、医療政策課、医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、産業人材育成課、農業技術課、信州の木活用課）

（私立学校の教育費の負担軽減）

・私立学校が安定した経営環境のもと、特色ある教育を実践することができるよう、学校法人が設置する私立学校の運営に要する経費について、助成を行います。（県民の学び支援課）

（教育費の貸与）

・生活福祉資金※（教育支援資金）の無利子貸付けにより、生活困窮家庭の子どもの大学や高等学校等の修学を支援します。（地域福祉課）

（学びの環境の充実）

・市町村と県の協働による電子図書館「デジとしょ信州※」の運営により、居住地や家庭環境等にかかわらず自由に本にアクセスし、学ぶことができる環境の充実を図ります。（生涯学習課）

・子どもたちのコミュニケーション能力、創造力、他者理解や自己肯定感の向上のため、「アート的手法を活用した学び」を推進します。（文化振興課、学びの改革支援課）

（３） その他の支援

・家事・育児等に対して不安等を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、相談や家事・育児等支援を実施する取組を支援します。（次世代サポート課、児童相談・養育支援室）

・「共働き・子育て」をできることが当たり前の社会の実現に向けて、家族だけでなく地域全体で育児と一緒に支え合う新たなネットワークの構築を検討します。（次世代サポート課、こども家庭課）

・子育て家庭と妊婦に割引など様々な優待サービスを提供する「ながの子育て家庭優待パスポート」の協賛店舗拡大を図るとともに、電子化により利便性を高め、社会全体で子育てを応援する気運を醸成します。（次世代サポート課）

・安心して医療を受けることができるよう、県と市町村が協調して、引き続き子ども医療費の自己負担軽減を図ります。（健康福祉政策課）

・居住支援協議会や関係団体等との連携により、住宅確保要配慮者（子育て世帯）の居住支援を推進します。（建築住宅課）

・子育て世帯や多子世帯の優先入居制度により、県営住宅への入居機会の拡大を図ります。（公営住宅室）

・対面キッチン、可動棚、ベビーカー置き場など、子育てしやすく、住みたくなる県営住宅の

環境整備を推進します。(公営住宅室)

・全天候型子どもの遊び場など、子どもの視点に立った施設等の設置を促進します。(こども・家庭課)

カップルが二人で取り組む妊活を支援します ～長野県妊活支援サイト「妊活ながの」～

長野県は、妊娠を希望するカップル、不妊・不育症治療に取り組む皆さまをサポートするため、長野県妊活支援サイト「妊活ながの」を開設しています。

妊娠や不妊・不育症に関する基礎知識、治療を経験した方の体験談、治療費等の助成制度の紹介など、詳しく掲載しています。また、相談フォームから長野県不妊・不育症相談センターにメール相談をすることができます。

【主な掲載内容】

- ・健康チェック
- ・プレコンセプションケア
- ・不妊・不育症Q&A
- ・相談窓口案内、メール相談フォーム
- ・不妊・不育症の検査や治療
- ・長野県の助成制度(検査・治療費)
- ・不妊治療の体験談
- ・治療の先の選択(里親制度・特別養子縁組)

<トップページ> サイトURL : <https://ninkatsu.pref.nagano.lg.jp/>



【妊娠の基礎知識】

妊娠について正しく知ることが妊活の第一歩！
知識をおさらいしましょう



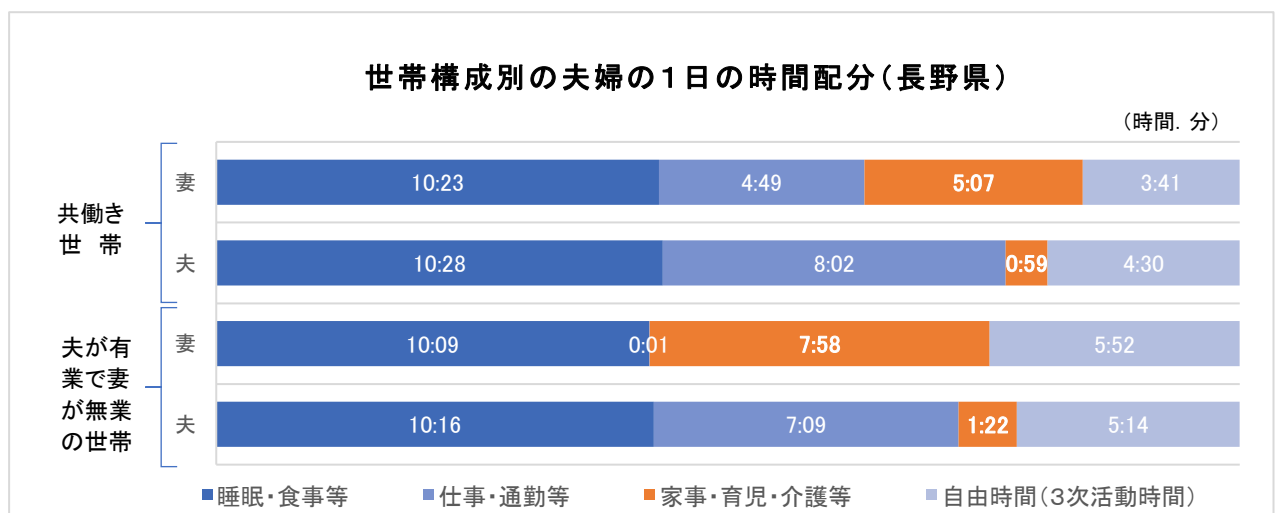
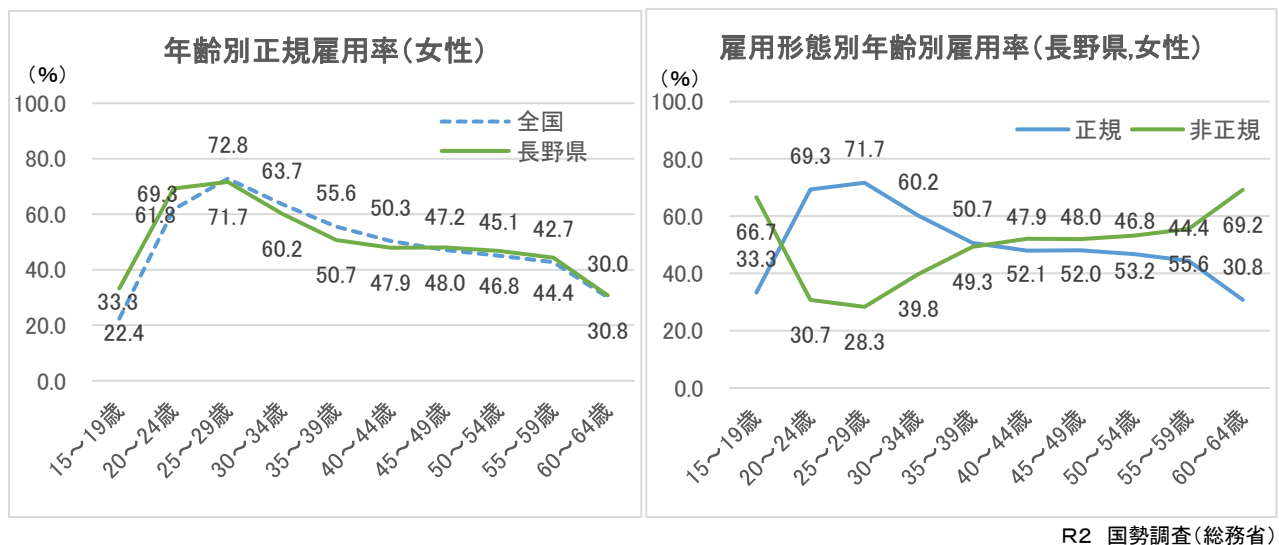
【周囲の方の理解】

あたたかい周囲の見守りが当事者を助けます

第4節 職場環境の整備

1 現状と課題

- 家事・育児は女性、仕事は男性が担うものという職場の雰囲気が、仕事と出産・子育てとの両立におけるハードルになっているおそれがあり、ワーク・ライフ・バランスや子育てとの両立等に配慮した職場環境を整備していく必要があります。
- 男性の育児休業の取得率は、増加傾向にあるものの、未だ女性の取得率とは大きな差があります。
新たに創設された「産後パパ育休」の普及をはじめ、男性を含めた育児休業の取得促進を図る必要があります。
- 女性の就業については、M字カーブ（結婚・育児期に就業率が大きく低下する傾向）は解消がみられるものの、L字カーブ（平均出産年齢の30歳頃を境に、女性の正規雇用率が低下し、30代、40代では非正規雇用が中心になる傾向）の傾向がみられます。
出産を機に退職、または働き方を変えていることが要因として考えられ、女性の働き方の希望がかなっていないおそれがあることから、女性の離職防止・再就職支援等の取組を進める必要があります。
- ひとり親家庭の母親の半数は帰宅時間が遅く、副業している人も一定数います。また、ひとり親家庭の母親の約半数は非正規雇用です。



2 施策の方向性

- 仕事と子育て等との両立が当たり前となることで、女性や子育て世代が安心して出産・子育てができる社会をめざします。
- 子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、事業者及び雇用者に対する普及啓発に努めるとともに、男性を含めた育児休業の取得をはじめとする、子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るために必要な取組の普及、保育等に係る体制の整備等必要な支援を行います。
- ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親の就業相談・就職支援を推進します。

3 施策の展開

1 働き方改革の推進

- ・ 県内企業に対し、働き方改革や男性の育児休業取得促進のための普及啓発、伴走支援や奨励金の支給による多様な働き方制度の導入支援等を実施し、働くことを希望する人がライフステージの変化に応じて働き続けられる職場環境の整備を促進します。（労働雇用課）
- ・ 企業に対する「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度の周知や認証取得に向けた支援、ホームページ等による認証企業の情報発信を実施するとともに、入札参加資格審査の加点等、認証企業に対するインセンティブ*を付与します。（労働雇用課、技術管理室、契約・検査課）
- ・ 職員が仕事と子育て・介護をはじめとする家庭生活を両立しやすい職場環境となるよう、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会*」の活動を通じた組織トップの意識改革を促進するとともに、管理職等が「イクボス・温かボス」宣言をし、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の推進等に取り組みます。（人権・男女共同参画課、職員キャリア開発課）
- ・ 職場環境改善アドバイザーの企業訪問等により、短時間正社員など多様な働き方制度の導入や同一労働同一賃金、非正規から正規への転換など処遇改善の取組を支援し、誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりを推進します。（労働雇用課）
- ・ 企業の良質なテレワーク*及び多様な働き方導入を支援し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を促進します。（労働雇用課）
- ・ 事業所内の託児所整備などに対し、中小企業融資制度により資金面からサポートします。（経営・創業支援課）
- ・ 医療勤務環境改善支援センターにおいて、労務管理アドバイザー等による個別訪問等の相談対応や、セミナー・研修会の開催を通して医療機関の働き方改革の推進を支援します。（医師・看護人材確保対策課）

2 女性の就業支援

- ・ 就業・自立支援センター*において、就業支援員がひとり親家庭の親の就業に有利な資格取得や就職に関する相談・支援を行うとともに、就業支援講習会を開催します。（こども・家庭課）
- ・ ひとり親家庭の親の主体的な職業能力開発への取組に対して、給付金を支給することにより、ひとり親家庭の親の就業を効果的に促進します。（こども・家庭課）
- ・ 介護分野の人材不足解消を図り、新卒者、就職希望者が希望を持って就労できるようにするため、施設内保育所の運営費助成、無資格者等の入職支援、就職相談員の配置、就職説明会等を行います。（介護支援課）

- ・就農相談活動等により、就農を支援するとともに、里親農業者等のもとでの新規就農里親研修を実施し、参加者の確保定着を推進します。また、女性の就農促進のため、県内の女性農業者が農業・農村の魅力を発信できるよう支援します。（農村振興課）
- ・県の創業支援拠点に女性起業家コーディネーターを配置し、起業相談や起業家向けコミュニティ支援を行うなど女性の起業を促進します。（経営・創業支援課）
- ・求人拡大を図るとともに、保健福祉事務所をはじめとした関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の母親や子育て期の女性などの就職困難者に対し、求職者の希望に沿った就労支援を行っていきます。（労働雇用課）
- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）
- ・子育て期女性等に対する就業相談や再就職セミナーの開催等により、出産・子育てを経ても働き続けることを希望する女性の就業継続を支援します。（労働雇用課）
- ・女性医師や看護職員等が働きやすい環境の整備を支援するため、病院内保育所の運営に助成を行います。（医師・看護人材確保対策課）



（子育て中の女性等を対象とした合同企業説明会）

「職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度」

県では、平成 27 年からこれまで、仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や雇用の安定を進め、短時間正社員制度等の多様な働き方制度を導入・実践する企業を「職場いきいきアドバンスカンパニー」として認証してきました。

令和 3 年 10 月からは、誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する企業を認証する制度として生まれ変わりました。



(認証式の様子)

これまでのワーク・ライフ・バランスを中心としたコースに加え、ダイバーシティの推進や若者等の雇用・育成に取り組む企業を認証する 2 コースを創設しています。

【ワークライフバランスコース】

様々なライフスタイルやニーズに合わせた働き方ができる企業を認証

【ダイバーシティコース】

多様な人材を活かし、イノベーションを生み出している企業を認証

【ネクストジェネレーションコース】

若者や氷河期世代の育成に積極的に取り組む企業を認証

【上位認証「アドバンスプラス」】

上記 3 コース全て認証された企業をアドバンスプラスとして認証します。

アドバンスプラス	ワークライフバランス コース	ダイバーシティ コース	ネクストジェネレーション コース

「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証マーク

第5節 ライフデザイン教育の推進

1 現状と課題

- 子ども・若者が、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフデザインを希望を持って描き、様々なライフイベントに柔軟に対応できるとともに、男女が互いを尊重しつつ、性に関する正しい理解の下、適切に行動できるよう、必要な知識や情報を学び、乳幼児と触れ合う体験を含め将来のライフイベントについて考える機会を、学校をはじめとする様々な場で提供していく必要があります。

2 施策の方向性

- 学校と連携して、子どもが結婚、子育てに希望を持つことができるよう、子どもの関心及び理解を深めるためのライフデザイン教育を推進します。
- 企業と連携して、若者が仕事に希望を持つことができるよう、若者の関心及び理解を深めるために必要なキャリア教育^{*}を推進します

3 施策の展開

1 ライフデザイン教育の充実

- ・大学等においてライフデザインセミナーを開催することにより、学生等が結婚や家庭、子育て等を含めた総合的なライフデザインについて主体的に考える機会を創出します。(次世代サポート課)
- ・ライフデザイン教育の実施に当たっては、中学・高校までのキャリア教育^{*}との連動性を意識した内容とするなど、より効果的な実施を図ります。(次世代サポート課)

2 キャリア教育等の充実

- ・社会的・職業的自立に向けた系統的、体系的なキャリア教育^{*}により、キャリアデザイン力育成に取り組みます。(学びの改革支援課)
- ・県内の農業高校の生徒等に対し、職業としての「農業」に興味を持つ、知る、体験するとステップを踏んでの事業メニューを展開し、若年層の就農意欲を喚起します。(農村振興課)
- ・高校生の社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育むため、外部専門人材の積極的な登用を推進します。(高校教育課、学びの改革支援課)
- ・産学官の連携による県内の産業や企業を知り、体験する取組を通して、児童・生徒段階からの勤労観や職業観の醸成を図ります。(産業人材育成課)

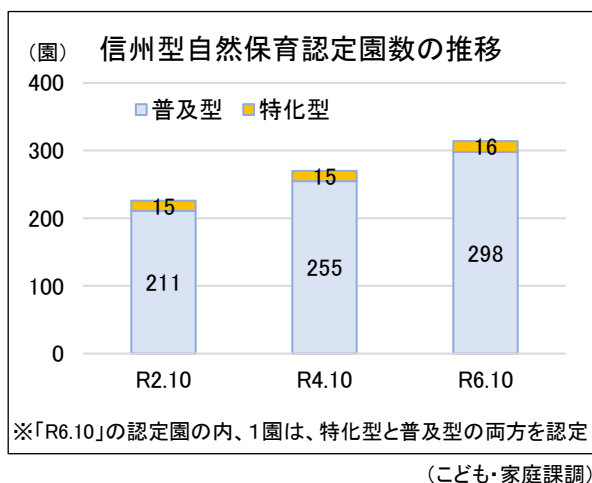
3 若者が抱く不安の解消

- ・若手社会人等を対象とし、結婚や家庭、子育て等を含めた総合的なライフデザインセミナーを開催することにより、若者がライフデザインを学ぶ機会を創出します。(次世代サポート課)

第6節 地域の特性を生かした取組等

1 現状と課題

- 豊かな自然環境を活かした信州やまほいく（信州型自然保育）※、信州自然留学（山村留学）※、特色ある学びの場の魅力は、都市圏からも多くの子ども・若者をひきつけています。
- 女性や若者の移住・定着を促進することは、少子化に歯止めを掛け、将来にわたって「活力ある地域社会」を実現するためにも有効であることから、本県の恵まれた自然環境や都市圏への地理的な近さなど、地域の特性や潜在力を十分に生かした取組が必要です。



(移住フェア)

2 施策の方向性

- 県内への移住及び定住の促進が少子化の抑制に資することから、県内において就業、結婚、出産及び子育てを希望する者の更なる増加に向けて、地域の特性を生かした施策を総合的に推進します。
- 県内における就業者の増加、就業の継続等の少子化の抑制に資すると認められる取組に対する支援を推進します。

3 施策の展開

・県外の女性や若者へ、信州で「暮らしたい」「戻りたい」と感じてもらえるように、長野県移住総合 WEB メディア「SuuHaa(スーハー)」、長野県就活支援ポータルサイト「シューカツ NAGANO」など様々な媒体を活用して、信州で「暮らす」「働く」魅力を発信し、県内へのU I J ターン就職を推進します。(地域振興課、労働雇用課)

・県外の女性や若者へ、信州で「暮らしたい」「戻りたい」と感じてもらえるように、首都圏等において信州での暮らしや子育て等の魅力を紹介する移住セミナー等を開催します。(地域振興課)

・信州での暮らしや魅力について、Uターン希望者や移住希望者だけでなく、県内に住む子ども・若者にも積極的に発信することで、子ども・若者の県内進学や県内就職を促進します。(次世代サポート課、地域振興課)

・三大都市圏に移住相談窓口を設けるほか、オンラインによる相談体制を整備することにより、都市部移住検討者の多様な相談にきめ細かに対応、県内への移住を促進します。(地域振興課)

・移住者交流会の開催や「地域の教科書※」作成など地域のルールや魅力の見える化等、移住

者の不安解消と地域への溶け込み支援を充実させることにより、県内での定住を促進します。
(地域振興課)

- ・信州ならではの魅力に触れながら仕事をする豊かなライフスタイル「信州リゾートテレワーク」※の場の提供・PRにより、新たな人の流れやビジネスの創出につなげます。(産業立地・IT 振興課)

- ・従業員への奨学金返還支援制度を設ける企業が負担した費用の一部を助成するとともに、若者の定着が見込まれる県内の制度導入企業を特設サイト等で広く周知します。(労働雇用課)

- ・東京圏等の対象地域から県内に移住して就業・創業する女性や若者の移住に係る経費を支援します。特に子育て世帯に対しては、重点的な支援を行います。(労働雇用課)

- ・保育の質の向上のための研修事業や、認定団体の運営費補助等により、豊かな自然環境を活用した信州やまほいく(信州型自然保育)※を推進します。(こども・家庭課)

- ・信州自然留学(山村留学)推進協議会の設置、情報発信の強化などにより、豊かな自然環境や地域の様々な資源を活かした多様な学びの場である信州自然留学(山村留学)の取組を推進します。(県民の学び支援課)

- ・私立学校の設置や運営等に関する指導助言等を通して、特色ある学校づくりを振興します。(県民の学び支援課)

豊かな自然と温かな地域の中で、子どもたちの”生きる力”を育む ～ 信州型自然保育(信州やまほいく) ～

「信州型自然保育(信州やまほいく)」とは、長野県の豊かな自然環境や多様な地域資源(地域の伝統文化・食文化等)を活用した様々な体験活動を積極的に取り入れる保育・幼児教育をいいます。

県では、平成27年度に全国に先駆けて「信州型自然保育(信州やまほいく)認定制度」を創設し、県が独自に定めた基準により自然保育を行う保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設を認定し、支援しています。



令和6年度末の認定園数は313園(県内の保育・幼児教育施設の約3割)。うち、自然保育に重点的に取り組む「特化型認定園」が16園、他のプログラムと合わせて自然保育にも積極的に取り組む「普及型認定園」が298園となっています。

幼児期の自然体験などの様々な体験活動により、子どもの感覚が豊かに刺激され、子どもの主体性、創造性、社会性、協調性等が育まれ、心身ともに健康的に成長することを目指して、自然保育の普及を推進しています。

信州自然留学（山村留学）

「山村留学」とは、都市部の子どもたちが自然豊かな農山村地域の共同宿泊施設や農家などで暮らし、地元の学校に通いながら、自然体験や生活体験をする取組です。昭和 51 年に大町市（旧北安曇郡八坂村）で取組が始まった山村留学は、以降 40 数年が経過する中で県内各地に広がり、豊かな自然環境や地域の様々な資源を活かした多様な学びの場として定着しています。

県内の受入実績は、平成 30 年度は 12 団体で 139 名となっていますが、令和 4 年度には 16 団体で 172 名に増加するなど、都市部住民の地方への関心が高まっています。本県では山村留学発祥の地として、信州の豊かな自然環境を活かした活動を全国に広く発信するため、「信州自然留学」と名付け、取組を推進しています。



第7節 社会全体の気運醸成

1 現状と課題

- 結婚、妊娠・出産、子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され、行動に表れることで、当事者の抱える不安や負担が軽減され、社会に支えられているという実感を得られるようになることから、結婚、妊娠・出産、子育てというライフイベントが生じたときに、周囲から温かく受け入れられ、必要な支えを得られるよう、社会全体で行動を起こしていく必要があります。
- 行政、地域、企業、NPO、様々な世代に属する人、メディア、教育機関など、社会を構成する多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携し、社会全体で、妊娠・出産、子育てへの理解を深めるための情報発信を行うとともに、若い世代の結婚の希望や子育てを応援する気運を高めていく必要があります。

2 施策の方向性

- 社会全体において、結婚、出産及び子育てについての関心及び理解を深め、不安感を解消するとともに、結婚、妊娠、出産及び子育ての希望をかなえることができる社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、情報発信、普及啓発等の必要な取組を推進します。

3 施策の展開

1 社会で支える仕組みづくり

- ・結婚、出産、子育てに関する支援情報を誰もが分かり易く入手することができるよう、結婚・出産・子育て支援情報ポータルサイト（チアフルながの）を通じて、県、市町村及び企業等の子育て支援に関する情報を発信します。（次世代サポート課）
- ・新婚夫婦等に割引など様々な優待サービスを提供する「ながの結婚応援パスポート」の協賛店舗拡大を図るとともに、電子化により利便性を高め、社会全体で結婚を応援する気運を醸成します。（次世代サポート課）
- ・長野県将来世代応援県民会議[※]のネットワークを活用して、「家庭の日[※]」や「いい育児の日[※]」を通じた県民意識の醸成、ながの子育て家庭優待パスポート協賛店舗の拡大及び電子化等、県民が一体となった子育て支援を推進します。（次世代サポート課）
- ・子ども連れ家族の優先的な利用や乳幼児の受入環境の整備等、公共交通機関や美術館・劇場等が親子で利用しやすくなるよう、一層の配慮について働きかけを行います。（次世代サポート課）
- ・男性も女性も安心して働くことができ、若い世代の結婚、出産、子育ての希望が実現できる子育て安心県を実現するため、「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会[※]」の活動を通じた組織トップの意識改革を促進するとともに、職場における「イクボス・温かボス」を推進します。（人権・男女共同参画課、次世代サポート課）

2 地域で支える子育て

- ・県・市町村・民間機関等が連携・協働し、児童福祉・母子保健の一体的な相談支援を行う市

町村における「こども家庭センター※」の設置促進やショートステイや子育て世帯訪問支援事業等の充実により、子ども及び家庭を切れ目なく包括的に支援する体制の充実・強化に努めます。（児童相談・養育支援室）

・信州母子保健推進センター※等において、市町村における「こども家庭センター」設置に向けた情報提供や助言等を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を推進します。（保健・疾病対策課、児童相談・養育支援室）

・地域の大人との温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役※の子どもの居場所である「信州こどもカフェ※」の取組を普及促進します。（次世代サポート課）

・学校のデザインや学習環境の整備を地域とともに進める「長野県スクールデザインプロジェクト（NSDプロジェクト）」の推進により、学びの共創を実現します。（高校教育課、高校再編推進室、特別支援教育課）

3 男性の家事・育児参画

・固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進するための啓発を行います。（人権・男女共同参画課）

・「女性から選ばれる長野県を目指すリーダーの会※」の活動を通じた組織トップの意識改革、「職場いきいきアドバンスカンパニー※」認証制度の普及促進や企業訪問、「ながの子育て応援企業同盟」職員を中心とした講演会の開催やパパ手帳の活用等により、男性の家事・育児参画を応援するとともに、働き方の見直し、男性の育児参画等の意識醸成を進めます。（人権・男女共同参画課、労働雇用課、次世代サポート課）

固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組

「男性は仕事、家事・育児は主として女性が担うもの」、「男性は責任を伴う業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことを固定的性別役割分担意識といいます。

社会全体において、働き方や、結婚、出産及び子育てについての関心・理解を深める前提として、一人ひとりの個人としての尊厳が尊重され、性差による固定観念にとらわれず、女性も男性も生きづらさを抱えることのない環境づくりが重要です。

長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”では、各種セミナーの開催やパネル展示など県民向けの啓発活動等を通じ、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を推進しています。



（市町村と連携したセミナー開催の様子）

子どもの成長と子育てを社会全体で応援するきっかけに！
～11月19日は「いい育児の日」～

— 長野県で安心して子どもを産み育てる環境づくりをめざして —

「家族で楽しむ・家族で学ぶ・家族でふれあう」を基本コンセプトとした取組を県内各地で展開し、「家庭や家族を大切にするライフスタイル」や「子どもの成長と子育てを社会全体で応援する機運」の醸成を図る取組を官民一体となって行っています。



「いい育児の日」とは？

「11・19=いい・いくじ」の語呂合わせから、2017年に初めて制定された記念日です。11月19日を中心に、民間企業、NPO、自治体等が実施する行事やイベント等を「家族で楽しむ・家族で学ぶ・家族でふれあう」機会にすることで、安心して子育てができる長野県づくりを社会全体で目指しています。

「いい育児の日」とはだれの記念日？

- ・「子ども」の成長を応援する日
- ・「家族」が一緒に過ごすきっかけになる日
- ・「子育てサークル」の活動を広める日
- ・「子育てに温かな企業」を知ってもらう日

誰にとっても、子育てに対して
様々なかわりができる

「いい育児の日」を社会全体で
つくっていきましょう！！

- | | |
|-------|-------------------------------|
| <職場で> | ノー残業、定時退社の呼びかけ |
| <地域で> | 家族連れ向けのイベントや子ども食堂の開催 |
| <家庭で> | 家族で楽しみ、学び、ふれあう時間をいつも以上に増やす など |

「いい育児の日」の詳細は、
長野県結婚・出産・子育て応援サイト「チアフルながの」をご覧ください！！



<https://www.cheerful-nagano.com/child/iiikuji/>

第2章 誰でも夢や希望に向けてチャレンジできる社会づくり

第1節 子どもの貧困対策

1 現状と課題

- 全国で7人に1人の子どもが、県内では10人に1人の子どもが相対的貧困※の状況にあります。また、ひとり親家庭の約半数は相対的貧困※の状況にあります。

新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響による収入の減少や、食料品、エネルギー価格の急上昇によって生活の苦しさがより増しているおそれがあります。

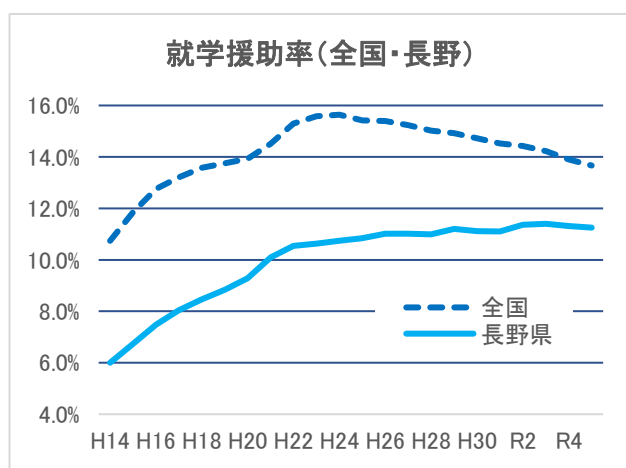
- 生活困窮家庭で育った子どもは、進学や就職などへの影響によって、大人になって生活困窮家庭に属する割合が高く、貧困の連鎖が認められると言われています。

（社会からの孤立）

- 生活困窮家庭ほど、子育ての悩みや不安について相談先がない割合が高く、孤立しがちです。

（教育格差）

- 子どもに受けさせたい教育段階の理想と現実の違いについて、生活困窮家庭ほど、経済的理由を挙げる割合が高い状況にあります。その結果、生活保護世帯の子どもや施設入所児童の大学等への進学率が低い状況にあります。家庭環境に左右されず、全ての子どもに学びの機会が保障され、経済的な理由により就学を断念することのないよう教育の支援を充実する必要があります。
- 貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもが将来自立するための基盤となる「学ぶ力」を身に付けるとともに、様々な学習機会を提供する必要があります。また、学業不振等により高等学校を中退することのないよう、関係機関が連携して支援する必要があります。
- 国による保育・幼児教育の無償化や高等教育等の就学支援の動きと相まって、子ども・若者の学校や学校以外の場における学びに対する支援を進めていく必要があります。



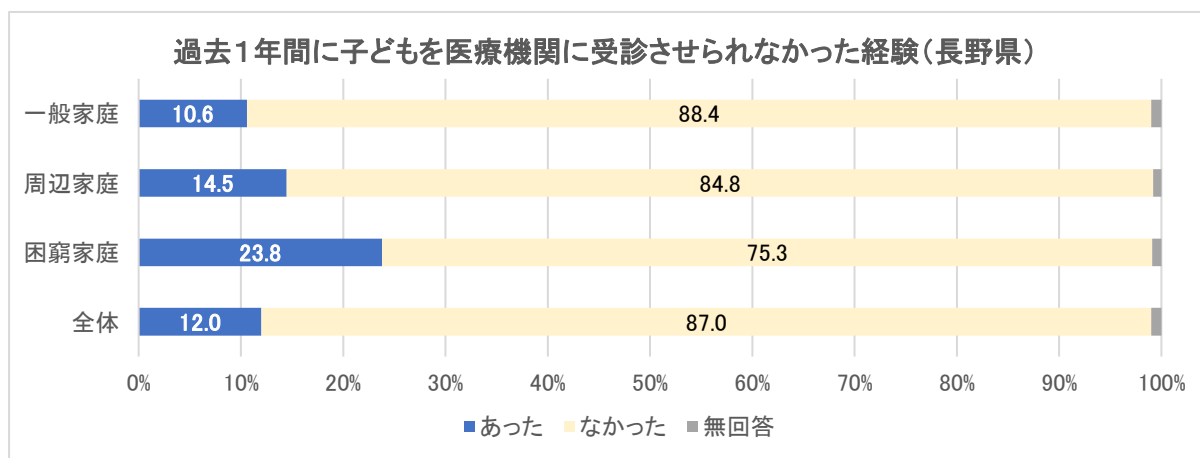
(就学援助実施状況等調査(文部科学省))

（家庭養育の弱体化、健康格差、保護者の不安定な経済基盤）

- 経済的理由や子どもと接する時間を確保できない等の理由で、十分な食事をとれなかったり、学習習慣や正しい生活習慣が身に付いていない子ども、夜間に子どもだけで過ごすなど孤独を感じている子どもに対し、栄養バランスのよい食事を提供し、望ましい習慣を身に付けさせるとともに、悩み相談に応じるなど、家庭養育を補完する取組を進める必要が

あります。

- 生活困窮家庭では、子どもの健康状態が良くない割合が高い傾向があります。
- ひとり親家庭では、非正規雇用の割合が高く、お金が足りなくて、食料や衣類を買えなかった経験のある割合が高い傾向があります。新型コロナウイルス感染症の流行前に比べて非正規雇用の者を中心に収入が減少しているほか、約9割が生活が苦しくなったと感じています。
- 生活困窮家庭では、経済的な理由で医療費の窓口負担が困難なため、医療機関を受診できないケースがあります。家庭環境に左右されず、医療機関を受診することができるよう、医療費の窓口負担を軽減する必要があります。
- 貧困の根本的な原因である低所得をはじめ、様々な困難を抱える保護者の自立に向け、きめ細やかな就労支援・生活支援を行う必要があります。



R4 長野県子どもと子育て生活実態調査(長野県)

2 施策の方向性

(孤立防止と子どもの居場所の充実)

- 生活困窮家庭は、自ら困難を訴えることは少なく、把握しにくいことが課題であると言われています。誰にも相談できず、社会から孤立して、適切な支援を受けられないことがないよう、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、アウトリーチ*型支援等の充実により早期把握、早期支援を行います。
- 貧困に伴う様々な悩みを抱える子どもに居場所を提供し、大人との信頼関係に基づき、気軽に相談したり、自分の将来のことを考えたりすることができる体制を充実します。

(貧困の連鎖を断ち切るための学びの支援)

- 生活困窮家庭では、子どもを学習塾に通わせたり、通信教育を受けさせることが経済的な理由によりできない割合が6割と、一般家庭(約3%)に比べて大幅に大きくなっていることから、子どもの学ぶ権利を守り、貧困の連鎖の拡大を解消する教育費の支援を充実するとともに、様々な学習支援の機会を提供します。
- 学業不振等により高等学校を中退することのないよう、関係機関が連携して支援します。

(家庭養育の補完と保護者の自立支援)

- 経済的理由や子どもと接する時間を確保できない等の理由で、十分な食事をとれなかったり、基本的な生活習慣や学習習慣が身に付いていない子どもがいます。栄養バランスのよい食事を提供し、よい生活・学習習慣を身に付けさせるなど、家庭養育を補完する取組を進め

ます。

- 経済的な理由で、適切な医療サービスを受けられない家庭があります。家庭環境に左右されず、適切に医療機関を受診することができるよう、医療費の窓口負担を軽減するとともに、経済的に困難を抱える家庭に対する児童扶養手当^{*}の支給や資金貸付けなど様々な経済的支援により、生活困窮状態の緩和を図ります。
- 貧困の根本的な原因である低所得をはじめ、様々な困難を抱える保護者の自立に向け、きめ細やかな就労支援・生活支援を行います。

3 施策の展開

1 孤立防止

- ・「信州こどもカフェ^{*}」の設置拡大等を通じ、貧困に伴う様々な悩みを抱える子どもに居場所を提供し、大人との信頼関係に基づき、気軽に相談したり、自分の将来のことを考えたりすることができる体制を充実します。（次世代サポート課）
- ・県庁舎内でフードドライブを実施し、集まった食品を提供することで、「信州こどもカフェ^{*}」等が実施する食事提供や食料配布の取組を支援します。（次世代サポート課）
- ・いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある「子どもが抱える家庭的な問題」の解決に向けて、関係機関との調整機能を充実し総合的に支援するため、スクールソーシャルワーカー^{*}の体制充実を検討します。（心の支援課）
- ・いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校に対応するため、心の専門家であるスクールカウンセラー^{*}の体制充実を検討します。（心の支援課）
- ・子ども支援センター^{*}において、子どもに関する様々な相談に対応します。（児童相談・養育支援室）
- ・困難な状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化するため、学校を拠点とした貧困対策の取組を推進します。（高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、心の支援課、次世代サポート課）
- ・学校生活相談センター^{*}において、24 時間体制で学校生活全般に関する児童生徒・保護者の悩みに臨床心理士等が相談対応します。（心の支援課）
- ・SNS^{*}活用（LINE 等）により、悩んでいる子どもが孤立することなく相談できるよう、年間を通じて定期的に相談窓口を開設します。（心の支援課）
- ・電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン^{*}」を運営する団体に対して支援を行います。（次世代サポート課）

2 教育費の支援

（義務教育費の負担軽減）

- ・市町村に対する情報提供・助言を通じ、新入学児童生徒学用品費等の前倒し支給等、就学援助制度^{*}の改善・充実に取り組みます。（義務教育課）
- ・市町村等への情報提供等を通じ、学用品等のリユース^{*}の仕組みづくりを促進します。（次世代サポート課、義務教育課）
- ・私立小中学校等に子どもが通学する世帯が、家計急変等による経済的理由により就学を断念しないよう、授業料への助成を行います。（県民の学び支援課）

（義務教育費及び高校教育費の負担軽減）

- ・学校納入金の見直しに関する市町村、県立学校に対する情報提供・助言を行います。（義務教育課、高校教育課）

- ・保護者負担軽減のため、副教材の活用のあり方や修学旅行のあり方等について、見直すように各校に周知するとともに、好事例を共有します。（特別支援教育課）

（高校教育費等の負担軽減）

- ・経済的負担を軽減する必要がある世帯の子どもの高校授業料に充てるため就学支援金※を交付し、高校教育の機会均等を実現します。また、中途退学者が再入学した場合も同様に支援金を交付し、学び直しを支援します。（高校教育課、県民の学び支援課）

- ・全ての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を対象に奨学給付金※を支給し、教材費、部活動費など授業料以外の教育費の負担軽減を図ります。（高校教育課、県民の学び支援課）

- ・私立高等学校等に子どもが通学する保護者負担の軽減を図るため、授業料や入学金への助成を行います。（県民の学び支援課）

- ・経済的理由により修学が困難な高校生に対して、奨学金や遠距離通学費を貸与し、高校修学を支援します。（高校教育課）

- ・高校定時制課程や通信制課程へ通う高校生の修学を奨励するため、修学奨励金貸与や教科書等購入費補助を行うとともに、夜間定時制高校夜食費の一部を負担します。（高校教育課、保健厚生課）

- ・通信制高校と連携して学習指導等を行う教育施設（サポート校等）を利用している低所得世帯の生徒に対して、利用料の一部を助成します。（次世代サポート課）

- ・低所得者世帯における高校生の生活支援策を充実することにより、経済状況等に左右されない学びの機会を保障します。（高校教育課、県民の学び支援課）

（特別支援教育費の負担軽減）

- ・児童生徒の就学のために必要な経費の助成を行うとともに、家庭の経済的負担に配慮し、新たな学習指導要領に即した教育課程の実施に向けて、各県立学校で必要とする副教材等の見直しに努めます。（特別支援教育課）

（高等教育費の負担軽減）

- ・児童養護施設への入所措置や里親への委託措置を受けた児童が経済的理由で大学進学等をあきらめることがないよう、ルートイングループ寄附金等を活用した「飛び立て若者奨学金」により、入学一時金及び生活費を支援します。（こども・家庭課）

- ・将来有望な若者に対して、長野県大学生等奨学金を給付し、大学等への進学希望を応援します。（次世代サポート課）

- ・経済的な理由により、専門学校への進学を断念しないよう、授業料等への支援を行います。（県民の学び支援課）

- ・長野県立大学、看護大学、須坂看護専門学校、信州木曽看護専門学校、福祉大学校、工科短期大学校、技術専門校、農業大学校、林業大学校など、県立の高等教育機関等において、低所得世帯等の教育費負担の軽減を図るため、授業料等の減免を行います。（県民の学び支援課、医療政策課、医師・看護人材確保対策課、地域福祉課、産業人材育成課、農業技術課、信州の木活用課）

（私立学校の教育費の負担軽減）

・私立学校が安定した経営環境のもと、特色ある教育を実践することができるよう、学校法人が設置する私立学校の運営に要する経費について、助成を行います。（県民の学び支援課）

（教育費の貸与）

・生活福祉資金※（教育支援資金）の無利子貸付けにより、生活困窮家庭の子どもの大学や高等学校等の修学を支援します。（地域福祉課）

3 貧困の連鎖を断つ「学ぶ力」づくり

・地域の大人と子どもの温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役※の子どもの居場所「信州こどもカフェ※」において、学習支援の取組を推進しています。また、それに当たり青少年サポーター※の参加を拡大します。（次世代サポート課）

・生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、町村や町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習・生活支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

・生活保護世帯の子どもに対して、市と連携しケースワーカーを通じた相談・支援や学習塾等の費用の助成を行うとともに、進学準備給付金を支給し、大学等への進学を支援します。（地域福祉課）

・放課後子ども教室※を運営する市町村に助成を行い、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。（生涯学習課）

・学習支援を行う地域未来塾※を運営する市町村に助成を行い、小中学生への学習支援を推進します。（生涯学習課）

・自然体験を通して、五感豊かに自ら学び成長しようとする力を育む「信州やまほいく（信州型自然保育）」※を推進します。（こども・家庭課）

4 教育費以外の経済的支援

・安心して医療を受けることができるよう、県と市町村が協調して、引き続き子どもや、ひとり親家庭の医療費の自己負担軽減を図ります。（健康福祉政策課）

・ひとり親家庭等に対する児童扶養手当※の支給や母子父子寡婦福祉資金※の貸付を行い、経済的負担の軽減を図ります。（こども・家庭課）

・低所得者等の生活を経済的に支えるため、生活福祉資金※の貸付けを行います。（地域福祉課）

・児童養護施設等を退所又は里親等委託が解除となった若者等について、経済的な支援を行うとともに、活用可能な奨学金や貸付金制度について施設等を通じ広報を推進することで、積極的な活用を促進します。（児童相談・養育支援室）

・国の保育料無償化の対象外である3歳未満児の保育料について、多子世帯や低所得世帯への減免を行う市町村を支援します。（こども・家庭課）

・県営住宅について、ひとり親世帯に対して優先入居制度を実施し、収入に応じて家賃減免を行います。（公営住宅室）

5 家庭養育の補完

・地域の大人との温かなつながりの中で、子どもの成長を支える一場所多役※のこどもの居場所である「信州こどもカフェ※」の取組を普及促進します。また、県内10圏域の地域プラットフォーム※において、官民が連携し「信州こどもカフェ※」が活動しやすい環境づくりを推進し

ます。（次世代サポート課）

- ・放課後等に保護者が家庭にいない小学生に安全・安心な生活と遊びの場を提供するため、放課後児童クラブ※の運営を支援するとともに、子どもたちへの処遇の質の向上のため、支援員の資格を得るための認定研修を実施します。（こども・家庭課）

- ・子どもに安全・安心な居場所を提供するため、児童館※や放課後児童クラブ※室の整備を支援します。（こども・家庭課）

6 自立・就労支援

- ・市と連携して生活就労支援センター（まいさぼ）※を全県に設置し、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

- ・就業支援員が、ひとり親からの就業相談への対応や、就業情報の提供、職業紹介等を行うとともに、資格取得のための給付金の支給、返還免除型高等職業訓練促進資金※の貸付け、技能習得のための講習会の開催、高卒認定資格取得に向けた学び直しに対する助成などにより、ひとり親の就業を支援し、安定した収入の確保を応援します。（こども・家庭課）

- ・求人拡大を図るとともに、保健福祉事務所をはじめとした関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の母親や子育て期の女性などの就職困難者に対し、求職者の希望に沿った就労支援を行っています。（労働雇用課）

- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）

- ・子育て期女性等に対する就業相談や再就職セミナーの開催等により、出産・子育てを経ても働き続けることを希望する女性の就業継続を支援します。（労働雇用課）

- ・就労の経験がない、または少ない若者に対し県内企業と協力して就労体験の場を提供し、社会参加、県内企業への就職を支援していきます。（労働雇用課）

- ・生活保護制度の適正な実施に努めるとともに、就労自立給付金の支給、就労支援員の配置等により、生活保護受給者の自立を促進します。（地域福祉課）

- ・NPOをはじめとした民間の支援団体が実施する生活困窮者の居場所の確保等の取組を支援します。（地域福祉課）

- ・児童福祉施設の施設長等が、施設を退所する若者等の就職や住居の身元保証人となることを促進することにより、児童養護施設等を退所した若者等の社会的自立を支援します。（児童相談・養育支援室）

子どもの居場所「信州こどもカフェ」・「子ども第三の居場所」の取組

「信州こどもカフェ」は、地域の大人と子どもとの温かなつながりの中で、子どもたちの成長を支え、たとえ困難があってもそれを乗り越えて自立する力をつけてもらうため、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品のリユース等により家庭機能を補完する子どもの居場所の愛称です。

県では、運営費の補助等を通じて「信州こどもカフェ」の設置に取り組み、令和5年3月には目標を上回る191か所まで増加しました。これからも地域における貴重な子どもの居場所として開催頻度の向上などに向けた支援を継続していきます。

さらに、令和元年度から、子どもたちが安心して過ごせる環境で、栄養バランスのとれた食事、基本的な生活習慣、子どもに寄り添った学習支援、非認知能力を育む体験など、将来の自立に向けた力を育むための常設型の子どもの居場所である、日本財団の「子ども第三の居場所」の設置に、長野県みらい基金とともに協力して取り組んでいます。



(体験学習の様子)

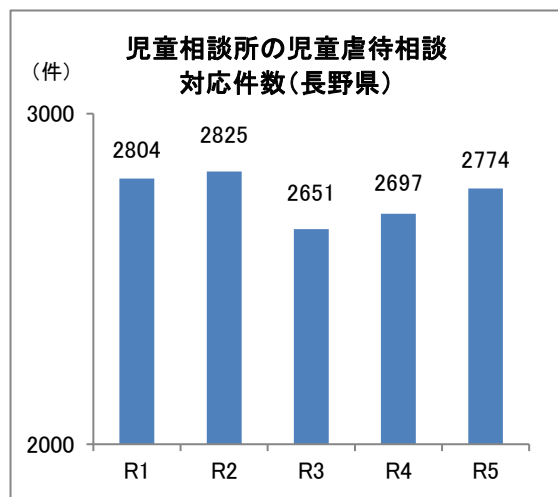


(学習支援の様子)

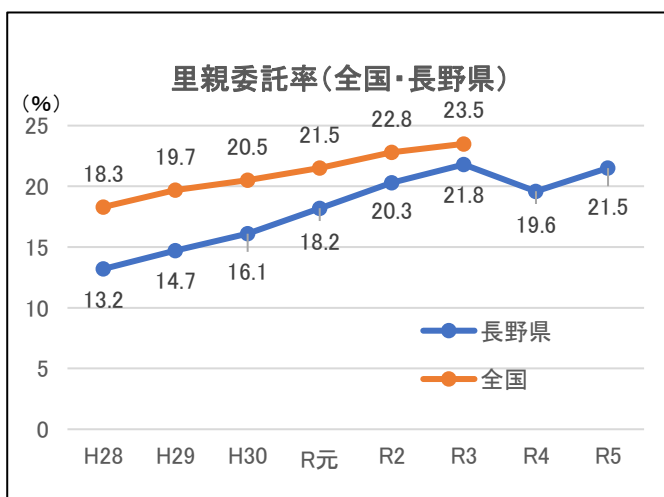
第2節 家庭での養育に困難を抱える子どもの支援

1 現状と課題

- 児童相談所への相談対応件数は、令和2年度（2020年度）まで9年連続で増加し、過去最多となりました。
令和3年度（2021年度）は、減少に転じたものの、未だ高い水準にあり、対応するための児童相談所の体制強化や専門人材の確保を図る必要があります。
- 相談対応件数が高い水準にある要因として、児童虐待に関する認識が高まっているほか、家庭の養育力の低下や家庭の経済状況等により、子育てが孤立化し、その負担感などが虐待という形で発生しやすくなっていることなどが考えられます。
- 産後うつ病が疑われる人の割合は1割程度とされており、児童虐待に至るおそれがあるため、産後うつ予防等の妊娠・出産に関わるメンタルヘルス対策が重要な課題となっています。
- 子育て世代包括支援センター※を中心とした保健師等の関係職種・機関が連携する体制を構築する必要があります。
- 専門性やノウハウが不足する市町村への支援を充実する必要があります。
- 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、関係機関の連携強化等、切れ目ない総合的な支援体制を構築する必要があります。
- 令和2年（2020年）6月に「長野県社会的養育推進計画」を策定し、乳幼児を中心とする里親等委託を推進する中で里親等委託率は増加しています。
- 令和4年（2022年）の児童福祉法の改正により、児童の意見・意向表明や権利擁護のための環境整備や、社会的養育経験者（ケアリーバー）等の自立支援の強化などの取組を進める必要があります。



(児童相談・養育支援室調)



(児童相談・養育支援室調)

2 施策の方向性

- 子どもの権利を守り、子どもが安心して育ち自分らしく幸せな生活を送ることができるよう、「長野県社会的養育推進計画」に基づき、支援が必要な子ども及びその家族を社会全体で支えていく取組を推進します。
- 市町村における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築支援により、児

児童虐待の発生予防、早期発見・早期支援体制の充実を図ります。

- 虐待などにより保護者のもとから離す必要がある子どもについては、家庭養育優先原則※の理念を踏まえ、子どもの支援に携わる関係者による共通認識のもと、里親委託※などを推進するとともに、児童相談所の支援の強化等により、子どもの家庭への復帰をはじめとするパーマネンシー保障※の理念に基づく取組を進めます。
- 令和4年（2022年）の児童福祉法の改正を受け、児童の意見・意向表明や権利擁護のための環境整備や、社会的養育経験者（ケアリーバー）等の自立強化などを図ります。

3 施策の展開

1 児童虐待など家庭での養育に課題を抱える子どもの支援

（１）発生予防、早期発見

・専門機関と連携し、産後うつに関する研修会、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）※等の普及等を行い、地域における妊産婦のメンタルヘルスに関する支援を担う市町村保健師等の専門性向上に取り組みます。（保健・疾病対策課）

・信州母子保健推進センター※等において、市町村における「こども家庭センター※」設置に向けた情報提供や助言等を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を推進します。（保健・疾病対策課、児童相談・養育支援室）

・県・市町村・民間機関等が連携・協働し、児童福祉・母子保健の一体的な相談支援を行う市町村における「こども家庭センター※」の設置促進やショートステイや子育て世帯訪問支援事業等の充実により、子ども及び家庭を切れ目なく包括的に支援する体制の充実・強化に努めます。（児童相談・養育支援室）

・児童養護施設等が持つ専門的な養育知識・技術等を活用した「児童家庭支援センター※」の運営の支援を通じ、子どもに関する家庭その他からの相談支援の体制及び機能の充実を図ります。（児童相談・養育支援室）

（２）対応力と連携の強化

・福祉職の社会人採用を積極的に進めるなど専門職員（児童福祉司※・児童心理司）の確保・配置を計画的に進めるとともに、スーパーバイザーの育成を含む職員の資質・専門性の向上に資する研修を実施するなど、人材育成の視点を重視した取組を強化します。（児童相談・養育支援室）

・要保護児童対策地域協議会※の調整機関ともなる市町村における「こども家庭センター※」の設置促進を推進するとともに、市町村内で専門性が蓄積されるよう、継続的な研修内容等の充実等に努めます。また、関係機関が連携し、児童虐待への早期対応が実現するよう、必要な助言を行います。（児童相談・養育支援室）

・市町村の要保護児童対策地域協議会※調整担当者研修及び児童福祉司※任用後研修を実施し、児童虐待に対応する職員の専門性強化を図ります。（児童相談・養育支援室）

・信州母子保健推進センター※において、市町村に対して困難事例等に対する助言、技術的支援を行います。（保健・疾病対策課）

（３）社会的養育の推進、自立支援

・子どもの育ちにおける家庭養育優先原則※やパーマネンシー保障※の重要性を踏まえ、市町村における在宅支援体制の充実・強化、親子関係再構築支援の強化、乳幼児をはじめとする特別養子縁組※及び里親等委託の推進に継続的に努めるとともに、在宅支援や里親養育支援におけ

る児童福祉施設等民間機関の有する資源の有効活用を図ります。（児童相談・養育支援室）

- ・一時保護され、通学が困難な児童の学習環境を改善するため、学習支援の充実等を行います。（児童相談・養育支援室）

- ・児童養護施設等を退所又は里親等委託が解除となった若者等について、経済的な支援を行うとともに、活用可能な奨学金や貸付金制度について施設等を通じ広報を推進することで、積極的な活用を促進します。（児童相談・養育支援室）

- ・児童を虐待等により保護者のもとから離し、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置といった社会的養護下におく必要があるときは、里親・施設等に対し必要な費用を支弁し、児童の健全な育成を図ります。（児童相談・養育支援室）

- ・児童福祉施設の改築等に係る施設整備を支援することにより、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化等を図ります。（児童相談・養育支援室）

- ・児童福祉施設の施設長等が、施設を退所する若者等の就職や住居の身元保証人となることを促進することにより、児童養護施設等を退所した若者等の社会的自立を支援します。（児童相談・養育支援室）

子どものアドボケイト（代弁・擁護）に係る取組について

平成 28 年に改正された児童福祉法では、第 1 条に子どもの権利保障を同法の理念として明確に位置付けることとし、これにより、子どもは単に保護される客体として存在するのではなく、権利を享有し行使する主体であり、一人の独立した人格として尊重されなければならないことが明らかにされました。

また、子どもの権利の実現を保障するためには、保護者、国民、国や地方公共団体といった社会全体が子どもの意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮していくことが求められているところです。

こうした観点から、県では、児童養護施設や里親家庭等で生活する子どもたちに対して、児童相談所の児童福祉司等による面談等の際に、「子どもの権利ノート」等を活用しながら、「自分の意見は自由に言ってい」ことなどを伝え、子どもの意向を丁寧に確認する取組を実施しています。

さらに、児童相談所の一時保護所においては、第三者である弁護士が直接子どもの意見を聴き、支援の改善につなげる取組を令和 3 年度から行ってきたところです。

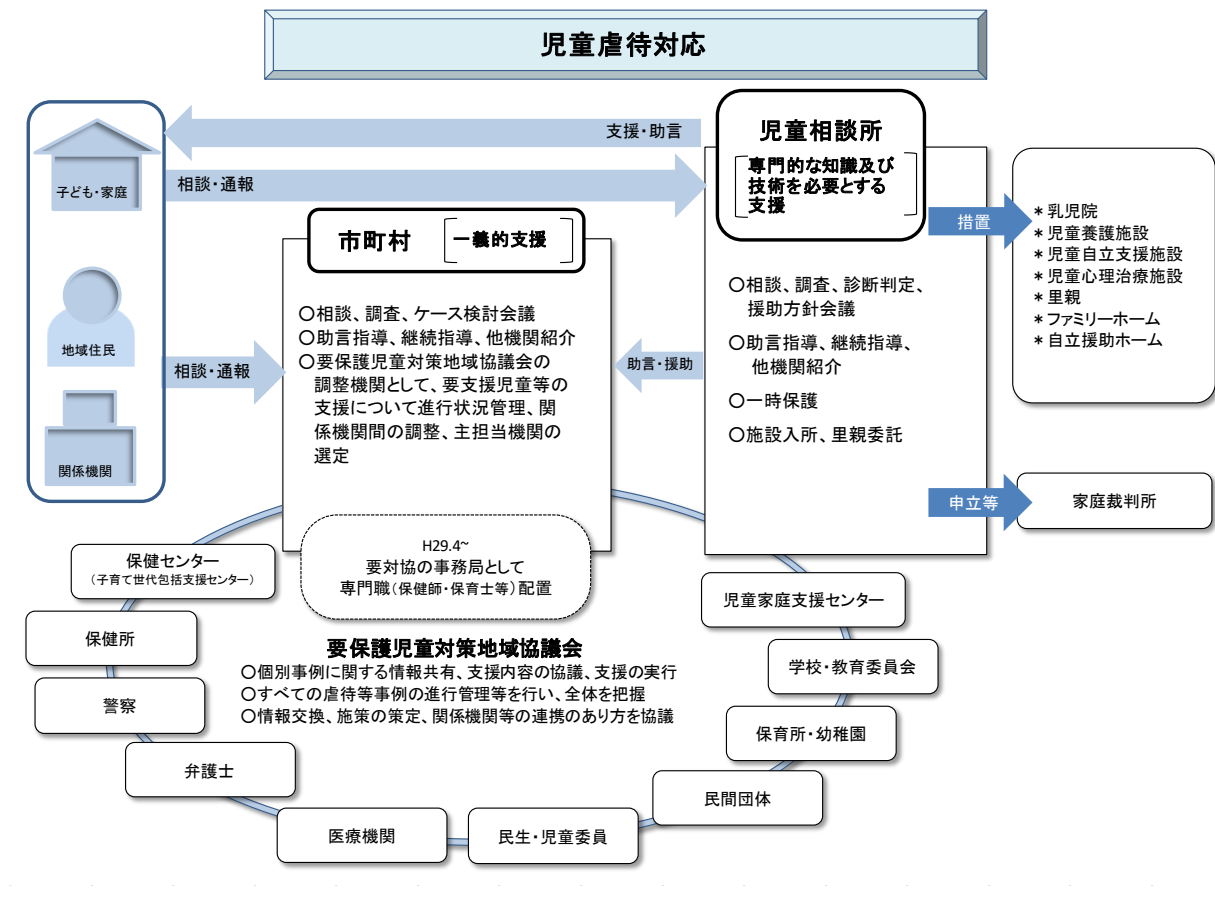
こうした中、令和 6 年 4 月施行の令和 4 年改正児童福祉法では、児童相談所が子どもの一時保護や里親委託等の措置を決定する際の子どもからの意見聴取等が義務付けられたほか施設や里親の家庭等で生活する子どもを対象とするアドボケイトの事業（意見表明等支援事業）が法定化されました。

県でも児童相談所による子どもからの意見聴取等を適切に行うほか、意見表明等支援事業を開始して、子どもの権利擁護の取組を進めています。

子どもとその家庭の援助を行う関係機関によるネットワーク ～ 要保護児童対策地域協議会 ～

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や早期対応、適切な保護を図るため、市町村が中心となって、児童福祉、保健医療、警察・司法、教育などの各分野の関係機関により構成する「要保護児童対策地域協議会」が設置されています。この協議会では、要保護児童及びその保護者等に関する情報や支援の考え方を共有し、各機関が適切な連携の下で対応していくことが求められています。

平成 16 年の児童福祉法改正により協議会の法定化がなされて以降、平成 23 年までの間に県内全市町村での設置が進みましたが、児童虐待相談対応件数の増加や複雑・困難化するケースに対応していくために、専門性の確保や機能の強化が課題となっています。平成 28 年の児童福祉法改正により、協議会の調整機関に専門職の配置が義務付けられ、県が市町村職員向けに行っている研修についても内容の見直しを行い、各市町村協議会の機能強化を支援しています。



第3節 いじめへの対応・不登校児童生徒の支援

1 現状と課題

1 いじめへの対応

- 全国と比べると、本県の児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数は少ない状況ですが、令和3年度（2021年度）は前年度に比べて全国、本県ともに高くなっています。

様々な活動が再開したことや、いじめの積極的認知に対する理解が広がったことなどが要因として考えられます。

小中高・特別支援学校いじめ認知件数（長野県）

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
5,329 件	9,206 件	10,198 件	8,638 件	9,668 件	9,603 件	10,067 件

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

- インターネット環境による人権侵害事案や、LGBTQ の子どもへのいじめなど社会の変化に応じたいじめ防止対策が必要となっています。
- 「長野県いじめ防止対策推進条例（平成27年長野県条例第24号）」、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成30年（2018年）3月改定）」に基づいた対応を推進して必要があります。

2 不登校児童生徒の支援

- 県内小中学校の不登校児童生徒在籍比は増加傾向にあります。
県内高等学校の不登校生徒在籍比は横ばい傾向にありましたが、令和3年度（2021年度）は前年度に比べて全国、本県ともに高くなっています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活のリズムが乱れやすい状況にあることや、制限のある中で交友関係を築くことなど登校する意欲がわきにくい状況であったことなどが要因として考えられます。

不登校児童生徒の在籍比（長野県）

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小・中学校	1.53%	1.95%	2.18%	2.37%	2.98%	3.69%	4.63%
高等学校	1.11%	1.15%	1.29%	1.15%	1.49%	1.84%	1.66%

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

- 社会の変化による家庭的な背景を要因とした不登校児童生徒が増加しています。
- 小学5年生、中学2年生の子どものうち47.7%が学校に行きたくないと思ったことが「あった」と回答しており、16・17歳の子どもでは39.7%が学校をやめたくなるほど「悩んだことがある」と回答しています。その理由としては「精神的に不安定」や「友達とうまくいかない」が多くなっています。
- スクールカウンセラー※、スクールソーシャルワーカー※による不登校の未然防止及び早期支援を推進する必要があります。
- 教育支援センター（中間教室）※やフリースクール※における学習支援の体制整備や学びの充実、学校と民間団体との綿密な連携を図る必要があります。

2 施策の方向性

- 「長野県いじめ防止対策推進条例」及び県の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの問題の克服に向け、いじめ防止対策を推進します。
- 「教育機会確保法」※の理念及び県の新たな行動指針に基づく、不登校未然防止及び不登校児童生徒への支援を推進します。
- フリースクール※をはじめとする学校以外の多様な学びの場を充実していくとともに、学校と民間団体との連携を強化します。

3 施策の展開

1 いじめへの対応

（いじめ対策）

- ・スクールカウンセラー※及びスクールソーシャルワーカー※の体制充実を検討し、いじめなど、学校における様々な悩み、問題へ迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。（心の支援課）
- ・長野県いじめ問題対策連絡協議会で作成した、いじめ対応マニュアル「いじめの重篤化を防ぐために」などを踏まえ、地域における関係機関との連携を進めます。（心の支援課）
- ・いじめの起きにくい学校づくりのための人権教育・情報モラル教育・道徳教育を充実します。（心の支援課）
- ・様々な分野の人権教育講師を学校に派遣し、人権教育を推進します。（心の支援課）
- ・学校が対応に苦慮している事案に対して、医師・弁護士・心理士・福祉関係者など外部有識者からなる「学校支援チーム」を組織し、専門的な助言や問題解決に向けた支援を行います。（心の支援課）

（相談体制）

- ・子ども支援センター※において、子どもに関する様々な相談に対応します。（児童相談・養育支援室）
- ・学校生活相談センター※において、24 時間体制で、いじめなど学校生活全般に関する児童生徒・保護者の悩みの相談に臨床心理士等が対応します。（心の支援課）
- ・専任の相談員である「子どもと親の相談員」を小学校に配置し、不登校傾向児童、ひきこもり児童の家庭訪問・登校支援、関係機関との連携による支援、相談適応指導を行います。（心の支援課）
- ・SNS※活用（LINE等）により、悩んでいる子どもが一人で抱えることなく相談できるよう、年間を通じて定期的に相談窓口を開設します。（心の支援課）
- ・電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン※」を運営する団体に対して支援を行います。（次世代サポート課）

（インターネットの適正利用）

- ・「情報端末とのよりよいかかわりに向けたアンケート」を行い、実態に即した施策を検討します。（心の支援課）
- ・「GIGAワークブック※」の長野県版を更新し、児童生徒及び教職員がICT※機器を学習

に積極的に活用できるよう援助します。（心の支援課）

- ・ネットトラブルの対応方法と相談先をまとめたWebサイト「信州ネットトラブルバスターズ」に最新のトラブルの実例を掲載します。（心の支援課、次世代サポート課）

- ・官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会※において、子ども・保護者への啓発活動や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。（次世代サポート課）

- ・情報モラルの向上、インターネットの適正な利用を推進するため「高校生ICT※カンファレンス」を開催するとともに、参加校との連携による情報発信を行います。（心の支援課、次世代サポート課、県警本部人身安全・少年課）

2 不登校児童生徒の支援

- ・スクールカウンセラー※及びスクールソーシャルワーカー※の体制充実を検討し、不登校など、学校における様々な悩み、問題へ迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。（心の支援課）

- ・子どもを取り巻く環境改善の視点から積極的に関係機関との連携を推進するため、私立学校がソーシャルワーカー等を活用する経費に対して支援します。（県民の学び支援課）

- ・学校内外の多様な学びの場（フリースクール※、教育支援センター等）との連携を強化することにより、子どもたちの多様な学びの場を確保、充実します。（心の支援課、次世代サポート課）

- ・学校に行けない・行かない選択をした子どもたちの多様な学びの場の確保・充実を図るため、「信州型フリースクール認証制度」により「信州型フリースクール※」に対する運営支援、研修・情報発信、連携促進等、トータルな支援を行います。（次世代サポート課）

- ・生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、町村や町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習・生活支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）

- ・タブレット端末等を活用することにより、不登校児童生徒へのそれぞれの居場所における、多様な学習支援を実施します。（心の支援課）

- ・子どもたちが主体的に学ぶことができる動画等の教育関連情報を発信することにより、学びの場を整備します。（学びの改革支援課）

- ・不登校児童生徒に対する学びの継続支援事業の一環として、市町村における教育支援センター（中間教室）※の充実に向けた支援を行います。（心の支援課）

- ・学級復帰を前提とした支援や居場所だけの提供にとどまらず、その子に応じた多様な学びのメニューを提供できる教育支援センター等の取組を普及・推進します。（心の支援課）

- ・学齢期を経過した者の教育機会の確保や、不登校児童生徒がより柔軟に学ぶことができる場の充実のため、夜間中学、学びの多様化学校及びその併設校の設置を検討する市町村の支援に取り組み、設置を促進します。（義務教育課、心の支援課）

- ・不登校、ひきこもりやニート※など複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、「子ども・若者総合相談センター※」を運営します。また、支援機関同士が連携し、効果的な支援を実施するため、長野県子ども・若者支援地域協議会※を運営します。（次世代サポート課）

- ・子どもに関する様々な相談に総合的に対応する子ども支援センター※や、不登校など学校生活に関わる様々な悩みについて対応する学校生活相談センター※において、きめ細やかに対応します。（児童相談・養育支援室、心の支援課）

- ・SNS※活用（LINE等）により、悩んでいる子どもが一人で抱えることなく相談できる

よう、年間を通じて定期的に相談窓口を開設します。（心の支援課）

・「多様な学びを考える支援者（民間・教員・保護者等）のつどい」を開催し、フリースクール※等民間施設、保護者、学校、市町村教育委員会など、地域の連携づくりを進めます。（次世代サポート課、心の支援課）

・高校卒業時や中退時に支援を必要とする生徒等とのつながりが途切れないよう、社会的自立に向けて必要な支援を行います。（次世代サポート課、心の支援課）

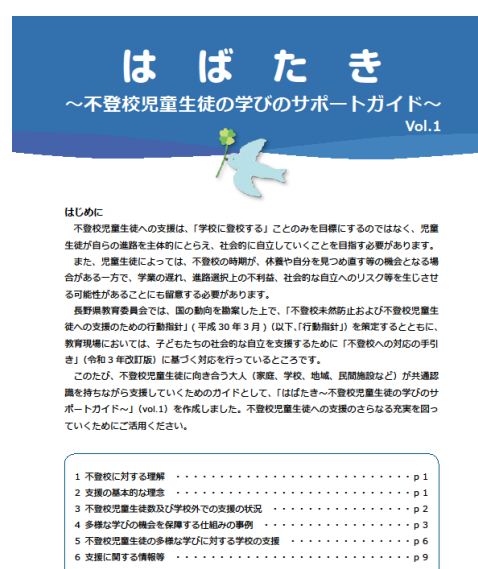
・動物愛護センターでの動物介在活動において、その活動に携わる人材の育成、受入体制の多角化、関係機関との連携等を通じて、不登校など困難を抱える子どもを支援するカウンセリングセミナー等の取組を全県へ展開します。（食品・生活衛生課）

「はばたき」～不登校児童生徒のまなびのサポートガイド～

県と県教育委員会では、不登校児童生徒に関わる大人（家庭、学校、地域、民間施設など）が「不登校は問題行動ではない」という共通認識をもって子どもたちに向き合い、支援を充実していくためのガイドとして、『「はばたき」～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～（Vol.1・Vol.2）」を作成しました。

「はばたき」では、不登校に対する理解や基本的な理念を示し、様々な学びに対する支援や市町村における仕組みづくり等を紹介しています。

これにより、子どもの多様な学びと学びの場に対する理解が進み、不登校の子どもたちが悩みや生きづらさを抱えて毎日を過ごすことがないように、そして、全ての子どもたちが「自分らしく学び、自分らしく生きる」ことができるように取り組んでいます。



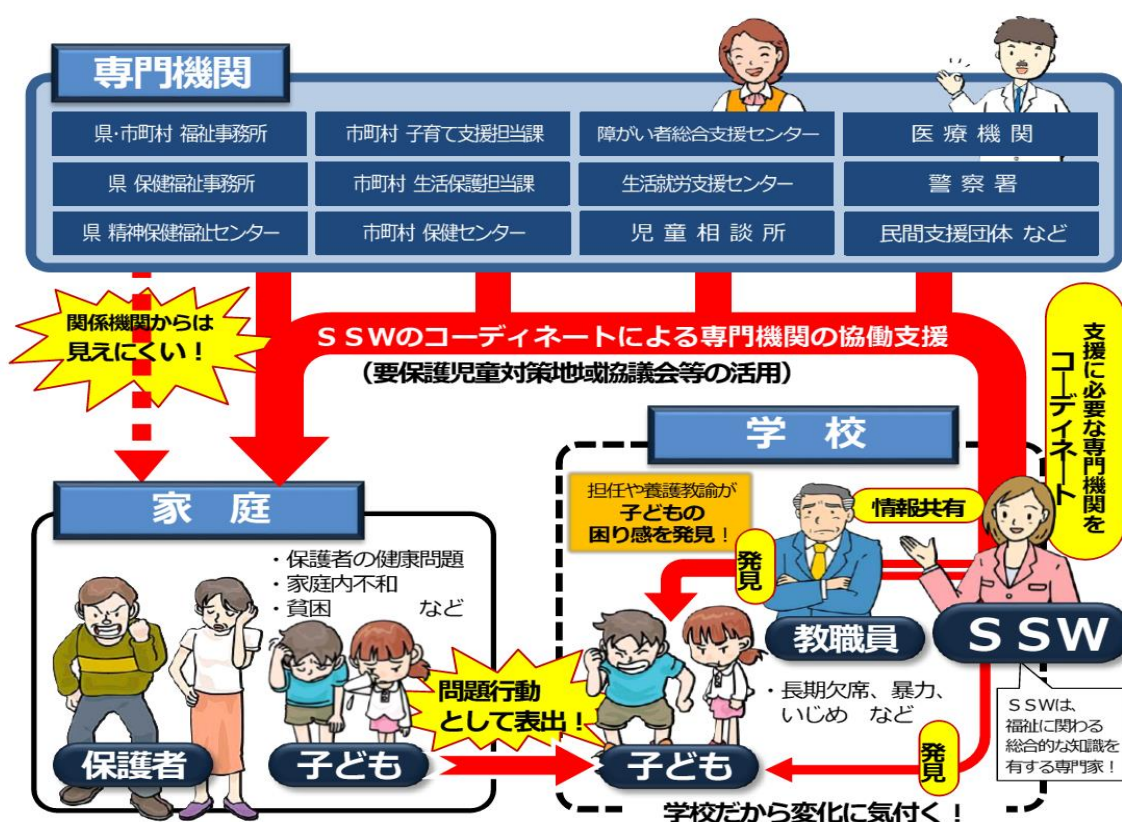
長野県・長野県教育委員会

「はばたき」表紙

学校・家庭・関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの取組

スクールソーシャルワーカーは、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して、福祉関係機関等を適切にコーディネートし、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて総合的な支援をする社会福祉や精神保健福祉の専門家として活動しています。

例えば、不登校の背景に家庭的な問題（貧困、虐待、不和、家族の精神疾患など）があり、学校だけでは解決が困難な場合、複数の専門機関と連携して支援する必要があります。しかし、専門機関との役割分担、定期的な進捗状況の確認や情報共有、効果的に連携するための調整は、技術的にも時間的にも教職員だけでは難しく、スクールソーシャルワーカーと学校が連携して支援をしています。



第4節 ニート・ひきこもりの支援

1 現状と課題

- 近年、若年層の非正規雇用者比率、フリーター^{*}の割合は減少傾向にありますが、ニート^{*}の割合は、減少していません
- 新型コロナウイルス感染症の流行により、人と直接会ってコミュニケーションを取る機会が減っており、20代、30代や、失業中の者や低所得の者において、特に孤独感が高くなっています。
- 趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅・自室から外出しない、ひきこもりの状態にある若者が相当数存在しており、その期間も長期化するなど、家族を含めて社会から孤立し、孤独を深めており、個々の状況に応じた支援を行う必要があります。
- 複雑・多様な背景によりニート^{*}・ひきこもり状態である子ども・若者への重層的な支援の充実が必要です。
- 不登校のまま中学を卒業して家居状態の子どもや中途退学した生徒が支援機関へつながりやすい連携体制の構築が必要です。
- 発達に特性を持つ子どもが適切な支援を受けられなかったことによる将来的なニート^{*}やひきこもりを防ぐために、ライフステージごとに切れ目のない支援を行うことが必要です。
- 学校段階が上がるにつれて自己肯定感が低下しています。将来的なニート^{*}・ひきこもりを防ぐため、幼児期や学齢期からの自己肯定感を高める支援の充実が必要です。

2 施策の方向性

- 困難を抱える子ども・若者や、自ら相談に出向くことが難しい子ども・若者が、年齢階層で途切れることがなく、それぞれが置かれた状況にあわせて総合的・体系的・継続的にきめ細やかな支援が受けられるようにするため、重層的なネットワークの構築やアウトリーチ^{*}支援の充実を図ります。
- ひきこもり相談担当者への研修や連携強化、フリーター^{*}等の若者が就職・職業定着に至るまでのきめ細やかなサポート、困窮状態に陥っている若者への生活支援・就労支援等を通して、個々の若者が抱える困難な状況に応じた専門的な支援を展開します。
- 不登校児童・生徒が、学校を卒業または退学した場合であっても、適切な支援機関とつながることでひきこもりになることを未然に防ぐことができる体制を整備します。
- 発達障がいに対する適切な支援を受けられなかったことによるニート^{*}やひきこもりを防ぐために、乳幼児期、学童期、思春期、青年・成人期といったライフステージごとに発達の特性に気づくことや、それぞれのニーズに合った切れ目のない支援を行います。
- 社会的に自立した個人として健やかに成長できるようにするため、幼児期からの多様な体験活動等を通して、自尊感情や自己肯定感を育みながら自己が確立できる環境を整えます。
- 生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもが、大人と信頼関係を築きながら、自己肯定感や社会性を育み自立していく力を養うよう学習支援等を行う環境を整えます。
- 若者の就職促進や離職防止を図るために、キャリア教育^{*}・職場体験等の内容充実、職業観の醸成、自己理解やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- ニート^{*}・ひきこもりの理由は個人によって様々であることから、ライフステージごとに早期に支援の必要性を把握し、速やかに支援につなげることができる体制を整備します。

3 施策の展開

（複雑性を踏まえた重層的な支援）

- ・不登校、ひきこもりやニート※など複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、「子ども・若者総合相談センター※」を運営します。また、支援機関同士が連携し、効果的な支援を実施するため、「子ども・若者支援地域協議会※」を運営します。（次世代サポート課）
- ・社会生活を営む上で、困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体に助成し、社会的自立を支援します。（次世代サポート課）

（個々の状況に応じた支援）

- ・ひきこもり支援センター※において、当事者・家族等への相談対応、相談担当者・支援関係者への研修、保健福祉事務所や市町村等への技術的支援、ひきこもりサポーターの養成等を行います。（保健・疾病対策課）
- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）
- ・市と連携して生活就労支援センター（まいさぼ）※を全県に設置し、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）
- ・直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。（地域福祉課）

（不登校、高校中退生徒等への対応）

- ・不登校、ひきこもりやニート※など複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、「子ども・若者総合相談センター※」を運営します。また、支援機関同士が連携し、効果的な支援を実施するため、「子ども・若者支援地域協議会※」を運営します。（次世代サポート課）
- ・高校卒業時や中退時に支援を必要とする生徒等とのつながりが途切れないよう、社会的自立に向けて必要な支援を行います。（次世代サポート課、心の支援課）
- ・直ちに就労できないことが、ニート※やひきこもりにつながることから、市町村、教育機関等と連携し、求職者の希望に沿った就労支援を行っていきます。（労働雇用課）

（発達障がい）

- ・発達障がいのある子ども・若者が、全てのライフステージにおいて切れ目のない一貫した支援を受けられる体制づくりを推進します。（次世代サポート課）
- ・増加する発達障がい児者への支援を充実するため、発達障がい者支援センター※の機能強化により、相談支援、人材育成、普及啓発等を行うほか、医学的エビデンスに基づく支援や、医療・教育・福祉など多機能が融合したネットワークづくりを推進します。（次世代サポート課）

（自己形成のための支援）

- ・自然体験を通して、五感豊かに自ら学び成長しようとする力を育む「信州やまほいく（信州型自然保育）※」を推進します。（こども・家庭課）
- ・生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、町村や町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習・生活支援を行い、将来の自立に向けた支援を行います。（地域福祉課）
- ・動物愛護センターでの動物介在活動において、その活動に携わる人材の育成、受入体制の多角化、関係機関との連携等を通じて、不登校など困難を抱える子どもを支援するカウンセリングセミナー等の取組を全県へ展開します。（食品・生活衛生課）

（職業的自立・就労支援）

・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）

（早期発見・早期支援）

・子ども・若者のひきこもり防止のため、高校中退の恐れのある生徒に対しては「子ども・若者総合相談センター※」及び「子ども・若者支援地域協議会※」が在学中から支援します。（次世代サポート課）

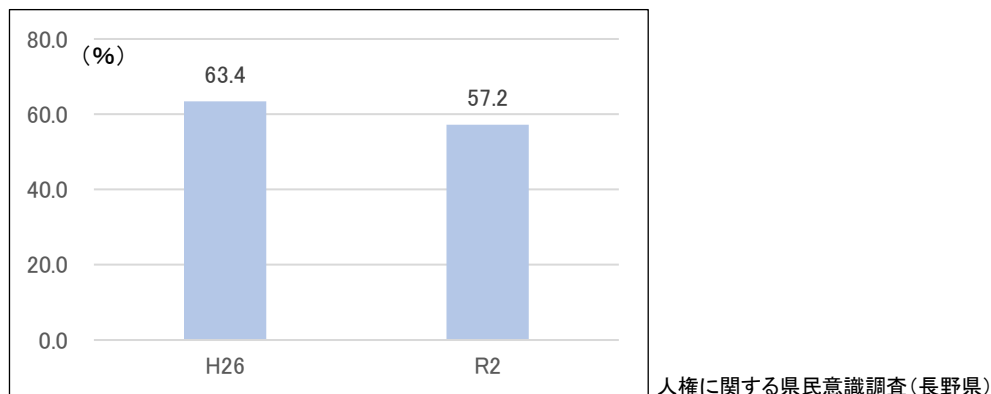
・放課後子ども教室※や地域未来塾※等の地域学校協働活動に係るコーディネーターやボランティアに向けて、配慮を要する子どもへの対応等に関する研修を実施します。（生涯学習課）

第5節 障がいのある子どもの支援

1 現状と課題

- 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例(令和4年長野県条例第14号)」が令和4年(2022年)10月に施行され、学校教育における学びの場の選択や就業の機会の確保、スポーツ・文化芸術活動などのあらゆる場面で、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現を目指していく必要があります。

「障がい者に対する人権問題として「障がい者に対する理解不足」を挙げた割合



- 身体障がいと判定された障がい児は減少傾向にあるものの、知的障がいと判定された障がい児は横ばい、精神障がいと判定された障がい児が増加傾向にあります。
- 特別支援学校(知的障がい)では、在籍者数が多い状態で推移し、小・中学校では特別支援学級在籍者が増加しています。
- 障がいの状態が、特別支援学校の対象となる程度と判断された子のうち、およそ8人に1人が総合的な判断として小・中学校で学んでいます。
- 子どもが、身近な地域で適切かつ専門性の高い療育及び教育を受けられる環境を整備する必要があります。
- 障がい者の就職率、法定雇用率*達成企業割合とも伸びていますが、就職を希望する障がい者の就職率は50.3%で、法定雇用率*未達成企業も約4割ある状況です。自立のための就職先の確保、職場定着の困難さなどの課題があります。
- 保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進とライフステージ間の切れ目ない一貫した支援体制づくりを進める必要があります。
- チーム学校としての対応、学校と関係機関との連携を強化する必要があります。
- 障がいの特性や支援情報の引継ぎにより進学・就労に対する不安を軽減する必要があります。
- 障がい児のスポーツ・文化芸術活動を支援するため、障がい者スポーツ地域コーディネーター*や、令和4年(2022年)6月に設置した「長野県障がい者芸術文化活動支援センター(ザワメキサポートセンター)」により、参加機会を拡大していく必要があります。

2 施策の方向性

- 障がいのある人となない人との交流の機会拡大等を図ることで様々な障がいへの理解を深め、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して生活を送ることができるよう支援の充実を

図ります。

- 障がいのある子どもの、将来の自立と社会参加に向けて、適切な療育の提供と就学先で専門性の高い教育支援を行うとともに、身近な地域で同年代の子どもと共に学べる体制づくりを進めます。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが多様性を認めることができる教育を進めます。
- 発達の特性に起因する困難がある人が自立するために、特性に応じたきめ細かな支援や個別相談を充実させ、企業側の理解促進を図ります。
- 地域内の教育・福祉・医療・保健・労働等の関係機関が連携し、生涯にわたって切れ目のない支援の充実を図ります。

3 施策の展開

1 普及・啓発の取組

- ・障がいへの理解を進めるための普及・啓発の取組として生徒や学生等に対する「あいサポーター※」研修を実施します。（障がい者支援課）
- ・交流及び共同学習や副次的な学籍※制度の導入により、すべての幼児児童生徒が、障がいのあるなしにかかわらず、地域で共に生きる仲間として育つ機会を促進します。（特別支援教育課）
- ・令和10年（2028年）に長野県で開催される全国障害者スポーツ大会を契機に、障がいのある子ども・若者が身近な地域で運動・スポーツに取り組める環境を整えます。（スポーツ振興課）
- ・「長野県障がい者芸術文化活動支援センター」を中核として、芸術文化活動に取り組む障がいのある子ども・若者等に対する相談支援、芸術文化活動を支援する人材育成、発表の機会の創出等に取り組み、障がいのある方が芸術文化を享受し、多様な活動ができるよう支援します。（障がい者支援課）
- ・スポーツを通じた共生社会づくりを推進するため、「パラウエーブ NAGANO」プロジェクトとしてパラ学（県独自の学校向け体験型授業）を展開します。（スポーツ振興課）

2 環境整備

- ・児童発達支援センターの設置拡大及び保育所等訪問支援の充実を図るとともに、地域のニーズに沿ったサービス提供を促進します。（障がい者支援課）
- ・主に重症心身障がい児支援を行う児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス※事業所の拡充を図るとともに、地域のニーズに沿ったサービス提供を促進します。（障がい者支援課）
- ・県内唯一の知的障がい児の福祉型障害児入所施設である信濃学園において、障がい児が安心して暮らせる施設環境を整備し、児童の安心安全を確保するとともに、一人ひとりのニーズに即した専門的療育や地域生活移行に必要な支援を行うことにより、地域に開かれた施設を目指します。（障がい者支援課）

3 学びの支援

- ・障がいの有無にかかわらず一人ひとりがもてる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育※を推進します。（特別支援教育課）
- ・個々の認知や発達の特性を把握するアセスメント方法や、デジタルも活用した学習支援方法を研究することにより、学びづらさを抱える多様な児童生徒の学びを充実します。（特別支援

教育課、学びの改革支援課)

- ・特別支援学校において、「個別の指導計画」に個々に応じた I C T※の活用に関する計画を位置づけることにより、「情報保障」や「個別最適な学び」の充実を促進します。(特別支援教育課)

- ・児童生徒の個々の障がい特性や発達段階に応じ、I C T※やテクノロジーを活用して活動や生活がより良くあるよう支援する A T (アシスティブ・テクノロジー) の効果的な活用と有効な支援・指導方法の蓄積・共有により、個の教育的ニーズに応じた学びや情報保障を推進します。(特別支援教育課)

- ・特別支援学校において、全県で子どもの豊かな育ちに向けたポジティブな行動支援を展開することにより、行動面に困難のある児童生徒への支援を充実します。(特別支援教育課)

- ・特別支援学校において、アート等多彩な学びの充実により、一人ひとりの自立と社会参加を促進します。(特別支援教育課)

- ・特別支援学級担当者の専門性向上のために、特別支援学校専門性サポートチーム活用の促進、研修会のさらなる充実を図ります。(特別支援教育課)

- ・特別支援教育推進員が、適切な就学先の決定や就学相談について、市町村教育委員会に対して指導・助言を継続していくとともに、学校現場に対し「適切な学びの場ガイドライン」の活用の更なる周知を図ります。(特別支援教育課)

- ・小・中学校等の教員への支援、特別支援教育等に関する相談・情報提供、障がいのある幼児・児童生徒への指導・支援、関係機関等との連絡・調整など、特別支援学校のセンター的機能を強化します。(特別支援教育課)

- ・多様な教育的ニーズに応じた、生涯学習につながる教育活動の充実のための、地域の資源(人材や場)を活用した教育活動を展開します。(特別支援教育課)

- ・一人ひとりに応じた将来の自立と社会参加の実現のため、地域資源を活用し、卒業後を見据えたキャリア教育※を充実します。(特別支援教育課)

- ・特別支援学校の施設整備の推進により、幼児児童生徒の可能性が最大限伸びる学びや、共生社会の実現に向けた協働的な学びを支えるための環境を整備します。(特別支援教育課)

- ・児童生徒が安心して快適な学校生活を過ごすことができるよう、中長期修繕・改修計画に位置付けられている施設の整備及び緊急対応の必要な工事について、優先度の高いものを十分検討の上、整備を進めます。(特別支援教育課)

4 就労の支援

- ・障がい者を対象に、能力や適性に対応した多様な職業訓練を、企業・社会福祉法人等と連携して実施することにより、障がい者の就職を促進します。(産業人材育成課)

- ・特別支援学校において、就労コーディネーターによるマッチング支援、企業等と連携した現場実習の拡充、技能検定の充実等により、生徒の働く力を育成します。(特別支援教育課)

- ・障害者就業・生活支援センター※による、就業支援・生活支援を促進するとともに、関係機関との連携強化を図ります。(障がい者支援課)

- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。(労働雇用課)

- ・障がい者雇用を促進するため、実習受入企業の拡大を図り、職場実習の機会を拡大します。(障がい者支援課)

- ・それぞれの障がいの程度や特性に対応した、多様な就労系の障害福祉サービス等(就労移行支援※、就労継続支援※、生活訓練※)の充実を促進します。(障がい者支援課)

・「子ども・若者総合相談センター※」及び「子ども・若者支援地域協議会※」において、関係機関が連携して、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者の社会的自立を支援します。（次世代サポート課）

・障がい者の農業分野での就労を拡大するため、地域単位での研修会の開催や「お試しノウフク」の実施により、農家と事業所のマッチングを強化するなど農福連携※の取組を支援します。（障がい者支援課、農村振興課）

・里山整備利用地域等において地域が主体となり進める取組に、障がい者就労支援事業所等が連携することで、里山の利活用を推進するとともに、障がい者の就労の場の創出・拡大を図ります。（障がい者支援課、信州の木活用課）

5 情報連携

・個別的教育支援計画等を活用して、幼保・小・中・高・進路先間で支援情報を確実に引き継ぐとともに、関係者連携による支援の充実を図ります。（特別支援教育課）

・地域自立支援協議会※の取組等により、教育・医療・福祉・労働等関係機関の連携による切れ目ない支援を推進します。（特別支援教育課、保健・疾病対策課、障がい者支援課）

長野県特別支援教育推進計画

～すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育～

長野県教育委員会では、本県における特別支援教育の目指すべき基本方向や分野別の取組の方向性を示す、新たな「第3次長野県特別支援教育推進計画」を令和5年3月に策定し、さまざまな施策を推進します。

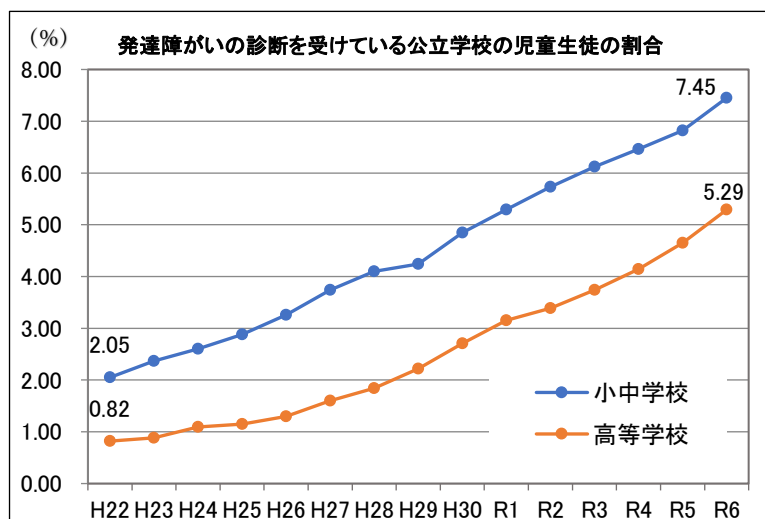
この計画は、長野県教育振興基本計画（2023年度～2027年度）の個別計画として位置づけられるもので、「長野県総合5か年計画」、「長野県障がい者プラン」等と整合性を図り、関係部局と連携して取り組みます。

「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」を基本目標とし、障がいのある子が、自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる教育であるとともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とながら力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育む教育を目指します。

第6節 発達障がいの支援

1 現状と課題

- 児童生徒数が減少している中で、県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における発達障がいの診断等のある児童生徒は、令和6年（2024年）度には小学校、中学校では10,786人、高等学校では2,194人と、年々増加しています。



発達障がいに関する実態調査(県教育委員会)

- ASD（自閉症スペクトラム障害）や複数の発達障がいの診断を受けている児童生徒の増加率が高く、全ての公立の高等学校に、発達障がいの診断のある生徒が在籍しています。
- 発達障がいのある児童生徒が通常の学級に在籍しつつ必要に応じて適切な支援が受けられる、通級指導教室※を拡充していく必要があります。
- 発達障がいの支援は、乳幼児から成人期まで対象年代が幅広く、支援関係者も医療、福祉、教育、就労など多岐の分野にわたることから、身近な地域において切れ目のない一貫した支援を誰でも受けられる体制を整えることが重要です。
- 発達障がいの認識が広まり、検査や診療のニーズが年々高まっていますが、対応できる医療機関及び医師が限られているため、診療待ちの状態が続くことが、早期発見・早期支援において課題となっています。
- 障がいの特性や支援情報の引継ぎによる就学・進学・就労に対する不安の軽減を図る必要があります。また、高等学校中途退学者及び進路未決定卒業者等へのフォローが十分行われる体制を整備する必要があります。
- 増加する発達障がいの支援に対応するため、医療・教育・福祉を中心に多機能が融合し、医学的エビデンスに基づく支援を強化する必要があります。

2 施策の方向性

- 発達障がいを「特性」として捉える（障がいから特性までスペクトラム（連続）に対応する）ことができるよう、理解を促すための取組を推進します。
- 発達障がいのある子どもの、将来の自立と社会参加に向けて、適切な療育の提供と就学先で専門性の高い教育支援を行うとともに、身近な地域で同年代の子どもと共に学べる体制づくりを進めます。
- 発達に特性があり、学びづらさを抱える児童生徒に対し、特性を把握するアセスメント法や特性に応じた教育方法について実践的に研究することで、誰一人取り残されない学びの環

境を整備するとともに、必要な支援へとつながられるよう関係機関等との連携を強化します。

- 通常の学級にも在籍する発達に特性のある子どもへの支援を充実させるため、個別支援のみならず、多様性を認め合う学級づくりや、全ての子どもが力を発揮できる授業づくりを推進します。
- 誰もが安心して学べる学校（授業）とするために、発達障がいに関する教員の理解を推進するとともに、学校全体がチームとして対応します。
- 発達障がいがあっても、特性に応じて、自分らしく生きられるよう、就労や社会参加の支援に取り組みます。
- 本人や家族が孤立しないよう、様々な表れ方をする発達の特性に応じて、社会（地域）における理解を促すための取組を推進します。
- 発達障がい者支援対策協議会*の体制を充実し、支援施策の推進のための関係機関の連携を強化します。
- 医学的エビデンスに基づく支援ができるよう、発達障がい者支援センター*の機能を強化します。

3 施策の展開

1 早期発見と切れ目のない支援

・乳幼児健診等において発達障がいのアセスメントができるよう、信州大学と連携した研修会の開催等により市町村保健師等の専門性向上に取り組みます。（保健・疾病対策課）

・信州大学と連携して発達障がい診療の専門医・診療医等の人材育成に取り組み、診療できる医師の充実による診療・支援体制の強化を図ります。（保健・疾病対策課）

・発達障がいの診療技術・対応力向上のためのかかりつけ医研修、関係機関連携強化・対応力向上のための地域連絡会を開催し、発達障がい診療地域ネットワークを整備します。（保健・疾病対策課）

・障がい者総合支援センター*において、福祉サービス利用や就労などの相談支援を行います。（障がい者支援課）

・乳幼児期から保育期までの切れ目のない支援について発達障がい者支援対策協議会*において検討します。また、保育者の発達障がい児への対応力向上に向けて、信州幼児教育支援センター*と連携し、研修等の普及啓発を図ります。（次世代サポート課、こども・家庭課、学びの改革支援課、特別支援教育課）

・発達障がいのある児童生徒支援に係る教職員のスキルアップなど学校における支援力向上のための研修を実施します。（特別支援教育課）

・地域自立支援協議会*における関係機関（福祉サービス事業所、学校、幼稚園・保育所、医療機関、家族会、行政機関等）相互の情報共有、連携強化を図ります。（障がい者支援課）

・発達障がい者支援対策協議会*の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。（次世代サポート課、特別支援教育課、保健・疾病対策課）

・発達障がい者が身近な地域において切れ目のない一貫した支援が受けられる体制を整えるため、発達障がいサポート・マネージャー*を各圏域に配置し、支援機関同士の連携強化を図ります。（次世代サポート課）

・増加する発達障がい児者への支援を充実するため、発達障がい者支援センター*の機能強化

により、相談支援、人材育成、普及啓発等を行うほか、医学的エビデンスに基づく支援や、医療・教育・福祉など多機能が融合したネットワークづくりを推進します。（次世代サポート課）

2 学校におけるインクルーシブな対応

- ・個々の認知や発達の特徴を把握するアセスメント方法や、デジタルも活用した学習支援方法を研究することにより、学びづらさを抱える多様な児童生徒の学びを充実します。（学びの改革支援課）

- ・発達障がいのある児童生徒が通常の学級に在籍しつつ必要に応じて適切な支援が受けられる、通級指導教室*をニーズに応じて適切に設置します。また、高等学校においては、通級指導教室*の課題の把握を行い、ニーズに応じた設置や運用の検討と計画的な設置を行います。（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

- ・特別支援教育を推進する各地区の担当者と連携し、小・中学校等における特別支援教育の対応力の向上を図ります。（特別支援教育課）

- ・互いに認め合える学級づくりやすべての子どもが力を発揮できる授業づくりを、どの学校、学級でも実践できるよう、「信州型ユニバーサルデザイン（学級経営や授業づくりを進める上での共通基盤となる内容）」をもとに、教員の研修を行います。（特別支援教育課、学びの改革支援課）

- ・学校における発達障がい対応の充実に関する県内大学との連携を推進します。（次世代サポート課）

- ・小中学校における校内支援体制の充実を図るため、「特別支援教育支援員が活きる校内連携のしおり」を作成し、周知・活用します。（特別支援教育課）

- ・発達障がいのある児童生徒支援に係る教職員のスキルアップなど学校における支援力向上のための研修を実施します。（特別支援教育課）

- ・発達障がいのある子ども・若者の教育相談を実施する民間団体の取組を支援します。（次世代サポート課）

3 一般就労等による自立と社会参加

- ・発達障がい者支援対策協議会*を開催し、乳幼児期から成人期までの各年代を通して、発達障がい者の自立や就労に関して適切な支援が提供できる支援体制のあり方を検討します。（次世代サポート課）

- ・「子ども・若者総合相談センター*」及び「子ども・若者支援地域協議会*」により子ども・若者育成支援に関する相談等に応じ、困難を有する子ども・若者が、本人のニーズに応じた社会的自立に向けた支援を受けることができるよう支援します。（次世代サポート課）

- ・困難を有する子ども・若者を支援する団体を育成するとともに、専門的な自立支援を行う団体の活動を支援します。（次世代サポート課）

- ・ジョブカフェ信州における能力や適性等に応じたコンサルティングや就業支援セミナー等の実施により、若者の就業を支援していきます。（労働雇用課）

- ・障害者就業・生活支援センター*による就業支援及び生活支援を促進するとともに、関係機関との連携強化を図ります。（障がい者支援課）

- ・障がい者雇用を促進するため、実習受入企業の拡大を図り、職場実習の機会を拡大します。（障がい者支援課）

- ・それぞれの障がいの程度や特性に対応した、多様な就労系の障害福祉サービス等（就労移行支援*、就労継続支援*、生活訓練*）の充実を促進します。（障がい者支援課）

4 社会におけるインクルーシブな対応

- ・発達障がい者サポーター※養成講座を開催し、地域での発達障がいに対する理解の促進を図ります。（次世代サポート課）
- ・障がいの有無にかかわらず共に生きる社会のあり方などを理解し、障がいのある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民と一緒につくっていく信州あいサポート運動を推進します。（障がい者支援課）
- ・推進員を配置し、ニューロダイバーシティ（神経学的多様性）※の考え方の企業への普及啓発や若者の就労・離職防止を促進します。（次世代サポート課）

多様な児童生徒が力を発揮できるための「通級指導教室の充実」

小・中学校において、通常の学級での授業におおむね参加でき、一部特別な支援を必要とする児童生徒に対し通級指導教室を設置して、特別な教育課程を編成のうえ指導を行っています。

長野県では令和6年度時点で、言語障がいを対象とした通級指導教室が51教室、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、自閉症を対象とした通級指導教室が123教室設置されています。

通級指導教室では、話し方など言葉に関する学習や、友達とのかかわりやコミュニケーションに関する学習など、一人ひとりの障がいによる困難を改善・克服するための学習を行っています。

また、平成30年度から、高等学校における通級による指導も制度化され、本県では、令和6年度時点で県立高等学校に3教室設置されています。

「発達障がい情報・支援センター」の開設

「発達障がい情報・支援センター」は、増加する発達障がい児・者への支援の充実を図るため、令和5年度にそれまでの「発達障がい者支援センター」を改組し、新たに信州大学医学部附属病院に設置するものです。

新たなセンターでは、県下10圏域で行政、教育、福祉、産業など、発達障がい児・者への支援に関わる方のサポートにあたる「発達障がいサポート・マネージャー」をセンター職員として位置づけるとともに、医学的エビデンスに基づく支援技術の向上を図っていきます。

また、新しいセンターでは、信州大学医学部附属病院の有する学術的知見や過去の症例対応を生かして、

- ・独自の発達障がい支援プログラムの開発
- ・医療機関や支援機関向けの情報発信

など新たな取組を進めることにより、センター機能を抜本的に強化していきます。

令和5年度の「発達障がい情報・支援センター」の開設をきっかけとして、誰もが、社会の中で安心・安全に生活していける社会づくりに取り組んでいきます。



（センター内の展示の様子）



（センター主催 支援者研修の様子）

第7節 医療的な配慮を必要とする子どもの支援

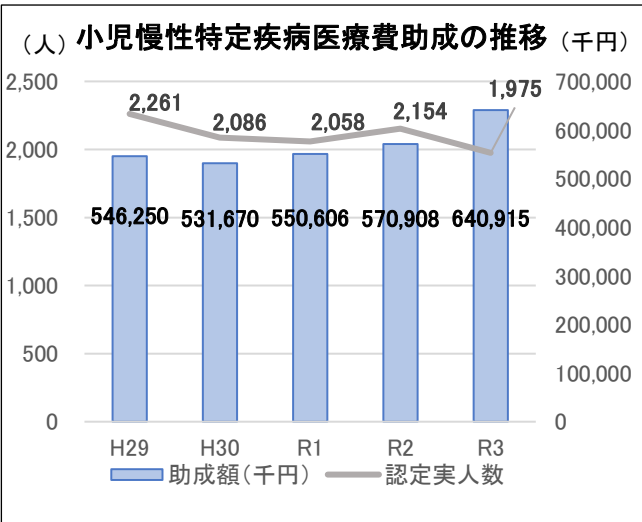
1 現状と課題

- 県内の小児慢性特定疾病*医療費助成の認定人数は、2,000人程度で推移しています。
- 「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)が令和元年(2019年)12月に施行され、関係機関と連携してその地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施することとされました。

乳児期等において先天性難聴及び先天性代謝異常等の診断のあった子どもを確実に医療や市町村母子保健につないでいくことが必要です。

- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和3年法律第81号)の令和3年(2021年)9月の施行に伴い、令和4年(2022年)4月に、「長野県医療的ケア児等支援センター」を開設しました。

医療的ケア児が増加する中で、医療、子育て支援、保育、教育、相談支援など多様な分野の専門人材による切れ目のない支援体制の整備や、学校への看護師の配置、保育士が医療的ケアを行うための人材育成が課題となっています。



(保健・疾病対策課調)

小児慢性特定疾病・疾患群別の患者割合

(長野県認定受給者)

疾患群	疾患の例	割合
慢性心疾患	ファロー四徴症、両大血管右室起始症など	20%
内分泌疾患	先天性甲状腺機能低下症、ターナー症候群など	18%
神経・筋疾患	点頭てんかん(ウエスト症候群)、脊髄髄膜瘤など	13%
悪性新生物	前駆B細胞急性リンパ性白血病、横紋筋肉腫など	10%

(R3 保健・疾病対策課調)

2 施策の方向性

- 新生児の先天性疾病及び障がい等の早期発見・早期治療・支援のため、関係機関における連携体制の整備を推進します。
- 小児慢性特定疾病*は長期の治療が必要となることから、患者と家族の経済的負担及び精神的負担の軽減を図ります。
- 医療的ケア児の実態や支援のニーズを把握し、保育・教育現場等での理解を広げるとともに、医療的ケア児等の支援の担い手となる多様な職種の人材育成に積極的に取り組み、職種・専門領域相互の理解と連携・協働を促進します。

3 施策の展開

・新生児の難聴及び先天性代謝異常等の早期発見・早期治療・支援のため、「難聴児支援センター事業」、「先天性代謝異常等検査事業」及び「新生児マススクリーニング検査実証事業」を中心に、保健・医療・福祉・教育等の関係機関における連携体制の整備を推進します。(保健・

疾病対策課)

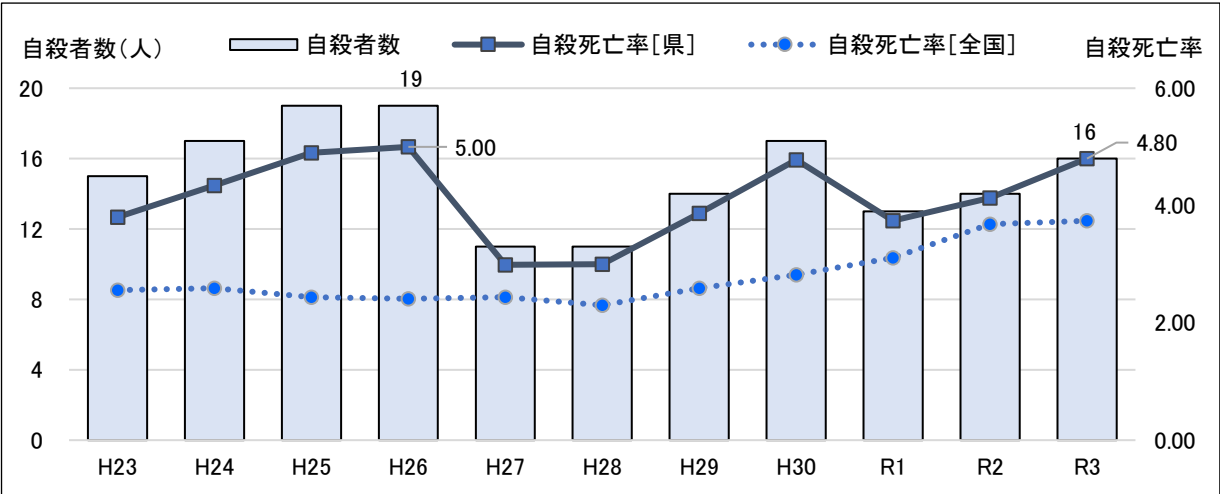
- ・小児慢性特定疾病^{*}等に対する医療費助成及び関係機関と連携した自立支援を行います。(保健・疾病対策課)
- ・小児期から成人期への移行期にある患者と家族に対して、長野県移行期医療支援センターを中心に支援します。(保健・疾病対策課)
- ・増加する児童・思春期・青年期の精神疾患に対応するため、「子どものこころ総合医療センター(仮称)」の設置検討を進め、医療体制の充実強化を図ります。(保健・疾病対策課)
- ・医療的ケア児の支援に向け、人材の育成と連携推進、情報発信による支援の質の向上を図ります。(障がい者支援課)
- ・圏域医療的ケア児等コーディネーターを中心に多職種支援チームの構築を進め、圏域の取組を医療的ケア児等支援センターが後方支援する重層的支援体制を構築します。(障がい者支援課)
- ・医療的ケア児が安全に、安心して学校生活を送れるよう、特別支援学校に看護師を配置するとともに、職員等を対象とした医療的ケアを安全に実施するための研修や、様々な課題について検討する医療的ケア運営協議会を開催します。(特別支援教育課)
- ・保育所等の利用を希望する医療的ケア児の受入体制の整備を進めるため、市町村における保育所等への看護師の配置や保育士の研修受講等を支援します。(こども・家庭課)
- ・ICT^{*}機器を活用し、県立高校に在籍する長期入院生徒へのオンライン学習支援を実施することにより、療養中の学びを保障します。(学びの改革支援課)

第8節 子ども・若者のいのちを支える

1 現状と課題

- 15 歳から 39 歳の死因の第 1 位を自殺が占める状況が続いており、新型コロナウイルス感染症の影響による孤立感や不安の高まりが拍車を掛けるおそれがあります。
- 令和 3 年（2021 年）の全世代の自殺死亡率は、前年に比べ、全国は上がり、本県は下がったものの、未成年者（20 歳未満）の自殺死亡率は、全国、本県ともに上昇しています。
- 本県の未成年者（20 歳未満）の自殺死亡率は、全国を上回って推移しており、令和元年（2019 年）以降は増加傾向にあります。
- 未成年者（20 歳未満）の自殺の原因としては、親子・その他家族関係の不和、統合失調症、就職失敗・生活苦、学業不振が全国の割合より特に高くなっています。
- 自殺ハイリスク者への危機介入の強化や、危機的状況に陥らないための教育等が必要です。
- 多様な子どもの居場所の確保や、インターネット時代に特有の課題を踏まえた対応を行う必要があります。
- 自己肯定感が中学校から高校にかけて下がっており、5 年前と比べると困窮家庭を含む全体で自己肯定感が下がっています。児童生徒の自己肯定感や自己有用感の醸成とともに、心の健康の保持や「SOS の出し方に関する教育」の推進が必要です。

自殺者数（長野県）・自殺死亡率（長野県・全国）



人口動態統計(厚生労働省)
人口推計(総務省)

子どもの自己肯定感等(長野県)

(%)

	小 5	中 2	16・17 歳
自分のことが好きだ	63.8	53.0	51.7
自分は家族に大切にされていると思う	93.0	93.5	91.9
孤独を感じる	—	19.4	27.2

R4 長野県子どもと子育て生活実態調査(長野県)

2 施策の方向性

- 将来の長野県を担う世代が、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。
- 様々な要因・背景が複合的に連鎖し自殺に追い込まれることから、保健、医療、福祉、教

育、労働その他の関連分野が連携し、包括的に取り組みます。

- 自己肯定感・自己有用感の醸成を意識した取組を推進します。
- 「子どもの自殺危機対応チーム※」による個別支援等を進め、自殺のリスクに気づいてもらえない子ども、必要な支援が受けられない子どもをゼロにすることにより、「子どもの自殺ゼロ」を目指します。
- 自己肯定感の低い若者や生きづらさを抱えた若者の孤立を防ぎ支援につなぐ居場所づくりを推進します。

3 施策の展開

1 支援体制の強化

- ・第4次長野県自殺対策推進計画に基づき、社会全体で子どもの自殺ゼロに向けた取組を進めます。（保健・疾病対策課）
- ・「子どもの自殺危機対応チーム※」の取組により、専門的知見による迅速・効果的な自殺防止対策を推進します。（保健・疾病対策課）

2 事前対応

- ・動物愛護センターでの動物介在活動において、その活動に携わる人材の育成、受入体制の多角化、関係機関との連携等を通じて、不登校など困難を抱える子どもを支援するカウンセリングセミナー等の取組を全県へ展開します。（食品・生活衛生課）
- ・「SOSの出し方に関する教育」など、命の大切さの理解促進とストレスマネジメントを推進します。（保健・疾病対策課、心の支援課）
- ・教員が思春期における心の危機のサインを理解し、適切に対応できるよう、教員向け予防研修を行います。（心の支援課）
- ・ソーシャルスキルトレーニング※等による児童生徒の生きる力の向上を図ります。（心の支援課）
- ・精神疾患を経験した当事者講師を高校に派遣し、体験を通じた講演等により、心の健康や精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を図ります。（保健・疾病対策課）
- ・精神疾患による自殺ハイリスク者対策の充実を図るため、県内の関係機関との連携や啓発週間における啓発活動を通じ、依存症対策を進めてまいります。（保健・疾病対策課）
- ・社会的な取組として自殺対策を推進するため、対面・電話相談、ゲートキーパー等の人材養成、啓発グッズ等による普及啓発、かかりつけ医と精神科医の医療連携構築、市町村・民間団体支援などを行います。（保健・疾病対策課）
- ・不登校、引きこもりやニート※など複雑な困難を抱える子ども・若者に対応するため、「子ども・若者総合相談センター※」を運営します。
- ・生活困窮家庭の不登校やひきこもりの子どもに対して、町村や町村教育委員会・学校と連携して家庭訪問による学習・生活支援を行います。（地域福祉課）
- ・スクールカウンセラー※及びスクールソーシャルワーカー※の体制充実を検討し、いじめや不登校など、学校における様々な悩み、問題へ迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。（心の支援課）
- ・学校生活相談センター※、子ども支援センター※、精神保健福祉センター、保健福祉事務所、児童相談所などの相談窓口における傾聴・支援を行うとともに、認知度向上に向けてSNS※等を利用した情報発信等に取り組みます。（心の支援課、児童相談・養育支援室、保健・疾病

対策課)

- ・子どもの孤立を防ぎ自己肯定感を醸成するため、「信州こどもカフェ※」等の子どもの居場所づくりを推進します。（次世代サポート課）

- ・電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン※」を運営する団体に対して支援を行います。（次世代サポート課）

3 危機対応

- ・特別家庭訪問や高等学校校外補導等、関係機関や保護者等と連携した児童生徒の適切な支援と見守りを行います。（心の支援課）

- ・自殺の危険性の高い人が適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう、関係機関の連携を推進します。（保健・疾病対策課）

- ・自殺未遂者に対する心のケアの実施や救急告示医療機関、市町村との連携体制の構築等により、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎます。（保健・疾病対策課）

- ・自殺や自殺未遂が起こった後の関係児童生徒に対するスクールカウンセラー※による心のケアの充実に向けて、スクールカウンセラー※の体制充実を検討します。（心の支援課）

～第4次長野県自殺対策推進計画における子どもの自殺対策の強化～

○目的

長野県では、令和5年度から9年度を計画期間とする「第4次長野県自殺対策推進計画」に基づき、全国的に見た子どもの自殺死亡率の高さを解決するため、「子どもへの自殺対策強化」を重点施策として位置付け、以下の取組を進めていきます。

○主な取組

(1) 子どもたちが生き生きと暮らすための施策

①子どもたちの居場所づくり

自己肯定感の涵養と、多様な他者との交流を通じた信頼できる人間関係の構築のため、子どもたちの居場所づくりを進める。

②子どもたちの生きる力を高めるための支援

アスリートなどの著名人による経験や失敗談の講話等により、子どもたちに生きる力を与える講演会等を開催する。

(2) 自殺のリスクを抱えた子どもを支える体制の構築

①自殺のリスクが高まることを予防する取組

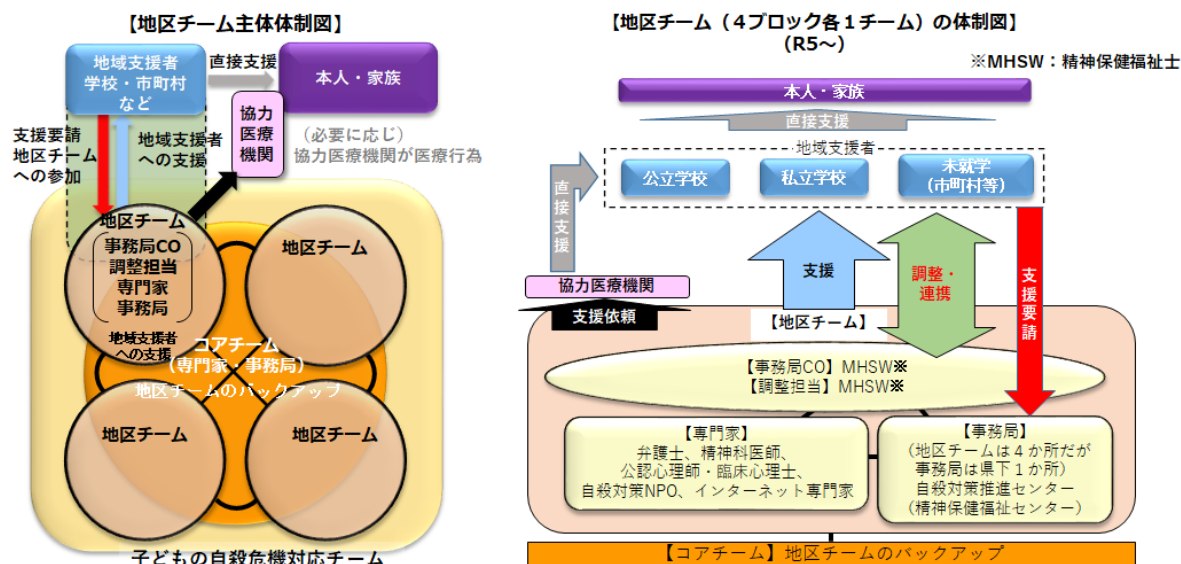
「SOSの出し方に関する教育」を推進するとともに、若者が相談しやすいLINE相談等に引き続き取り組む。

②自殺のリスクが高い子どもへの危機介入

地域の支援者による対応困難ケースに対し、多職種の専門家で構成する「子どもの自殺危機対応チーム」が行う支援・助言について、より地域の支援者に身近で、迅速効果的な支援を行うため、県内4地区に設置の地区チームによる支援体制に強化する。

- ・ 2019.10 チーム設置、支援開始（NPO法人ライフリンクによる技術的支援）
- ・ 2022.10 国自殺総合対策大綱にも盛り込まれ、全国展開

(図) 子どもの自殺危機対応チーム 体制強化後の体制図



第9節 特に配慮が必要な子どもの支援

1 現状と課題

1 予期せぬ妊娠への支援

- 若者等が予期せぬ妊娠をしたとき、相談できないまま一人で悩み、母体と子どもの命が危険にさらされるおそれがあります。
- 予期せぬ妊娠により生まれたと思われる子どもが、毎年乳児院に入所措置されている状況が見られます。
- 20歳未満の人工妊娠中絶実施数は減少傾向にあります。また、令和2年（2020年）の14歳以下の出生はありませんでした。
- 予期せぬ妊娠をした若者が産む決断をした場合、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者である若者を支援すること、家庭での養育が困難な場合は里親委託※、特別養子縁組※等による家庭と同様の環境での養育が求められています。

20歳未満の人工妊娠中絶（長野県）

	H23	H28	R3
件数	361	229	107
実施率 （女子人口千対）	7.2	4.7	2.4

衛生行政報告例（厚生労働省）

2 ヤングケアラーへの支援

- 県内の小学5・6年生の11.6%、中学生の6.3%、公立全日制高校生の2.1%、公立定時制高校生の3.8%が「世話をしている家族がいる」と回答しており、調査方法の違いはありますが、小学生・中学生は、全国よりも高い状況となっています。
これらの子どもたちは、本来の子どもらしい生活を送れていないおそれがあり、進学や交友関係など子ども・若者の将来にも影響を与えるおそれがあります。
- ヤングケアラー※は、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造であるとともに、ヤングケアラー※の社会的な認知度が低いことから、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができないおそれがあります。
- 福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラー※を早期に発見した上で、必要な支援を行うことが重要です。

3 外国籍の子どもへの支援

- グローバル化や生産年齢人口の減少に伴い、外国人労働者やその家族である子ども・若者が今後、増加することが予想されており、就園・就学の確保や、日常生活や学校生活における共生が課題となっています。
- 通える日本語教室がない「空白地帯」の解消など「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」に基づき、日本語教育を受ける機会の確保を図る必要があります。

4 性的マイノリティへの支援

- 性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）を理由として、子ども（若者）に対する不当な差別・偏見や、いじめ、孤立、自殺などにつながるおそれがあることから、学校や地域（職場）における理解促進を推進する必要があります。

2 施策の方向性

1 予期せぬ妊娠への支援

- 若者等が妊娠・出産等に関する悩みを一人で抱え込まず相談できるよう支援します。
- 若者が妊娠・出産等について正しく理解し、将来のライフデザインを考えて適切な行動がとれるよう支援します。
- 児童相談所をはじめ関係機関が連携して、新生児・乳幼児の里親委託[※]等を進め、予期せぬ妊娠で生まれた子どもが家庭環境の中で健やかに成長できるよう支援します。

2 ヤングケアラーへの支援

- 学校や地域との連携によりヤングケアラー[※]の早期発見・把握を図るとともに、福祉サービスや家事・育児サービス、学習支援などの適切な支援につないでいくため、市町村、関係機関と連携して全県単位での支援体制の強化を図ります。
- ヤングケアラー[※]の認知度を向上させるとともに、教育や福祉分野など関係者の理解促進を図ります。

3 外国籍の子どもへの支援

- 就園、就学に課題を抱える外国籍の子どもが学習の機会を逸することがないように、日本語の学習機会を確保するとともに、子ども・子育て関連情報の多言語化を推進します。

（性的マイノリティへの支援）

- 性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）を理由とする不当な差別・偏見や、いじめ、孤立、自殺などにつながることを防ぐよう、人権教育や、啓発、相談等を推進します。

3 施策の展開

1 予期せぬ妊娠への支援

・「にんしんＳＯＳながの[※]」において予期せぬ妊娠に悩む方の相談に応じるとともに、産前産後で安定した生活場所のない妊産婦の方へ居場所の提供を行う等、関係機関と連携して援助を行います。若年妊娠に対して、高等学校等と連携し予期せぬ妊娠への対応等について啓発を行うよう努めます。（児童相談・養育支援室）

・若者が悩みを抱えたときに相談できるよう、「成育保健相談」、「性と健康の助産師相談」等による相談支援を行います。（保健・疾病対策課）

・養護教諭研修会等を活用し、児童・生徒から相談を受ける機会の多い養護教諭等の資質向上を図ります。（保健厚生課）

・子どもから相談を受けた養護教諭が、専門医からの指導・助言を受けられる体制を整備します。（保健厚生課）

2 ヤングケアラーへの支援

・学校や地域でヤングケアラーを支援するため、専用相談窓口の設置やコーディネーターの配置、研修会の開催等により教育機関と福祉部門が連携して支援できる体制の構築をサポートします。（次世代サポート課、心の支援課）

・ヤングケアラー[※]の実態を把握し、困難な状況にある子どもを支援につなげる体制の強化に取り組みます。（次世代サポート課、心の支援課）

3 外国籍の子どもへの支援

- ・日本語指導を行う教員、相談員の配置や、日本語学習コーディネーターの派遣により、外国籍児童生徒への就学・学習・生活支援を実施します。（県民政策課、義務教育課、高校教育課）
- ・県民、企業等からの寄付を財源に、日本語指導が必要な外国籍児童生徒への就学援助等を行う「サンタ・プロジェクト」を推進します。（県民政策課）

4 性的マイノリティへの支援

- ・性的マイノリティ※の方々の生きづらさの解消を図るとともに、性的指向及び性自認（ジェンダーアイデンティティ）の多様性に対する県民の理解を促進します。（人権・男女共同参画課）
- ・性の多様性についての正しい知識を普及するため、学校における研修会や講演会を実施します。（心の支援課）
- ・自身の性的指向や性自認（ジェンダーアイデンティティ）について違和感や悩みを抱える方が、ひとりで悩まないように、適切な情報提供、相談窓口の周知等を行います。（人権・男女共同参画課）

第3章 健やかに成長、自立できる社会づくり

第1節 幼児教育の推進

1 現状と課題

- 「信州幼児教育振興指針」（平成31年（2019年）3月策定）の理念と方針に基づく取組を展開し、幼稚園や保育所、認定こども園の園種を越え、県内全ての施設における質の高い幼児教育を実現するため、信州幼児教育支援センター※を平成31年（2019年）4月に開所しました。
- 保育者の不足等に関わる「量の確保」や各家庭等での子育て全般に係る経済的な負担等が課題となっており、生涯にわたる学びと人格形成の基盤を培う時期であるという認識が高まり、「質の向上」の重要性が高まっています。
- 自然体験や生活体験、手伝いといった体験が豊富な子どもや、生活習慣が身についている子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向があります。
- 平成29年（2017年度）に同時改訂された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の教育と小学校教育の接続を相互において考慮していく必要があります。
- 幼児教育の質の向上を図るとともに、就学後への引継ぎを確実に行う必要があります。

2 施策の方向性

- 職能に応じた専門性と長野県の地域特性に応じた保育の質の向上を目指し、研修の機会の確保と充実を図ります。
- 地域や、幼稚園、保育所、認定こども園（以下この項目において「園」といいます。）のもつ特性を生かすとともに、課題解決に向け、実践を通して具体的に学ぶ場として、園内研修の充実を図ります。
- 園で育んだ力を生かし、小学校での主体的な学びが実現できるよう、園・小の現場を互いに理解し、学びの連続の実現に向けた連携を進めます。
- 様々な専門的な機関と連携を図りながら、子どもの特性に応じた支援を行いつつ、友達と共に育ち合う保育の実現を図ります。
- 園と家庭、地域が一体となって、日常的に保育に関わり、子どもの自己肯定感が高まる保育を進めます。
- 地域や園の特性を生かしながら、「信州幼児教育振興指針」に定める基本理念の実現に向け、連携して取り組みます。

3 施策の展開

- ・ 信州幼児教育支援センター※において、幼児期と小学校をつなぐカリキュラム開発等、幼保小の望ましい連携・接続のあり方について検討し、その結果を県内に発信等を行うことで、連携・接続を促進します。（学びの改革支援課、こども・家庭課）
- ・ 保育士等が資質の向上を図り、多様なニーズや課題等への確に対応できるよう、研修機会の確保・充実を図ります。（こども・家庭課）
- ・ 長野県の豊かな自然環境や多様な地域資源（地域文化）を活用し、屋外を中心とする体験活動を積極的に行う幼児教育・保育を推進します。（こども・家庭課）

- ・信州やまほいく（信州型自然保育）※の認定を推進するとともに、認定園の活動フィールドの整備等を行い、森林を活用した保育の安全性確保及び教育環境の充実を図ります。（こども・家庭課）

- ・信州自然留学（山村留学）推進協議会の設置、情報発信の強化などにより、豊かな自然環境や地域の様々な資源を活かした多様な学びの場である信州自然留学（山村留学）※の取組を推進します。（県民の学び支援課）

第2節 心身の健康の基盤づくり

1 現状と課題

1 食習慣・運動習慣

- 令和2年度(2020年度)は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の全校種で肥満傾向が増加していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、体育や部活動が十分に行えなかったことや、生活環境(運動・睡眠・食事)の変化などがその要因として考えられます。
- 朝食を欠食する子どもや、一人又は子どもだけで朝食を食べている子どもが一定割合存在しています。
また、「いつも食べない習慣」の子どもも一定割合存在しており、学校や市町村教育委員会との連携による食育を進める必要があります。
- 「朝食」について「毎日食べる」と回答した割合は、一般家庭の91.4%に対して、周辺家庭で84.6%、困窮家庭で77.3%と低くなっています。
また、「平日ほぼ同じ時間に寝ているか」について、「そうである」と回答した割合は、一般家庭では85.1%であったのに対し、周辺家庭で81.0%、困窮家庭で72.4%と同様に低くなっており、貧困が生活習慣に影響を及ぼしていることが考えられます。
- 近年、小・中学校男女の体力合計点は全国的に低下しており、本県でも同様の傾向にあります。
コロナ禍の影響等により低下していた児童生徒の授業外における週の総運動時間の平均は回復傾向にある一方で、週の総運動時間が60分未満の小学生の割合が増加するなど、運動する子どもとしない子どもの二極化が課題となっています。
- 部活動等に参加「していない」と回答した割合は、一般家庭では33.2%であったのに対し、周辺家庭で45.1%、困窮家庭で47.1%であった。部活動等に参加していない理由として「費用がかかるから」と回答した割合は、一般家庭では4.2%であったのに対し、困窮家庭で13.0%と低くなっています。

肥満度 20%以上の児童生徒の割合

		小4	中2	高2
男	長野県	13.7%	12.2%	11.1%
	全 国	13.2%	12.3%	11.1%
女	長野県	9.2%	8.8%	7.4%
	全 国	9.6%	9.1%	7.0%

R4学校保健統計調査(長野県教育委員会・文部科学省)

体育授業以外の1週間の総運動時間(長野県)

	小5		中2	
	60分未満	420分以上	60分未満	420分以上
男	9.4%	46.5%	9.8%	75.6%
女	18.6%	23.0%	22.1%	52.4%

R5全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)

2 歯科口腔保健

- むし歯のない子どもの割合は、年々増加傾向にありますが、20代・30代で定期的に歯科検診を受診している者の割合は低い状況であり、若者や子育て世代に対して、歯科検診の重要性を啓発する必要があります。

3 思春期保健

- 成人年齢は引き下げられたものの、飲酒・喫煙は20歳になるまでは禁止されることから、引き続き飲酒・喫煙の防止を図ります。
- 習慣的に喫煙している者の割合は減少傾向にあるものの、30～50代の男性の喫煙率は高い状況にあります。
- 20歳未満の人工妊娠中絶数は、近年横ばいで推移しており、引き続き知識の普及等を行う必要があります。

2 施策の方向性

- 心身の健康は、将来の夢や希望を実現するための大切な資本であり、生涯にわたって健康な生活を送るために、生活習慣が確立しはじめる子どもの時から健康に関心を持ち、自律的な健康管理ができるよう「生きる力」の育成を図ることが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行による生活環境（運動・睡眠・食事）の変化や、ストレスや不安の高まりが、心身の健康に与える影響を把握し、成長段階に応じた健康管理を支えていく必要があります。

（生活習慣・運動習慣）

- 望ましい食習慣や適度な運動習慣など正しい生活習慣を身に付け、心身の健康増進につながる基盤の形成を促します。

（疾病の早期発見・予防）

- 子どもが自らの健康状態を適切に把握し、疾病等を有する者については家庭等と連携して適切な指導を行います。

（歯科口腔保健）

- 「長野県歯科口腔保健推進条例」に基づき、定期的な歯科検診受診の推進をはじめとした県民の歯及び口腔の健康づくりに向けた一層の取組を推進します。

（思春期保健）

- 未成年（20歳未満）の喫煙・飲酒・性病感染・薬物乱用に関わる正しい知識の普及啓発を行います。
- 自分らしく生涯にわたって生き生きとした生活を送るため、ストレスと上手に付き合う方法を身に付け、十分な休養をとるなど、こころの健康を維持するための意識付けを図るとともに、子どもたちが悩みを気軽に相談できる場所を提供します。
- 妊娠・出産及び性感染症等に関わる健康教育を行います。

3 施策の展開

1 適切な生活習慣や運動習慣づくり

・各学校の教職員を対象とした研修会により、指導力を向上させ、生きる力を育む食育と健康教育の充実を図ります。（保健厚生課）

・保育所、学校、食育ボランティア等食育に係る関係者が相互に連携しながら、県民の食育活動の実践を促します。（健康増進課、保健厚生課、農産物マーケティング室）

・地域で開催されている「食に関する講座」や「信州こどもカフェ※」など、食事の大切さを伝える場においてバランスのとれた食事について普及できるよう、食育ボランティアや栄養士等の参加を支援します。（健康増進課、次世代サポート課）

・幼児期からの運動の習慣化を図るための「長野県版運動プログラム※」の普及や、個別最適な体育授業の充実などにより、運動に親しみ、運動が好きな子どもを育てます。（保健厚生課）

2 疾病の早期発見・予防

・学校における健康診断を通じて、児童生徒の疾病や異常の早期発見及び生涯にわたる健康の保持増進を目的とした健康状態の把握と健康教育の充実を図ります。（保健厚生課）

・病院勤務と開業の小児科医等が交代制により、夜間の小児救急医療を提供する市町村等に対して運営費を助成し、小児初期救急医療体制を維持します。（保健・疾病対策課）

・休日を含む夜間の小児の病気やけがなどの救急医療に関する電話相談（＃8000）により、患児を抱える保護者を支援します。（保健・疾病対策課）

3 歯科口腔保健

・市町村歯科保健担当者研修会については、対象者を市町村歯科保健担当者に加えて、保健補導員、食生活改善推進協議会員等に拡大し、若者や子育て世代を含めた地域における歯科口腔保健の推進を図ります。（健康増進課）

・在宅重度心身障がい児・者の訪問歯科健診の実施など、困難を抱える子ども・若者の歯科口腔保健の向上に向けて、医療的ケア児等支援センターとも連携し、事業の更なる周知や新規希望者への健診の展開を図っていきます。（健康増進課、障がい者支援課）

・歯科医療職に興味関心を持つ子ども・若者の増加を目的とした職業紹介媒体を作成するほか、歯科健診実施の義務付けがない大学等の学校での歯科健診実施を支援し、歯・口腔からの健康づくりを推進します。（健康増進課）

4 思春期保健の推進

・20歳未満の者に対して、喫煙防止教育出前講座等により、喫煙による健康被害に関する知識の普及、周知を行います。（健康増進課）

・法律に基づく学校、病院等における「敷地内禁煙」や、それ以外の事務所、飲食店等での「原則屋内禁煙」の制度について、周知・啓発等を行い、受動喫煙防止対策を推進します。（健康増進課）

・若者が悩みを抱えたときに相談できるよう、「成育保健相談」、「性と健康の相談」等による相談支援を行います。（保健・疾病対策課）

・子ども支援センター※において、子どもに関する様々な相談に対応します。（児童相談・養育支援室）

・学校生活相談センター※での電話・電子メール相談やLINE相談を通して、学校生活に関する様々な相談に対応します。（心の支援課）

・妊娠・出産等に関する健康教育の実施に加え、適切な知識が得られるようWEBサイト（長野県妊活支援サイト「妊活ながの」等）におけるプレコンセプションケア※の啓発を行います。（保健・疾病対策課）

地域で様々な関係者が連携し、食を通じた人づくり・地域づくりに取り組んでいます
～学校等における郷土食講座の開催～

本県には、学校や地域において食を通じた健康づくりや食文化の継承等の食育活動に取り組んでいる「食育ボランティア」が大勢います。

食育ボランティアは、子ども達に郷土食やそれにまつわる行事、先人の教え、食の大切さを伝える諸活動を通して、食に対する感謝の念や理解を深めるとともに、ふるさとへの愛情を育てることに貢献されています。

【事例紹介】

学校や公民館等で郷土食講座を開催して、調理体験と共に、食にまつわる行事やその意義、文化的背景を伝えています。（木祖村食生活改善推進協議会）



（小学生に郷土食講座で料理体験）

第3節 青少年の健全育成

1 現状と課題

1 青少年の非行防止

- 県内の非行少年の総数や、再非行者率は減少傾向にあります。非行少年の再犯の減少に向けた取組を推進する必要があります。
- 全国的に覚醒剤事犯で検挙された30歳未満の者は減少傾向にあるものの、大麻事犯で検挙された30歳未満の者は平成26年（2014年）から増加に転じており、若者に乱用が多い危険ドラッグをはじめ、薬物依存の防止に向けた取組を推進する必要があります。

2 青少年のインターネットの適正利用の推進

- 県内の児童生徒のインターネット利用時間は長くなっており、保護者の想像する利用時間を上回っています。児童生徒のみならず、保護者など大人のインターネットの適正利用を推進する必要があります。
- 10代、20代の若者はネット依存の傾向が高い状況にあります。青少年のネット依存を防ぐため、インターネット適正利用を推進するための普及啓発を行う必要があります。

3 青少年の社会参加の促進

- 少子化に伴い地域の担い手となる若者が減少しており、ボランティア活動や地域活動など公共的活動に参加する青少年の割合も少ない状況です。地域の担い手となる青少年の公共的活動などへの参加の促進に向けた啓発及び情報提供が必要です。
- 子どもの自然体験がこの10年の間でやや減少しています。
自然体験や生活体験、文化芸術体験などが豊富な子どもは、自己肯定感が高く、探究力が身に付いている傾向もみられることから、社会参加への意欲や関心を育む自然体験などの体験活動を充実する必要があります。
- 「こども基本法（令和4年法律第77号）」に基づき全ての子どもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会を確保していくため、取組を進めていくことが必要です。

児童生徒が平日1日3時間を超えて学習以外でインターネットを利用する割合（長野県）

	R1	R2※	R3	R4	R5	R6
小学生	10.5%	15.3%	10.3%	13.9%	14.9%	16.1%
中学生	15.6%	25.3%	16.4%	20.2%	22.4%	23.0%
高校生	49.2%	65.3%	48.5%	52.9%	49.8%	48.1%

インターネットについてのアンケート（県教育委員会）

※R2は、新型コロナウイルス感染症対策のための自宅待機後の調査であったため、指数が大きく増加している。

2 施策の方向性

- 「青少年は地域社会から育む」という観点に立ち、行政と県民が一体となって青少年の非行や薬物乱用を生まない社会づくりを目指します。
- 青少年のインターネットの適正利用について、行政、県民、学校、民間が一体となり、社会全体で推進します。併せて、青少年が自ら考え、自ら行動する取組を推進します。
- 次世代を担う青少年が、自らが暮らす地域に誇りと愛着をもち、地域づくりに積極的に関わることができるよう、ボランティア活動や地域活動などの公共的活動や自然体験などの様々な体験活動への参加を促進します。

- 子ども関連施策の策定、実施及び評価の各段階において、子どもや子育て当事者の意見を幅広く聴取し、施策への反映を検討します。

3 施策の展開

1 青少年の非行防止

- ・青少年の健全育成や、よりよい社会環境づくりのため、県民や団体等と連携し、地域における啓発活動や巡回活動を推進します。（次世代サポート課）
- ・信州あいさつ運動*や子どもの居場所づくりへの参加など、地域で青少年を見守り、育てるボランティアである青少年サポーター*を育成します。（次世代サポート課）
- ・少年警察ボランティア*や長野県警察大学生ボランティア等と協力し、少年のたまり場となりやすい場所の街頭補導や、少年の不適切な書き込みについてサイバーパトロール*による発見活動を実施します。（警察本部人身安全・少年課）
- ・関係機関等と連携し、少年の立ち直りを支援し、再非行を防止する取組を推進します。（警察本部人身安全・少年課）
- ・少年の規範意識の向上を図るため、大麻を始めとした薬物乱用防止教室や非行防止教室を実施します。（警察本部人身安全・少年課）
- ・犯罪や非行をした人を支援する福祉関係者と司法関係者の連携ネットワーク構築等により、再犯防止の取組を推進します。（地域福祉課）

2 薬物乱用防止

- ・長野県薬物乱用対策推進協議会*を開催して関係者の連携を図り、併せて「ダメ。ゼッタイ。」普及運動*を推進するとともに、学校薬剤師等を通じた薬物乱用防止教育への協力や、小中高校生に対する出前講座を実施し、薬物乱用防止を推進します。（薬事管理課）
- ・薬物乱用防止教育研修会を開催し、各学校が開催する薬物乱用防止教室の指導者育成に取り組むとともに、専門家と連携した薬物依存の怖さや薬物に関する正しい知識等の習得を図ります。（保健厚生課）

3 インターネットの適正利用

- ・官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会*において、子ども・保護者への啓発活動や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。（次世代サポート課）
- ・保護者や地域住民等が、自主的に開催する情報モラル等の研修に対し助成することにより、インターネットやスマートフォンの適正利用や情報モラルについて学ぶ機会を増やします。（次世代サポート課）
- ・ネットトラブルの対応方法と相談先をまとめたWebサイト「信州ネットトラブルバスターズ」に最新のトラブルの実例を掲載します。（心の支援課、次世代サポート課）
- ・情報モラルの向上、デジタル・シティズンシップ教育を推進するため「高校生ICT*カンファレンス」を開催するとともに、参加校との連携による情報発信を行います。（心の支援課、次世代サポート課、県警本部人身安全・少年課）

4 社会参加の促進

- ・単独市町村では解決困難な課題に対して圏域での活動基盤を構築する等により、ボランティア活動への参加気運の醸成と活動の普及を図ります。（地域福祉課）

- ・子どもの声や、女性・若者の意見を聴くため、新たに「こども・若者モニター制度」を実施します。（次世代サポート課）
- ・計画策定や事業評価等の県の政策形成過程においては、次代を担う子ども・若者の意見を聴くなど、子ども・若者の社会参画を推進します。（関係課）
- ・若者の社会参画を促すため、行政や企業等に対して信州をよりよくする提案を行う場を設けるとともに、若者の交流を促進します。（次世代サポート課）
- ・政治・行政・職場・地域の重要な意思決定に若者が参画できるようにするため、県の審議会等に若者を積極的に登用します。（次世代サポート課）
- ・地域ごとにユースセンター（高校生等の居場所など）の設置を促進します。（次世代サポート課）
- ・長野県の豊かな自然環境や多様な地域資源（地域文化）を活用し、屋外を中心とする体験活動を積極的に行う幼児教育・保育を推進します。（こども・家庭課）
- ・自然体験活動を通じて豊かな情操や社会性を養い、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、県立少年自然の家においてふれあい自然体験キャンプ等を実施します。（生涯学習課）

ネットに笑顔を奪われないように ～青少年のインターネット適正利用推進に関する取組～

平成 27 年に官民協働で設置された「長野県青少年インターネット適正利用推進協議会」では、「子どもとメディア信州」が県や県教育員会等と協力して実施している「スマホ、タブレット、ゲーム機等に関するアンケート調査」の結果を踏まえながら、各参加団体が実施している青少年の情報モラルに関する事業や課題について討議し、専門の講師をお招きしてインターネットに起因するトラブルを巡る最新の動向について情報を得ています。

また、毎年新学期の時期に合わせて、小学生高学年から中学生とその保護者を対象に啓発リーフレットを作成し配布を行っている他、令和 4 年度からネットトラブルに関する相談先や緊急の対処法をまとめたウェブサイト「信州ネットトラブルバスターズ」を開設し、新たな広報を開始しています。

これは、小中学生に一人一台のタブレット端末を整備する「GIGA スクール構想」により、タブレットを自宅に持ち帰ることで、ネット利用のハードルが下がっていることを踏まえて、被害に遭った時に抱え込まず、身近な人や窓口相談してもらうために行っているもので、多くの児童生徒に利用していただくよう官民で協力して周知に取り組んでいます。



（信州ネットトラブルバスターズ）

第4節 子どもの性被害防止

1 現状と課題

- 子どもの性被害関連犯罪は平成29年（2017年）以降、減少傾向にあったものの、令和元年（2019年）以降は横ばいとなっています。子どもの性被害防止に向け、行政、学校、県民、関係機関等が一体となった施策を推進する必要があります。
- SNS※に起因する事犯の被害や、その多くを占める児童ポルノ事犯における自画撮り被害など、インターネットを介し、子どもが性被害に巻き込まれる事案は減少傾向にあるものの、一定の被害が発生しています。子どもが性被害に巻き込まれる原因となっているインターネットやスマートフォンについて、適正利用のための有効な取組手法を確立する必要があります。

2 施策の方向性

- 子どもを性被害から守るため、「長野県子どもを性被害から守るための条例（平成28年長野県条例第31号）」に基づき、県、県民、学校等が相互に連携・協力した取組を総合的に推進します。
- 子どもの性被害の契機となるインターネットの適正利用を社会全体で推進します。
- インターネットの適正利用について、子どもが自ら考え、自ら行動する取組を推進するとともに、保護者などの大人の認識を高めます。

3 施策の展開

1 子どもを性被害から守るための予防、性被害に遭った子どもへの支援に向けた取組

（人権教育・性教育の充実）

- ・性被害防止のための人権教育や情報モラルに関する指導が行えるよう、児童生徒のインターネットの利用状況やトラブルの実例を踏まえた講演等を行う「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を派遣します。（心の支援課）
- ・性に関する指導研修会等の開催により、全ての教職員が性に関する問題に関心を持ち、性に関して悩みを抱える児童生徒への対応ができるよう資質向上を図ります。（保健厚生課）
- ・保護者や地域住民等が、自主的に開催する性教育や人権教育等の研修に対し助成することにより、子どもの性被害予防について学ぶ機会を増やします。（次世代サポート課）
- ・子どもの相談場所や居場所となる「まちの保健室」の取組や子どもの居場所に訪問して相談を受ける「信州こどもカフェおでかけ保健室」の取組を促進し、地域・家庭における性教育の取組を支援します。（次世代サポート課）

（相談体制や性被害を受けた子どもを支える仕組み）

- ・電話相談を24時間365日受け付ける性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）※を設置し、学校等関係機関とも連携しながら、性暴力被害者の心身の負担軽減、健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止します。（人権・男女共同参画課）
- ・スクールカウンセラー※の体制充実を検討します。（心の支援課）
- ・心の専門家であるスクールカウンセラー※が児童生徒の相談支援を実施するとともに、社会福祉等の専門的な知識を持つスクールソーシャルワーカー※が、児童生徒を取り巻く環境等の課題に対応します。（心の支援課）

- ・子ども支援センター※において、子どもに関する様々な相談に対応します。（児童相談・養育支援室）

- ・深刻化する子どもに係る様々な問題に的確に対応するため、児童相談所職員・市町村職員に対する研修等を通じて、児童相談所等の相談体制・専門機能の充実・強化を図るとともに、市町村において要保護児童等に関する情報の交換や支援内容を協議する「要保護児童対策地域協議会」※の機能強化を支援することにより、相談支援体制の整備を進めます。（児童相談・養育支援室）

- ・犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるまでの間、被害の状況、原因、被害者等が置かれた個々の状況等に応じた適切かつ途切れることのない支援を確保するため、関係機関等と連携し、犯罪被害者に対する二次被害に配慮した支援、人権の保護対策を組織的に推進します。（警察本部警務課犯罪被害者支援室）

- ・電話を通じて子どもの悩み等を受け止める「チャイルドライン※」を運営する団体に対して支援を行います。（次世代サポート課）

- ・SNS※活用（LINE等）により、悩んでいる子どもが孤立することなく相談できるよう、年間を通じて定期的に相談窓口を開設します。（心の支援課）

- ・子どもから相談を受けた養護教諭が、専門医からの指導・助言を受けられる体制を整備します。（保健厚生課）

2 子どもが性被害に巻き込まれないためのインターネットの適正利用の推進

- ・官民協働で設置する長野県青少年インターネット適正利用推進協議会※において、子ども・保護者への啓発活動や情報交換等を通じて、実効性のあるインターネット適正利用の取組を推進します。（次世代サポート課）

- ・保護者や地域住民等が、自主的に開催する情報モラル等の研修に対し助成することにより、インターネットを介した子どもの性被害予防について学ぶ機会を増やします。（次世代サポート課）

- ・ネットトラブルの対応方法と相談先をまとめたWebサイト「信州ネットトラブルバスターズ」に性被害トラブルについて掲載します。（心の支援課、次世代サポート課）

- ・「ネットを契機とする性被害防止のための指導方法等研修会」を開催するとともに、若い教職員向けの研修会の内容を充実させ、インターネット及びスマートフォンの適正利用を指導します。（心の支援課）

- ・児童に対する情報モラル教育や保護者に対する啓発を行っていくほか、SNS※上の児童の性被害につながる不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、メッセージを投稿して注意喚起を行う取組を推進します。（警察本部人身安全・少年課）

- ・性被害防止のための人権教育や情報モラルに関する指導が行えるよう、「子どもの性被害防止教育キャラバン隊」を派遣します。講演内容については、児童生徒のインターネットの利用状況やトラブルの実例などを踏まえ、毎年検討します。（心の支援課）

- ・PTA研修会の講演会や分科会を通して、情報モラルや性被害防止について考える機会を増やせるよう検討します。（生涯学習課）

第4編 成果指標

各施策の進捗状況や成果について、以下の指標により評価を行います。

施策区分	指標名	現状	目標
	出生数	12,514 人 (2021 年)	13,400 人 (2027 年)
	合計特殊出生率	1.44 (2021 年)	1.61 (2027 年)
1 1	県内出身学生のUターン就職率	36.5% (2022.3 月卒)	45.0%以上 (2027.3 月卒)
1 1	県内大学卒業生の県内就職率	53.4% (2021 年度)	58.0% (2027 年度)
1 1	一般労働者の総実労働時間	1,952.4 時間 (2021 年)	1,885 時間 (2027 年)
1 2	婚姻数	7,347 件 (2021 年)	8,750 件 (2027 年)
1 2	県と市町村等の結婚支援事業による婚姻件数	75 組 (2021 年)	150 組 (2027 年)
1 2	「ながの結婚マッチングシステム」利用可能市町村数	53 市町村 (2021 年)	77 市町村 (2024 年)
1 3	子ども家庭支援拠点（こども家庭センター）設置市町村数	42 市町村 (2021 年)	77 市町村 (2024 年度)
1 3	理想の子ども数を持てない理由として経済的負担を挙げた人の割合	55.5% (2022 年)	40.0%以下 (2027 年)
1 3	理想の子ども数を持てない理由として育児の心理的負担等を挙げた人の割合	21.4% (2022 年)	17.0%以下 (2027 年)
1 3	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合（3.4 か月児健診）	78.0% (2021 年)	95% (2023 年)
1 3	保育所等の待機児童数（4 月 1 日現在）	9 人 (2022 年)	0 人 (2028 年)
1 3	病児・病後児保育利用可能市町村割合	89.6% (2022 年)	90.9% (2024 年度)
1 4	職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業数	234 社 (2022 年 12 月)	340 社 (2028.3 月)
1 4	県内事業所の男性従業員の育児休業取得率	19.8% (2021 年度)	30% (2025 年度)
1 6	信州やまほいく認定園数・所在する市町村数	270 園・43 市町村 (2022 年 10 月)	330 園・77 市町村 (2028 年)
1 6	信州自然留学者数（山村留学者数）	172 人 (2022 年 4 月時点)	340 人 (2028 年 4 月時点)
2 1	子どもの貧困対策推進計画策定市町村数	23 市町村 (2021 年度)	77 市町村 (2024 年度)
2 1	信州こどもカフェ数、設置市町村数	159 箇所 46 市町村 (2021 年度)	270 箇所 77 市町村 (2027 年度)
2 1	生活保護世帯の子どもの大学等進学率	30.5% (2021 年)	50.0% (2027 年)

2	1	児童養護施設入所児童の大学等進学率	33.3% (2021 年)	54.0% (2024 年)
2	1	生活保護受給者のうち就労支援を受けた人の就労率	37.6% (2020 年)	43.8% (2026 年)
2	1	母子家庭等就業・自立支援センターを通じた就業者数	94 人 (2021 年)	117 人 (2027 年)
2	2	里親等委託率	21.8% (2021 年)	44.1% (2029 年)
2	3	不登校児童生徒が学校内外で専門的な相談・指導を受けた割合	66.6% (2021 年)	現状以上 (2026 年)
2	3	不登校児童生徒が通所しているフリースクールの数	73 (2021 年度)	93 (2027 年度)
2	4	困難を有する子ども・若者支援のための地域協議会における要支援者の支援完了及び継続者の割合	91.1% (2021 年)	91.1%以上 (2027 年)
2	5	児童発達支援事業所数	131 か所 (2021 年)	137 か所 (2023 年)
2	5	放課後等デイサービス事業所数	239 か所 (2021 年)	240 か所 (2023 年)
2	5	特別支援学校高等部卒業生の就労率	29.4% (2021 年)	32.4% (2026 年)
2	8	20 歳未満の自殺死亡率（人口 10 万対）	4.80 (2021 年)	ゼロ (2027 年)
2	8	S O S の出し方に関する教育を実施する公立中学校の割合	87.8% (2021 年)	100% (2027 年)
2	9	ヤングケアラー支援ネットワーク体制を構築している市町村数	1 市町村 (2022 年度)	77 市町村 (2027 年度)
3	1	保育士・幼稚園教諭のキャリアアップ研修受講者割合	31.5% (2021 年)	70.0% (2024 年度)
3	2	朝食を欠食する児童生徒の割合	小 6 3.4% 中 3 5.0% (2020 年)	2020 年度実績値以下
3	2	体育授業以外における 1 週間の総運動時間が 60 分未満の子どもの割合（中学生女子）	18.2% (2022 年)	17% (2027 年)
3	2	むし歯のない子どもの割合	3 歳 89.5% 12 歳 74.0% (2020 年)	3 歳 90% 12 歳 70% (2027 年度)
3	3 3 4	子どもの性被害予防及び情報モラル教育のため地域で開催する研修会への延べ参加人数（累積）	44,586 人 (2017～2021 年度)	60,000 人 (2023～2027 年度)

用語解説

あ 行	
あいサポーター	多様な障がいの特性や障がいのある人が困っていることを理解し、障がいのある人が日常生活で困っているときに手助け等を実践する人。あいサポーター研修の受講等により誰でもなることができる。
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない（又はできない）人に対し、支援を行う人が問題に応じて家庭等に出向き、必要な相談、助言または指導を行うこと。
新しい社会的養育ビジョン	平成 28 年（2016 年）児童福祉法改正の理念を具体化するため、平成 29 年（2017 年）8 月に厚生労働省設置の有識者会議が、今後の社会的養育の在り方や、それらの実現に向けた改革の工程等を取りまとめたもの
いい育児の日	子育てを支える家庭や地域の大切さをアピールし、行動を起こすことを目的に、長野県を含む 13 県の知事が参加する「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が 11 月 19 日を「いい育児の日」として制定。
イクボス・温かボス	「部下や同僚等の育児や介護、ワーク・ライフ・バランス等に配慮・理解のある上司」のこと。
医療勤務環境改善支援センター	医療法に基づき、平成 27 年度（2015 年度）に設置した医療従事者の勤務環境改善を促進するための拠点。医業経営、労務管理、看護それぞれに精通したアドバイザーが医療機関の勤務環境改善に係る取組の支援を行う。
インクルーシブな教育	障がいのある子が、自立と社会参加に向け、できる限り身近な地域で同世代の友と共に学ぶ中で持てる力を最大限伸ばすことができる教育であるとともに、障がいのない子も含めたすべての子が、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、「多様な他者とつながる力」、「多様な価値観の中で問題を解決していく力」を育む教育
インセンティブ	意欲をかき立てる要因、動機づけ
インターンシップ	学生等に就業体験の機会を提供する制度。職業選択、適性を見極めを目的として、学生等が企業等で一定期間、就業体験をする。
エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）	産後うつ病のスクリーニング票として、母親の状態が、うつの傾向にあるかなどを判断し、育児支援や早期受診につなげるために用いられている。

か 行	
学校生活相談センター（24 時間子供 SOS ダイヤル）	長野県いじめ防止対策推進条例第 12 条に基づき、児童生徒や保護者等がいじめや不登校など、学校生活における様々な悩みの相談に応じるために、長野県教育委員会事務局心の支援課内に設置された相談窓口（文部科学省の全国統一ダイヤルの一環）
家庭の日	家族みんなが顔をそろえ、子どもたちの健やかな成長を願う日として、毎月第 3 日曜日を「家庭の日」と定め、昭和 41 年（1966 年）5 月の青少年育成国民会議の発足と同時に、国民運動として全国に普及 一方、子どもを家族が育み、家族を地域社会が支えることの大切さについての理解の促進を図るため、内閣府が平成 19 年度から 11 月第 3 日曜日を「家族の日」、その前後各 1 週間を「家族の週間」と制定している。
家庭養育優先原則	国や地方公共団体の責務として、子どもの健全な育成のために、（地域の中で）子どもが家庭で養育されるよう保護者を支援すること、ただし、家庭での養育が困難又は適当でない場合の代替養育先としては、家庭における養育環境と同様の養育環境として、養子縁組、里親・ファミリーホームを優先して、必要な措置を講じなければならないこと。平成 28 年の児童福祉法改正により規定された。

G I G Aワークブック	児童生徒が、学習のねらいに応じて、必要な情報活用能力（メディアリテラシーと情報モラル）を学ぶことができるワークブック
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むことを通して、キャリア発達を促す教育
教育機会確保法	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）」の略。不登校の子どもや学齢期に就学の機会が提供されなかった人に、学校外での多様な学びの場を提供することを目的とした法律
教育支援センター（中間教室）	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充及び基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む。）を行うことにより、その社会的自立に資することを目的に設置するもの。
高等職業訓練促進資金	高等職業訓練促進給付金を活用して、看護師や保育士等専門性の高い資格取得を目指すひとり親家庭の母又は父に対し、給付金に加えて入学準備金などを返還免除条件付きで行う貸付資金
子育て世代包括支援センター	市町村における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために「母子保健サービス」「子育て支援サービス」を一体的に提供できるようにきめ細かな相談支援等を行う包括的支援の拠点。母子保健法に位置付けられ法律上の名称は「母子健康包括支援センター」
子ども・若者支援地域協議会	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、地域の関係機関が連携して支援することを目的とした、子ども・若者育成支援推進法に基づくネットワーク
こども家庭センター	令和 6 年 4 月に施行された令和 4 年の改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を維持した上で、組織的な見直しを行い、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関として、市町村が設置に努めることとされている。 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて、新たに支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）を担うこととされた。
子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う市町村の拠点
子ども支援センター	子どもが抱えるいじめ、体罰等の悩みのほか、保護者が抱える育児や子育ての悩みなど子どもに関する様々な悩みに幅広く対応するため、長野県が設置した総合相談窓口
子どもの自殺危機対応チーム	自殺のリスクが高い子どもを支援する学校や市町村等が困難ケースに直面したとき、専門的見地からの助言や支援を行う多職種の専門家で構成するチーム。令和元年（2019 年）10 月に設置
子ども・若者総合相談センター	子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う、子ども・若者育成支援推進法に基づく拠点
婚活サポーター	結婚を希望する若者に出会いの相談や仲介等を行う、長野県公認のボランティア

さ 行	
サイバーパトロール	ウェブサイトや電子掲示板等を閲覧して違法・有害情報を発見する活動
里親委託	保護者のない子どもや虐待等により保護者に監護させることが不適当であると認められる子どもについて、児童相談所から養育の委託をすること。

児童家庭支援センター	専門的な知識技術を必要とする児童相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた子ども及びその家庭への指導、市町村の求めに応じ技術的助言などの必要な援助を行う機関。地方公共団体、社会福祉法人等が設置・運営の主体となる。
児童館	18歳未満のすべての児童を対象とし健全な遊びを与えてその健康の増進等を目的とする施設
児童福祉司	児童福祉法13条で定められた要件を満たし、児童相談所で子どもの福祉に関する相談に応じて、子どもや保護者等に必要な支援・指導等の業務を行う職員
児童扶養手当	母子・父子家庭等で養育される児童を対象とし、その児童を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父又は養育者に支給される手当
社内婚活サポーター	県から提供する結婚支援情報等を社内で周知・広報し、結婚を希望する社員を応援する担当者
就学援助制度	「学校教育法」の実施義務に基づき、各市町村が、経済的理由により小・中学校への就学が困難と認められる学齢児童生徒等の保護者に対して、学用品の給与などの援助を行う制度
就学支援金	経済的負担を軽減する必要がある世帯の子どもの高校授業料に充てるための支援金
就業・自立支援センター	就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、母子家庭の母等に対して一貫した就業支援サービス等を行い、その自立を支援する機関
就労移行支援	障害者総合支援法に基づき、一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス
就労継続支援	障害者総合支援法に基づき、一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型がある。
障害児通所支援	児童福祉法に基づき、障がい児に対して、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。未就学の障がい児に対する「児童発達支援」と学齢期の障がい児に対する「放課後等デイサービス」、また保育所等に訪問し職員への助言・指導や児童の集団への適応訓練を行う「保育所等訪問支援」がある。
障害者就業・生活支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者の就業面と生活面における一体的な支援を行う機関で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や就職後の職場定着のための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。
障がい者スポーツ地域コーディネーター	地域において障がい者がスポーツを行う機会を拡大するため、障がい者の実態把握や一般スポーツ界への受け入れの働きかけ、スポーツに関する情報提供や相談、指導者の紹介等を行う人
障がい者総合支援センター	障がい者の地域生活を総合的に支える総合相談窓口として圏域ごとに設置され、市町村と県がそれぞれ専門の職員を配置し、面接・電話・訪問等により相談支援を行う。
奨学給付金	すべての高校生が経済的な事情に左右されずに安心して教育を受けられるよう、低所得世帯を対象に支給する給付金
小児慢性特定疾病	小児の慢性疾患のうち、医療費の一部が助成される特定の疾病のこと。慢性に経過し、症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させること等が要件で、16疾患群788疾病が対象となっている（R3.11.1適用）
少年警察ボランティア	警察職員と協働して街頭補導活動、広報啓発活動その他少年の健全育成のための活動に取り組んでいるボランティア

職場いきいき アドバンスカ ンパニー	県が認証する、誰もが生き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み、実践する企業。
職場環境改善 アドバイザー	職場環境改善のためのアドバイスや職場いきいきアドバンスカンパニーの認証を推進するため、県が委託し、県内全域の企業を訪問している。
女性から選ば れる長野県を 目指すリーダ ーの会	女性の職業生活における活躍の推進に向けて、県内企業・法人、自治体のリーダーが集い、情報や課題を共有して更なる行動につなげるとともに、こうした取組を発信し、広く県内のリーダーの意識改革、行動変容の契機とするため、令和5年9月に発足した会
信州あいさつ 運動	家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり、地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動
信州型フリー スクール	県の定める認証基準に全て適合し、知事が認証したフリースクール
信州こどもカ フェ	学習支援や食事提供を核に、悩み相談、学用品のリユース等の様々な機能を持ち、継続的に開催する子どもの居場所の総称（愛称）
信州自然留学 （山村留学）	都市部の子どもたちが自然豊かな農山村地域の共同宿泊施設や農家などで暮らし、地元の学校に通いながら、自然体験や生活体験をする取組。本県では山村留学発祥の地として、信州の豊かな自然環境を活かした活動を全国に広く発信するため、「信州自然留学」と名付け、取組を推進している。
信州母子保健 推進センター	県内どこの市町村においても同じ水準で妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する体制が構築できることを目指し、平成27年度（2015年度）に設置。母子保健推進員による市町村への母子保健事業、困難事例等への助言、県内外の母子保健関係の情報収集・分析、技術研修会等実施している。
信州やまほい く（信州型自 然保育）	豊かな自然環境を生かし、子どもが本来もっている自ら学び成長しようとする力を育む保育・幼児教育
信州幼児教育 支援センター	「信州幼児教育振興指針」（平成31年（2019年）3月策定）の理念と方針に基づく取組を展開し、幼稚園や保育所、認定こども園の園種を越え、県内全ての施設における質の高い幼児教育を実現するため、平成31年（2019年）4月開所
信州リゾート テレワーク	本県が提案する普段の職場や居住地から離れ、信州ならではの魅力あふれる地域に滞在して仕事をする新たなライフスタイル
スクールカウ ンセラー	学校内における教育相談体制の充実のために、県内の公立学校に配置または派遣する心の専門家（公認心理師・臨床心理士等）。児童生徒や保護者の悩みに対してカウンセリングや相談を行ったり、教師への助言等を行ったりする。
スクールソー シャルワーカー	様々な課題を抱えている児童生徒に対して、背景にある家庭や社会的要因を踏まえ、社会福祉等の関係機関との調整を行いながら、児童生徒を取り巻く環境の改善を図る専門家（社会福祉士、精神保健福祉士）
生活訓練	障害者総合支援法に基づき、知的又は精神に障がいのある人に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス

生活就労支援センター（まいさぼ）	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行い、個々人の状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要なサービスの提供につなげたり、就労支援等を行う自立相談支援機関。長野県では、市と共同して名称を「生活就労支援センター」、愛称「まいさぼ」と統一。「まいさぼ」には、相談者自身が自らの課題を整理し、「マイサポートプラン」を作って再出発できるような寄り添い支援を目指すという意味が込められている。
生活福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯の生活を経済的に支えるため、無利子や低利子の資金貸付と生活相談・支援を行うもので、①総合支援資金、②福祉資金、③教育支援資金、④不動産担保型生活資金があり、貸付限度額、償還期限等はそれぞれ異なる。市町村社会福祉協議会が申請の窓口となり、長野県社会福祉協議会が審査し貸付を決定する。
青少年サポーター	次代を担う青少年が心身ともに健全にたくましく成長するために、「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立って、青少年の健全育成と自主活動をサポートする長野県公認のボランティア
性的マイノリティ	性自認（ジェンダーアイデンティティ）が出生時に判定された性と一致しない人又は性的指向（恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性に限らない人のことをいい、「性的少数者」ともいう。例えば、出生時に判定された性と性自認が異なる人（トランスジェンダー）、女性として女性が好きな人（レズビアン）、男性として男性が好きな人（ゲイ）、男女どちらにも性愛感情を抱く人（バイセクシュアル）などの人が性的マイノリティにあたる。
性暴力被害者支援センター（りんどうハートながの）	性暴力被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化を防止することを目的として、平成28年（2016年）7月27日に開設。24時間・365日電話での相談を受け付け、関係機関と連携して各種支援を行う。
先進医療	高度な医療技術を用いた治療等のうち、公的医療保険対象外（費用自己負担）であるが、厚生労働大臣が一般の保険診療との併用を認めることとしたもの
相対的貧困	世帯の可処分所得などをもとに子どもを含めて家族一人ひとりの所得を仮に計算し、順番に並べた時、真ん中の人の額の半額（貧困線）に満たない状態
ソーシャルスキルトレーニング	対人関係や集団行動を上手に営んでいくための技能（言語、非言語を通して適切に相手に反応するための対人行動）を習得するプログラム

た 行	
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動	国連麻薬委員会において採択された新国連薬物乱用根絶宣言（2019～2029年）の支援事業として、国・都道府県・関係団体等、官民一体となって薬物乱用防止を推進する取組
地域自立支援協議会	地域の関係者（行政、福祉、医療、教育、当事者等）が相互の連絡を図ることにより、地域の障がい者等の支援体制に関する課題を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場
地域の教科書	区費の金額、役員の決め方、葬儀の慣習、草刈りや水路掃除などの共同作業、あいさつの仕方など、集落等によって異なる様々なルールをとりまとめた地域の取り扱い説明書。移住者とのミスマッチを防ぎ、未永く暮らすための大切なツール。

地域プラットフォーム	県、市町村、NPO、関係団体、支援団体、民間企業及びボランティア等の多様な主体により構成され、地域が一体となって子どもの居場所づくりを推進するための連携・支援組織
地域未来塾	教員OBや大学生などの地域住民の協力やICTの活用により、学習支援が必要な小・中学生等に対して、地域と学校が連携・協働して学習支援を行う取組
チャイルドライン	18歳までの子どものための相談先。専用電話を通して、子どもに対してあたたかく寄り添ってその声を聞く。電話番号は全国共通
通級指導教室	通常の学級に在籍し、一部特別な指導が必要な児童生徒に対して、障がいによる学習上・生活上の困難を改善・克服するための指導を行うための教室
デジとしょ信州	令和4年8月から県内全市町村と県が協働で運営している電子図書館。パソコンやスマートフォン、タブレット等からアクセスして画面上で電子書籍を読むことができるもの。県民は利用登録すれば誰でも無料で使うことができる。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した、場所にとらわれない柔軟な働き方の総称。テレワークには、「雇用型」（企業に勤務している人が行うテレワーク）と、「自営型」（企業に勤務しない個人事業者が行うテレワーク）がある。
特別養子縁組	保護者のない子どもや実親により養育が困難な子どもの養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図るもののうち、戸籍の記載が実親子と同様の関係をとるもの

な 行	
長野県婚活支援センター	市町村等が運営する公的結婚相談所間の連携強化や、結婚支援情報の収集・発信の一元化等のため、県が平成28年（2016年）10月に設置した機関で、令和7年（2025年）4月から民間委託により運営予定。
長野県将来世代応援県民会議	幼少期から青年期まで切れ目なく、子ども・若者の健やかな成長を社会全体で支え、応援するとともに、安心して結婚・出産・子育てができる長野県づくりをオール信州で推進するため、平成29年（2017年）6月に設立した官民協働の組織
長野県青少年インターネット適正利用推進協議会	青少年のインターネットの適正利用及び情報リテラシー向上のための普及啓発活動を実施し、青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境整備を推進するため、教育・事業者・行政など官民の関係者が連携して平成27年（2015年）10月に設置された組織
長野県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法及び長野県青少年問題協議会条例に基づき設置され、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議する県の附属機関
長野県版運動プログラム	子どもの運動習慣づくりを通して、体力・運動能力の向上を計るとともに、コミュニケーション能力等社会性の発達を促し、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送る基盤を培うことを目的に作成された幼児期から中学生期までの成長段階に応じた長野県オリジナルの運動プログラム
長野県薬物乱用対策推進協議会	薬物乱用防止意識の醸成のため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等の啓発活動を、総合的・効果的に推進する協議会。関係機関及び団体で構成されている。
一般財団法人長野県林業労働財団	長野県内で林業従事者の育成・確保及び労働環境の改善に関する事業を行う法人

ニューロダイバーシティ	「脳や神経、それに由来する個人レベルでの様々な特性の違いを多様性（個性）と捉えて相互に尊重し、それらの違いを社会の中で活かしていこう」という考え方
ニート（若年無業者）	15歳～34歳の仕事をしていない、また失業者として求職活動をしていない人のうち、家事も通学もしていない人
にんしんSOSながの	予期せぬ妊娠に関する悩みを抱える人に対し、専門スタッフによる電話等による相談を実施
妊活検診	現在の健康状態が妊娠に適しているか、妊娠に向けたリスクがないかを確認するための検査の総称（長野県独自の呼称）
農福連携	農業分野での障がい者等の就労を推進し、障がい者等の自立と農業の担い手確保等を目指す取組

は 行	
発達障がいサポート・マネージャー	全年代、全分野における発達障がい者支援の知識及び経験を有し、発達障がい者に直接関わっている支援者に対して総合的な助言及び必要な支援への橋渡し等を行う人。県内10圏域に1名ずつ配置
発達障がい者サポーター	発達障がいに関する基本的な知識を持ち、地域、職域、学校等において発達障がいのある人や家族を支える人。90分または45分の発達障がい者サポーター養成講座を修了していることが要件
発達障がい者支援センター	発達障害者支援法に基づき設置されている機関。発達障がい者及びその家族への相談支援、支援関係者に対する研修、普及啓発等を実施する。
発達障がい者支援対策協議会	発達障がい者に対して、乳幼児期から成人期までの各年代を通して一貫した支援のあり方を協議するため、県に設置されている協議会。発達障がい者の支援に関し学識や経験を有する、医療、福祉、就労、教育等の分野出身である16名の委員から構成されている。
パーマネンシー保障	子どもの健全な成長のため、子ども（自身）が永続的であると信頼できる養育環境（子どものニーズに関心を払い、自分のことをいつでも受け止めてもらえると子どもが感じられる養育者による養育）を保障していくこと。子どもの実親による養育がもっとも望ましいが、それが困難な場合は親族等による養育や養子縁組による養育などが考えられる。
ひきこもり支援センター	ひきこもり当事者からの相談対応やひきこもりに関する普及啓発を図るため、県精神保健福祉センター内に設置されている機関
一場所多役	例えば、子どもの居場所において、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品等のリユースなど、複数の機能・役割を持つことで相乗効果をもたらすこと。
副次的な学籍	特別支援学校に在籍する児童生徒の副次的な学籍を居住する地域の小中学校に置くことにより、双方の児童生徒が同じ地域の仲間としての意識を高め合い、交流及び共同学習を継続的に進める仕組み
不登校特例校	不登校児童生徒に対し、その実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校のこと
フリースクール	学校外において、不登校児童生徒に対して学びや社会的な自立支援の提供を行う民間施設
フリーター	年齢が15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚者のうち、仕事の形態が「パート・アルバイト」である人等
プレコンセプションケア	成育基本法に基づく成育基本方針において「女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組み」とされている。 将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。

保育士・保育所支援センター	保育士資格を持つ方の再就職支援等を行うため、コーディネーターが保育所等とのマッチング等を行う。
放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う取組
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図ることを目的とする施設
放課後児童支援員認定資格研修	放課後児童支援員として必要な知識、技能を習得することを目的とした研修。放課後児童クラブで放課後児童支援員として従事するためには当該研修の修了証が必要
放課後等デイサービス	児童福祉法に基づき、学齢期の障がい児に対して、通所により授業の終了後又は休校日に生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行うサービス
法定雇用率（障がい者）	「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、事業主が達成を義務付けられている、常時雇用する従業員に占める障がい者の割合
母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、都道府県等から貸付けを受けられる資金。ひとり家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

や 行	
要保護児童対策地域協議会	被虐待児童をはじめとする要保護児童等の早期発見、適切な保護や支援を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応することを目的として協議を行う。
夜間中学	義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、本国で義務教育を修了していない外国籍の方などに対して、夜間その他特別な時間において授業を行う中学校
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている子どものこと

ら 行	
リユース	再利用すること。そのままの形体でもう一度使うこと。
林福連携	林業分野での障がい者の就労を推進し、障がい者等の自立や林業の担い手確保の実現を目指す取組み

わ 行	
ワーケーション	「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語。リゾート地などで休みを取りつつ（又は引っ越しして）テレワークをする働き方のこと。

英 字	
A I	Artificial Intelligence 人工知能。人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。具体的には、人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラムなどを指す。

I C T	Information & Communications Technology 情報通信技術。情報技術の「I T (Information Technology)」に通信の「C (Communications)」を組み合わせた用語
S N S	Social Networking Service の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス
V U C A	変動性 (Volatility)、不確実性 (Uncertainty)、複雑性 (Complexity)、曖昧性 (Ambiguity)の頭文字。不安定で不確実で複雑で曖昧な状況のこと